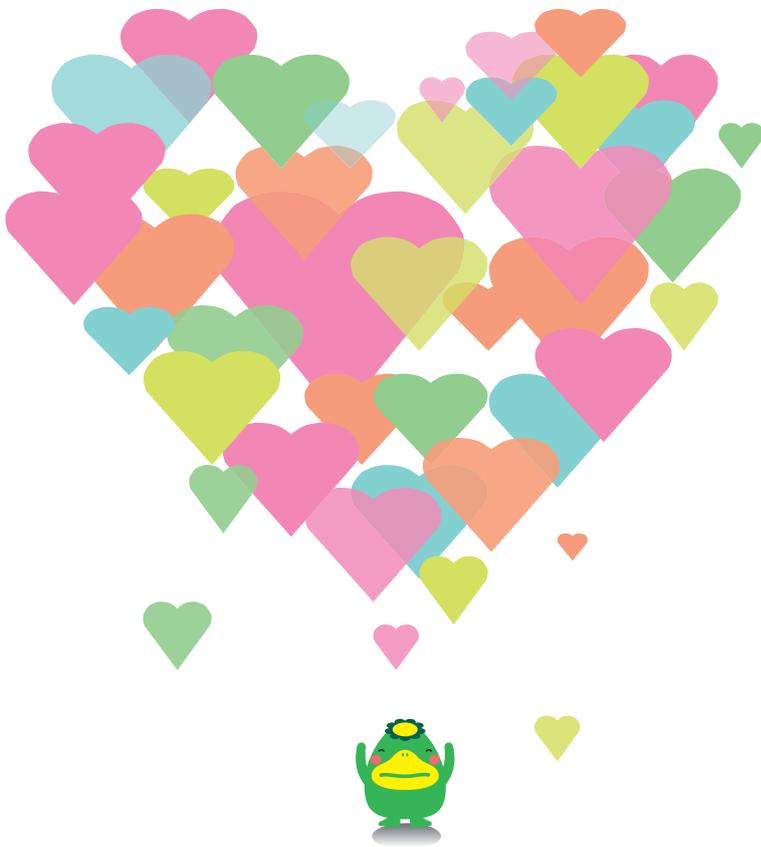


第3期

# 久留米市 障害者計画



平成30年度  
(2018年度)

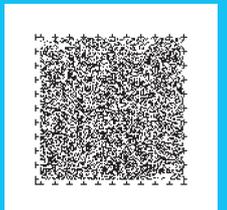


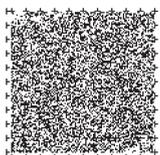
平成35年度  
(2023年度)

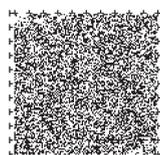
平成30年(2018年)3月

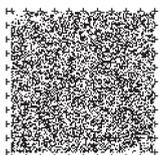


久留米市









## 「第3期久留米市障害者計画」策定にあたって



我が国では、「障害者の権利に関する条約」の署名を契機として、関係する様々な法制度の整備・充実が進み、障害者の権利及び尊厳の保護・促進が一層図られました。

こうした動きとあいまって、久留米市では、平成19年に障害者施策の基本的な考え方を示す「第1期久留米市障害者計画」を策定し、これを発展的に継承した「第2期久留米市障害者計画」のもと、市民や地域の関係機関の皆様と一緒に、障害のある人の暮らしを支援する様々な取り組みを進めてきました。

近年では、障害の有無に関わらず、誰もが支え合いながら、地域で安心して暮らしていくことができる「我が事・丸ごと」地域共生社会の実現をめざすなか、障害者の暮らし方を考え直す大きな転換点を迎えています。

また、障害者とその介護者の高齢化、障害の早期発見に伴う乳幼児期からの一貫した支援体制や大規模災害発生時の的確な避難・支援体制の整備、医療的ケアが必要な方への配慮など、障害者を取り巻く環境は、より複雑化・多様化しており、的確かつ柔軟な対応が求められています。

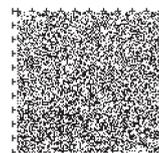
こうしたなか、障害者福祉制度や社会情勢の変化など時代の潮流を踏まえ、障害者が自らの意思により地域で自立した生活を実現できる社会をめざし、このたび「第3期久留米市障害者計画」を策定しました。

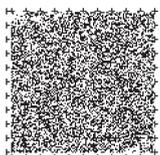
今後、市民の皆様との協力・協働をより一層図りながら本計画の推進に努め、本市が掲げる「住みやすさ日本一」を誰もが感じることができるまちづくりを進めてまいります。市民の皆様には、引き続き障害者福祉へのご理解ご協力を賜りますようお願いいたします。

最後に、本計画の策定にあたり、熱心にご審議いただき、ご提言を賜りました久留米市地域生活支援協議会障害者計画等策定検討部会委員の皆様をはじめ、貴重なご意見をお寄せいただきました市民の皆様、調査にご協力いただきました関係機関の皆様を中心に感謝申し上げます。

平成30年3月

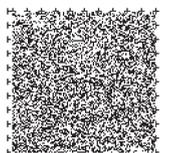
久留米市長 大久保 勉



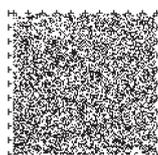


# ◇◇◇ 目 次 ◇◇◇

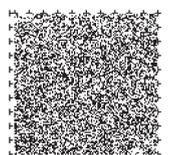
<b>第1部 計画の概要</b> .....	<b>1</b>
<b>第1章 計画策定にあたって</b> .....	<b>1</b>
1. 計画策定の背景と目的 .....	1
2. 計画の位置づけ .....	2
3. 計画の期間 .....	2
4. 計画策定の体制と過程 .....	3
<b>第2章 障害者を取り巻く現状</b> .....	<b>5</b>
1. 障害者に関わる法制度の動向 .....	5
2. 障害者の動向 .....	6
3. 障害者(児)生活実態調査などからみた現状 .....	6
4. 第2期計画の進捗と課題 .....	8
<b>第2部 計画の基本的な考え方</b> .....	<b>9</b>
<b>第1章 計画策定の視点</b> .....	<b>9</b>
1. 法制度の動向 .....	10
2. 調査等に基づくニーズ .....	10
3. 現行計画の進捗・課題 .....	10
4. 対応を強化すべき障害者問題 .....	10
5. 社会情勢 .....	10
6. 関連計画との整合性 .....	11
7. 中核市としての取組 .....	11
8. 本市の重点的取組 .....	11
<b>第2章 計画の基本理念</b> .....	<b>12</b>
<b>第3章 計画の基本目標</b> .....	<b>13</b>
1. 壁をなくし認め合って生きるために .....	13
2. 安全と安心のために .....	13
3. 支援が必要な子どもの発達支援と保育・教育の充実のために .....	14
4. 自立して暮らし続けるために .....	14
5. 生きがいを持って自分らしく生きるために .....	14
<b>第4章 施策の体系</b> .....	<b>15</b>
<b>第5章 重点施策</b> .....	<b>16</b>
<b>第6章 障害者福祉施策における成果指標</b> .....	<b>18</b>
1. 総合成果指標 .....	18
2. 重点施策成果指標 .....	18

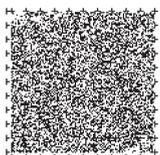


<b>第3部 計画の展開</b> .....	<b>20</b>
<b>第1章 壁をなくし認め合って生きるために</b> .....	<b>20</b>
1. ノーマライゼーションの意識啓発の充実 <b>重点施策</b> .....	20
2. 情報アクセシビリティの向上 .....	22
3. 障害者にやさしいまちづくりの推進 .....	24
<b>第2章 安全と安心のために</b> .....	<b>26</b>
1. 差別の解消・権利擁護の推進 <b>重点施策</b> .....	26
2. 防災・防犯対策の推進 <b>重点施策</b> .....	28
<b>第3章 支援が必要な子どもの     発達支援と保育・教育の充実のために</b> .....	<b>30</b>
1. 障害の早期発見・早期対応 .....	30
2. 療育・保育・教育の切れ目のない支援 <b>重点施策</b> .....	31
3. 療育の充実 .....	33
4. 学校教育の充実 .....	36
<b>第4章 自立して暮らし続けるために</b> .....	<b>38</b>
1. 一般就労の促進 .....	38
2. 福祉的就労の充実 .....	40
3. 就労支援の充実 .....	41
4. 住まいの確保と居住支援の充実 <b>重点施策</b> .....	43
5. 在宅福祉サービスなどの充実 <b>重点施策</b> .....	45
6. 外出支援の充実 .....	47
7. 経済的支援の充実 .....	49
8. 相談支援体制の充実 .....	50
9. 保健サービスの充実 .....	52
10. 医療サービスの充実 .....	53
<b>第5章 生きがいを持って自分らしく生きるために</b> .....	<b>54</b>
1. 日中活動の促進 .....	54
2. スポーツ・文化活動への参加促進 .....	56
3. 社会教育の充実 .....	57
4. 地域活動や国内外交流の促進 <b>重点施策</b> .....	59
5. ボランティアなどの育成・活動促進 .....	61
<b>第4部 計画の推進</b> .....	<b>63</b>
<b>第1章 計画の進行管理</b> .....	<b>63</b>
1. 基本的な考え方 .....	63
2. 数値目標 .....	63
3. 推進体制 .....	63



<b>第5部 資料編</b> .....	<b>65</b>
<b>第1章 障害者の動向</b> .....	<b>65</b>
1. 障害者手帳所持者の状況 .....	65
2. 身体障害者の状況 .....	66
3. 知的障害者の状況 .....	68
4. 精神障害者の状況 .....	69
5. 発達障害児などの状況 .....	71
6. 難病患者の状況 .....	72
<b>第2章 障害者（児）生活実態調査結果</b> .....	<b>73</b>
1. 調査の目的 .....	73
2. 調査の設計 .....	73
3. 回収結果 .....	73
4. 調査結果の概要 .....	74
<b>第3章 関係団体等インタビュー調査</b> .....	<b>83</b>
1. 調査の概要 .....	83
2. 当事者団体 .....	83
3. 生活関連事業団体 .....	87
<b>第4章 計画策定の経緯</b> .....	<b>88</b>
<b>第5章 久留米市障害者地域生活支援協議会           設置要綱、専門部会名簿</b> .....	<b>89</b>
1. 久留米市障害者地域生活支援協議会設置要綱 .....	89
2. 久留米市障害者地域生活支援協議会専門部会 （障害者計画等策定検討部会）名簿 .....	92
<b>第6章 久留米市障害者地域生活支援協議会           の検討結果について</b> .....	<b>93</b>
<b>第7章 久留米市障害者計画等策定推進会議 設置要綱</b> .....	<b>94</b>
<b>第8章 用語解説</b> .....	<b>97</b>





# 第1部 計画の概要

## 第1章

### 計画策定にあたって

#### 1 計画策定の背景と目的

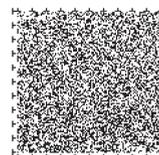
本市は、平成18年度（2006年度）～平成25年度（2013年度）を計画期間とする「第1期久留米市障害者計画」（以下、「第1期計画」という。）、平成26年度（2014年度）～平成29年度（2017年度）を計画期間とする「第2期久留米市障害者計画」（以下、「第2期計画」という。）に基づき、市民や地域の関係機関等と協議・連携しながら、障害者福祉の推進に取り組んできました。

この間、障害者を取り巻く社会環境は大きく変化し、国では、平成19年度（2007年度）に署名した「障害者の権利に関する条約（以下、「障害者権利条約」という。）」の批准に向け、平成21年度（2009年度）から当面5年間を障害者の制度に係る改革の集中期間と位置づけ、「障害者基本法」をはじめ、障害者基本法の概念を具体化する重要な法律を相次いで成立・改正し、障害者福祉施策全体の向上を図っています。

その後、「ニッポン一億総活躍プラン」が閣議決定され、「我が事・丸ごと」地域共生社会実現本部が設置されるなど、地域共生社会の実現に向けた新たなまちづくりが進められている中、平成29年度（2017年度）、障害者基本法に基づく国の障害者施策に関する基本計画となる「障害者基本計画（第4次）」の策定が進められており、今後5年間の国による障害者支援施策の基本的方向が明らかになっているところです。

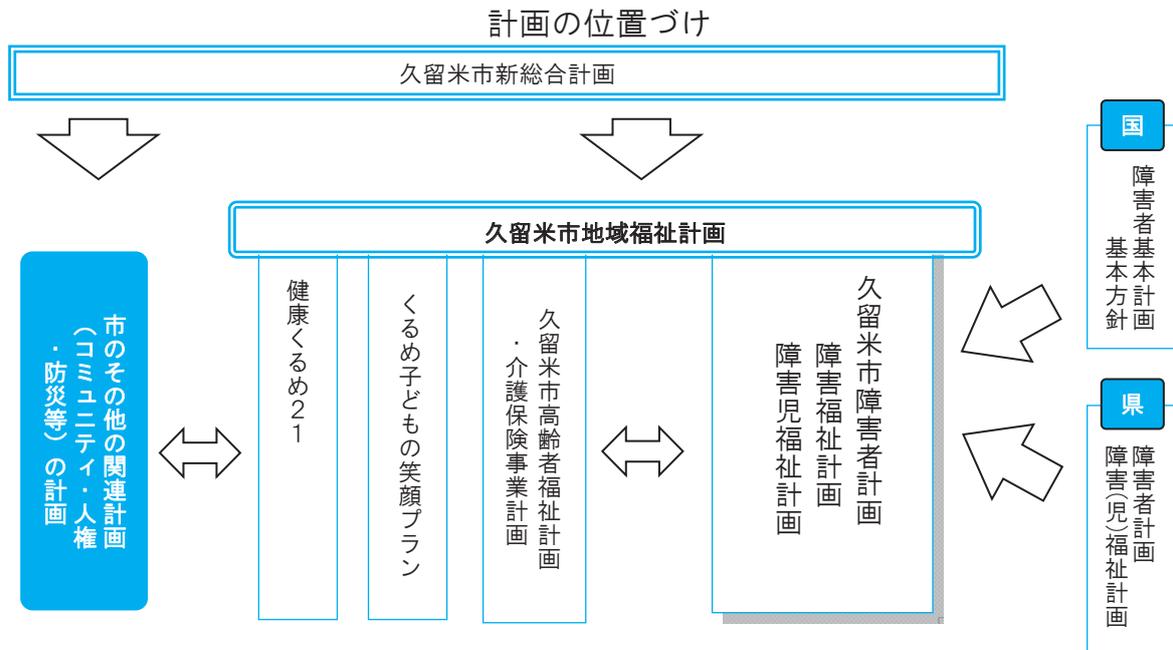
こうした中、法制度以外の社会情勢に目を向けると、少子高齢社会・人口減少社会の本格化や地域情勢の変化、九州北部豪雨や熊本地震など身近な地域での大規模災害の発生など、障害者の暮らしに大きく影響する事象が発生しており、障害者の安全・安心な暮らしの確保がより重要な課題となっています。

本計画は、こうした障害者を取り巻く様々な社会環境の変化や、本市の第2期計画の取組状況等を踏まえ、障害者基本法が目的とする「全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現」に向け、障害者の自立及び社会参加・参画の支援等に係る各種施策を推進するために策定します。



## 2 計画の位置づけ

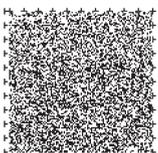
- ◆この計画は、障害者基本法（第11条）に基づく「市町村障害者計画」として、本市における障害者のための施策全般に関する基本的な事項を定めた計画です。
- ◆この計画は、「久留米市新総合計画」をはじめ、「久留米市地域福祉計画」、「久留米市高齢者福祉計画・介護保険事業計画」、「くるめ子どもの笑顔プラン」、「健康くるめ21」などの保健福祉分野の計画や、教育やまちづくり、人権、防災などのその他の関連分野の計画等と整合性を図って策定しました。



## 3 計画の期間

この計画は、長期的かつ継続的な展望を視野に入れつつも、国の「障害者計画（第4次）」（計画期間：平成30年度（2018年度）～平成34年度（2022年度））や本市の障害福祉計画などの関連計画の計画期間を踏まえるとともに、社会情勢や法制度改正への対応を考慮し、平成30年度（2018年度）～平成35年度（2023年度）までの6年間を計画期間とします。

H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31	H32	H33	H34	H35
久留米市障害者計画（第1期計画）【H18-H25】		久留米市障害者計画（第2期計画）【H26-H29】				久留米市障害者計画（第3期計画）【H30-H35】					
久留米市障害福祉計画（第3期計画）【H24-H26】			久留米市障害福祉計画（第4期計画）【H27-H29】			久留米市障害福祉計画（第5期計画） 久留米市障害児福祉計画（第1期計画）【H30-H32】			久留米市障害福祉計画（第6期計画） 久留米市障害児福祉計画（第2期計画）【H33-H35】		



## 4 計画策定の体制と過程

### (1) 計画の策定体制

- ◆この計画は、本市の障害者支援等について検討・協議を行う「久留米市障害者地域生活支援協議会」の下部組織として、障害者の当事者団体や障害者支援に係る各種団体・機関やサービス事業者、公募市民、学識経験者などで構成する「障害者計画等策定検討部会」を設置し、計画内容等について、当事者・関係者の意見を反映できるよう努めました。
- ◆また、庁内の検討組織として「久留米市障害者計画等策定推進会議」等を設置し、検討部会の協議内容等も踏まえて、関係部局間の調整を行いました。
- ◆なお、計画策定にあたっては、アンケート方式による障害者(児)生活実態調査をはじめ、関係団体へのインタビュー調査やアンケート調査、市民説明会、パブリック・コメントにより、障害者やその家族などの当事者、支援者、その他の市民の意見の反映に努めました。

### (2) 当事者・市民意見の反映手法

#### ① 障害者(児)生活実態調査

障害者の生活の現状やニーズを把握し、計画策定の基礎資料とするため、平成29年(2017年)1月～3月に、身体・知的・精神障害者(児)、難病患者、発達の面で支援が必要と思われる子どもを持つ保護者を対象とした3種類のアンケート調査を実施しました。

#### ② 関係団体等への実態調査

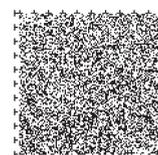
障害者(児)生活実態調査を補完する調査として、身体・知的・精神・発達障害の当事者団体へのインタビュー調査とともに、難病や高次脳機能障害、引きこもりなどの当事者団体や、障害者の地域生活に関わりが深い生活関連事業団体(金融、交通、商業施設、文化施設、就労支援機関、保育・教育機関など)へのアンケート調査を実施しました。

#### ③ 市民説明会

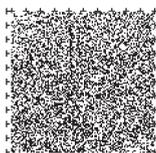
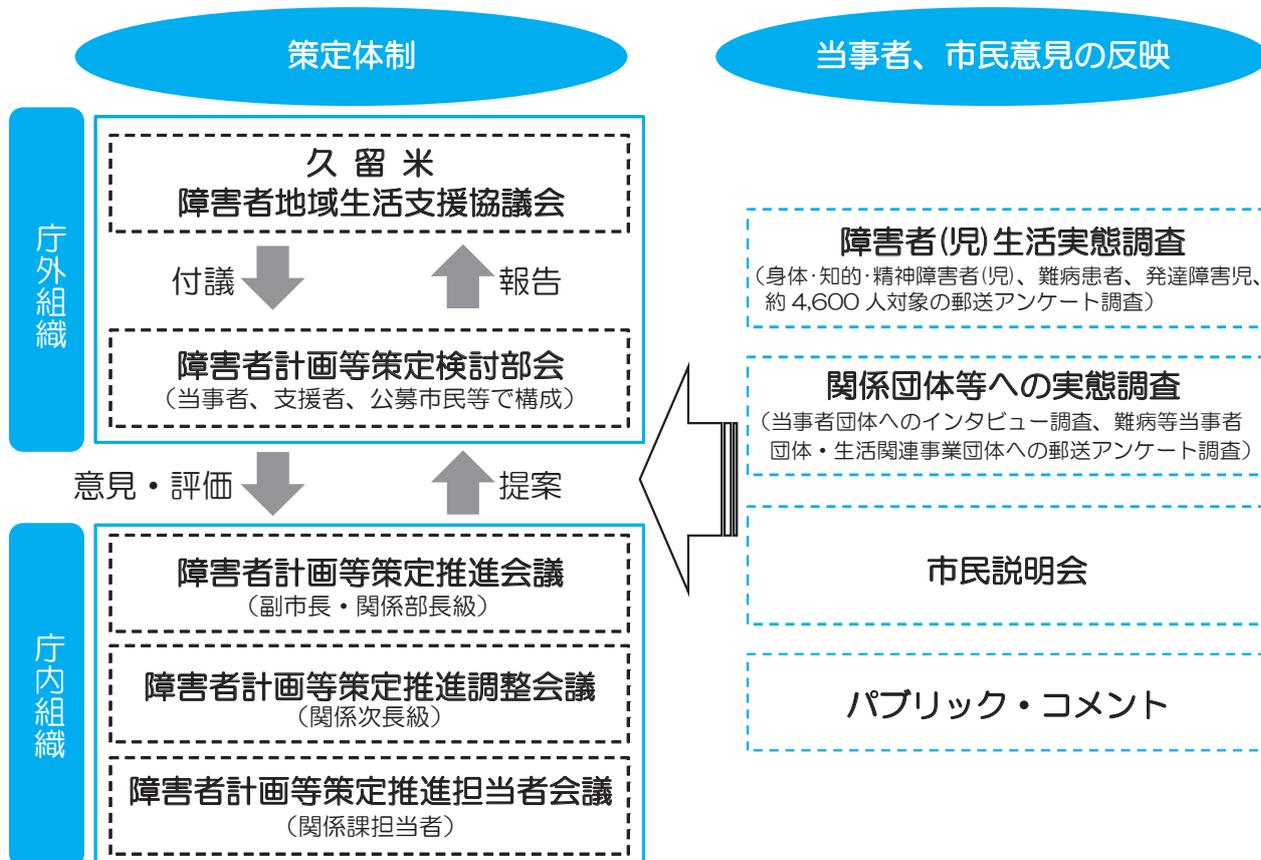
平成30年(2018年)3月3日(土)に本計画に関する市民説明会を開催しました。説明会では、障害者(児)生活実態調査の結果や第2期計画の進捗状況・課題、本計画の素案などを報告しました。

#### ④ パブリック・コメント

平成30年(2018年)2月16日(金)から3月19日(月)までの間、計画素案を公表し意見を聴取する「市民意見提出手続(パブリック・コメント)」を実施しました。



計画の策定体制および策定過程



## 第2章

### 障害者を取り巻く現状

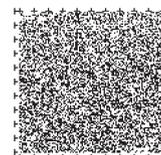
#### 1 障害者に関わる法制度の動向

我が国は、平成21年（2009年）12月、内閣に「障がい者制度改革推進本部」を設置し、当面5年間の障害者の制度に係る改革の集中期間と位置づけ、障害者権利条約の締結に必要な国内法の整備をはじめとする障害者関連制度の改革を推進してきました。

特に、平成23年（2011年）の障害者基本法の改正においては、日常生活または社会生活において障害者が受ける制限は、社会の在り方との関係によって生ずるといふ、いわゆる「社会モデル」に基づく障害者の概念や、障害者権利条約で示されている「合理的配慮」の概念が盛り込まれるなど、新たな障害者福祉施策の推進に向けた基本方針が整理されました。その後、基本法の内容を具体化するための関連法の成立やニッポン一億総活躍プランの閣議決定、基本法に基づく国の基本計画（障害者基本計画〔第4次〕）が策定されています。

図表 障害者福祉施策に関わる主な動向

時期	事項	概要
H19. 9	障害者権利条約に署名	障害者に関する初めての国際条約
H21.12	障がい者制度改革推進本部の設置	障害者制度改革に向けた取組の開始
H23. 6	障害者虐待防止法の成立	虐待の定義、防止策を明記
H23. 7	障害者基本法の改正	障害者の定義の見直し、「合理的配慮」の概念や「差別禁止」の明記
H24. 6	障害者総合支援法の成立	障害者自立支援法の見直し、障害への難病追加、制度の谷間の解消
//	障害者優先調達推進法の成立	障害者就労施設などへの物品等の需要の増進
H24.10	障害者虐待防止法の施行	
H25. 4	障害者総合支援法の施行	
//	障害者優先調達推進法の施行	
H25. 6	障害者差別解消法の成立	<ul style="list-style-type: none"> <li>・障害者基本法の差別禁止の概念の具体化</li> <li>・障害を理由とする差別的取り扱いの禁止</li> <li>・合理的配慮の提供</li> </ul>
//	障害者雇用促進法の改正	雇用分野における差別禁止の具体化
H26. 1	障害者権利条約の批准	
H28. 4	障害者差別解消法の施行	
H28. 5	成年後見制度利用促進法の施行	国において成年後見制度利用促進基本計画の策定及び成年後見制度利用促進会議等の設置
H28. 6	ニッポン一億総活躍プランの閣議決定	<ul style="list-style-type: none"> <li>・障害者、難病患者、がん患者等の活躍支援</li> <li>・地域共生社会の実現</li> </ul>
H28. 7	「我が事・丸ごと」地域共生社会実現本部の設置	「我が事・丸ごと」の地域づくり・包括的な支援体制の整備
H28. 8	発達障害者支援法の改正	発達障害者支援地域協議会の設置
H30. 4	障害者総合支援法及び児童福祉法の改正	<ul style="list-style-type: none"> <li>・自立生活援助の創設、就労定着支援の創設、居宅訪問型児童発達支援の創設</li> <li>・高齢障害者の介護保険サービスの円滑利用</li> <li>・障害児のサービス提供体制の計画的な構築（「障害児福祉計画」の策定）</li> <li>・医療的ケアを要する障害児に対する支援</li> </ul>



## 2 障害者の動向

### (1) 障害者手帳所持者等の状況

- ◆身体障害者手帳所持者数は、第2期計画策定時（平成25年度（2013年度））以降、減少傾向にあります。一方、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の所持者数は、近年増加傾向にあります。（身体障害者手帳所持者0.9倍、療育手帳所持者1.2倍、精神障害者保健福祉手帳所持者1.2倍）。
- ◆精神障害者については、自立支援医療（精神通院医療）受給者も増加しています（1.2倍）。

### (2) その他の障害や難病の状況

- ◆幼児教育研究所の相談件数や通級指導教室の利用人数は増加傾向にあり、発達障害などをはじめとした、発達面での支援が必要な子どもが増えていることがわかります。
- ◆特定疾患医療を受給している難病患者も増加しており、平成28年度（2016年度）で2,300人を超えており、潰瘍性大腸炎などの消化器系疾患やパーキンソン病などの神経・筋疾患などの患者が多くなっています。

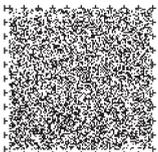
## 3 障害者（児）生活実態調査などからみた現状

### (1) 障害者への理解・差別の現状、虐待の現状

- ◆差別を感じたり、嫌な思いをしたりしたことがある人は依然として多く、特に知的障害者・精神障害者では3割を超えています（3障害、難病、発達）。
- ◆障害者理解のための啓発として、難病患者は「難病患者の生活についてマスコミを通じた周知」、発達の面で支援が必要と思われる子どもを持つ保護者は「学校での福祉教育の充実」が市民理解向上に必要と考えています（難病、発達）。
- ◆全体では、虐待を受けた可能性がある人が1割近くを占めていますが、精神障害者では22.1%と高くなっています。また、虐待を受けたときの相談先は、「家族」が最も多くなっています（3障害）。

### (2) 災害に関する現状

- ◆災害に対する備えをしていない人が8割近くを占めています（3障害）。
- ◆約3割の人は災害時に避難所まで避難できないと回答しており、特に知的障害者では半数近くを占めています（3障害）。
- ◆災害時に不安なこととして、「正確な情報が流れてこない」「避難所で障害に応じた対応があるか心配」「避難所で必要な薬・治療が受けられない」などが上位にあがっています（3障害）。



### (3) 子どもの発達支援や教育をめぐる現状

- ◆少なくとも約6割の保護者が、通園や通学をするにあたって何らかの困りごとを抱えています（3障害）。
- ◆18歳以降の進路を決めかねている人も多く、15～18歳でも約4人に1人が進路を決めかねています（3障害）。
- ◆発達の面で支援が必要と思われる子どもを持つ保護者の半数以上の方が、乳幼児期から学校卒業まで相談・療育・訓練を一貫して行う機関が市内にないことに困っています（発達）。
- ◆教育に関する要望では、教職員への障害児支援に関する研修・啓発の充実を求める人が多く、特に発達の面で支援が必要と思われる子どもを持つ保護者では6割強と特に高くなっています（3障害、発達）。

### (4) 雇用・就労の現状

- ◆就労者の割合（一般就労と福祉的就労を合わせた割合）は、最も高い50歳代でも4割程度に止まります（3障害）。
- ◆就労している人の仕事上の悩み・困りごとは、「収入が少ないこと」が最も多くなっています（3障害）。
- ◆障害者が働くために必要な条件については、「周囲が自分を理解してくれること」「障害にあった仕事であること」「勤務時間や日数を調整できること」などが上位にあがっており、障害特性に応じた就労環境・条件整備が求められています（3障害）。

### (5) 家族による介助や生活課題の抱え込みの現状

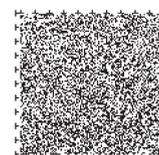
- ◆主な介助者は配偶者や親等の家族が約6割を占めるなど、家族が障害者の身の回りの支援の中心を担っている状況ですが、ヘルパーの利用も増えています（3障害）。
- ◆生活上の困りごとを相談する相手も「家族・親族」が半数を超えており、相談相手の中心となっています（3障害）。

### (6) 地域活動の現状

- ◆障害者の約7割が地域活動に参加しておらず、地域との交流が少ない状況となっています（3障害）。
- ◆地域活動等への参加にあたっての妨げとなるものとして、「健康や体力に自信がない」「どのような活動が行われているか知らない」「コミュニケーションが難しい」「一緒に活動する友人・仲間がいない」が上位にあがっており、身体的な問題に加え、地域との関係性の不足が、地域活動に参加しない原因となっています（3障害）。

#### ■調査対象について

表 記	調 査 対 象
3障害	身体障害者手帳所持者、療育手帳所持者、精神障害者保健福祉手帳所持者、自立支援医療（精神通院制度）利用者
難 病	特定疾患医療受給者証所持者（身体障害者手帳所持者除く）
発 達	発達の面で支援が必要と思われる子どもを持つ保護者



## 4 第2期計画の進捗と課題

第2期計画は、「誰もが その人らしく 暮らし続けることができる まちの実現に向けて」を基本理念として、その実現のため5つの基本目標と11施策分野を設定し、161の施策に取り組んできました。これらの施策について、計画した施策目標に対する実施状況や課題を所管課において総括するとともに、4段階の達成度評価基準に基づき、各所管課で達成度の自己評価を行いました。その結果、全体の8割を超える施策でほぼ目標を達成（評価S・A）できていますが、その一方で目標達成に至らなかった施策も一部ありました。

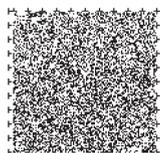
この計画では、これらの第2期計画の進捗と課題を踏まえた取組が必要です。

図表 第2期計画の進捗と課題

基本目標	分野	達成度評価（施策数）							第3期計画策定にあたっての主な課題など
		全体	S	A	B	C	(再掲) S+A	S+A の割合	
1	1 啓発・広報	26	2	20	4	0	22	85%	●ノーマライゼーション・差別のないまちの実現のため、長期的・継続的な啓発活動
	2 生活環境	15	0	11	4	0	11	73%	●民間企業や市民を巻き込んだ取組
2	3 権利擁護	8	0	7	1	0	7	88%	●更なる相談支援体制の充実・周知 ●各種機関との恒常的な連携の仕組みづくり
	4 防災・防犯	14	0	9	5	0	9	64%	●障害者を災害や犯罪から守る取組強化
3	5 療育・保育	17	3	14	0	0	17	100%	●障害児の暮らしや学びを多角的・長期的に捉えた柔軟で継続的な支援
	6 教育・育成	19	3	15	1	0	18	95%	
4	7 雇用・就労	13	2	10	1	0	12	92%	●障害者就労定着の視点での支援
	8 生活支援	22	4	13	4	1	17	77%	●社会資源の開発や支援体制の充実
	9 保健・医療	7	0	5	1	1	5	71%	●障害者が利用しやすい環境づくりや周知活動
5	10 日中活動	7	1	5	1	0	6	86%	●重度障害者の行き場の確保
	11 社会活動	13	0	11	2	0	11	85%	●障害者の社会参画を促す取組
全体		161	15	120	24	2	135	84%	

### 〈達成度評価基準〉

S	目標を上回った、あるいは高い成果が得られた。（100%以上）
A	ほぼ目標は達成した。（80～100%程度）
B	目標の達成に至らない、成果が出るまで時間を要す。（60～80%程度）
C	取組に着手できなかった、あるいは施策内容を見直したため目標が達成できない。

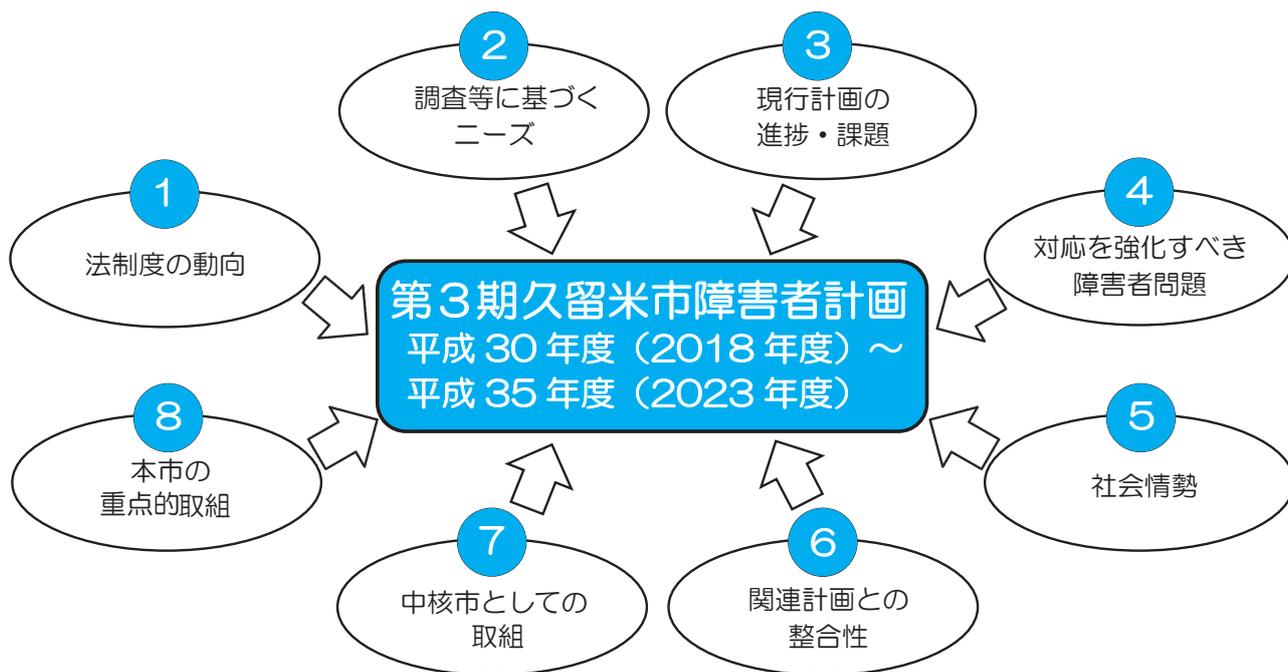


## 第2部 計画の基本的な考え方

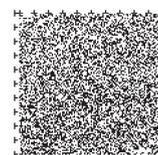
### 第1章

#### 計画策定の視点

この計画の策定にあたっては、第1部で整理した国の法制度改革などの動向や、障害者(児)生活実態調査などの各種調査で把握した市民ニーズ、第2期計画の進捗と課題をはじめとした、以下の8つの視点を考慮しました。



視 点	内 容
1 法制度の動向	現行計画策定後の関連法制度改革への対応（障害者基本法等）、障害者への差別禁止・合理的配慮の提供、「我が事・丸ごと」地域共生社会の実現
2 調査等に基づくニーズ	障害者(児)実態調査、インタビュー調査等で把握した課題や市民ニーズへの対応
3 現行計画の進捗・課題	現行計画進捗評価に基づく課題への対応
4 対応を強化すべき障害者問題	発達障害、医療的ケアが必要な障害児者、行動障害、難病、高次脳機能障害、複合的困難（障害のある女性・子ども・高齢者等に関する問題）等の課題への対応
5 社会情勢	高齢社会・人口減少社会の進展、障害者数の増加、景気・経済状況の影響等、障害者を取り巻く社会情勢を考慮
6 関連計画との整合性	総合計画、地域福祉計画、高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画、子どもの笑顔プラン、健康くるめ21等との整合
7 中核市としての取組	中核市としての事務権限に伴う施策の推進
8 本市の重点的取組	本市行政運営の方針の反映。「協働」、「セーフコミュニティ」「定住」等



## 1 法制度の動向

第2期計画策定以降も、国においては「障害者差別解消法」の施行など障害者福祉施策に係る法整備が進められてきました。本計画の策定にあたっては、これら法制度の内容を踏まえ、差別の禁止や、合理的配慮の視点などを重視しました。また、「我が事・丸ごと」地域共生社会の考え方に基づき、障害のある人も無い人も、地域の様々な人たちが共に支え合うことのできる、地域共生社会の実現を目指して策定しました。

## 2 調査等に基づくニーズ

障害には、身体障害（視覚・聴覚・肢体不自由・内部障害）や知的障害、精神障害、難病など様々な種類がありますが、その程度や障害特性は人によりそれぞれであり、また、障害者となった時期によってもニーズが異なります。そのため、障害者やその家族、支援に係る関係者などが、どのような困難やニーズを抱えながら生活をしているのかを把握することが必要です。この計画では、障害者(児)生活実態調査やインタビュー調査等を通じて把握した課題やニーズを十分に考慮して施策を検討しました。

## 3 現行計画の進捗・課題

第2期計画では、立案した施策の約8割でほぼ目標を達成できましたが、その一方で目標達成にいたらなかったものや、施策を通じて新たな課題が見えてきたものなどがありました。本計画は、このような第2期計画の進捗状況や課題を踏まえて策定しました。

## 4 対応を強化すべき障害者問題

平成30年（2018年）4月に施行される「改正障害者総合支援法」により、障害者の望む地域生活の支援、障害児支援のニーズの多様化へのきめ細やかな対応、サービスの質の確保・向上に向けた環境整備等への対応が求められます。

一方、精神障害や難病、高次脳機能障害、発達障害など、外見からは症状が分かりにくい障害への周囲の理解不足などにより、暮らしにくさを感じている人は依然として多い状況です。また、医療的ケアが必要な人や強度行動障害のある人など、支援体制が不十分な人に係る家族の介護負担など、対応を強化していく必要があります。

このほか、障害のある女性や子ども、高齢者等への差別、虐待など、今後対応を強化すべき障害者問題についても、可能な限り考慮しました。

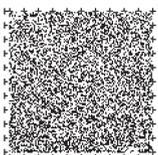
## 5 社会情勢

我が国は既に少子・超高齢社会、人口減少社会に突入しており、本市も例外ではありません。

障害者福祉施策においても、今後も少子高齢化・人口減少が進行することを前提とした施策立案を行う必要があるとともに、障害者雇用にも深刻な影響を与える景気の動向に注視していく必要があります。

さらに、近年の精神障害者や支援が必要な子どもの増加など、より多角的な視点で支援のあり方を検討・推進していく必要があります。

本計画の策定にあたっては、このような障害者を取り巻く大きな社会情勢についても考慮して取り組みました。



## 6 | 関連計画との整合性

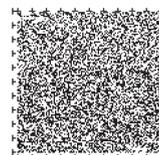
本計画は、まちづくりの総合的な指針となる「久留米市新総合計画」をはじめ、「久留米市地域福祉計画」や「久留米市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」、「くるめ子どもの笑顔プラン」、「健康くるめ21」等の保健・福祉分野に関わる諸計画等と整合性を図りながら策定しています。

## 7 | 中核市としての取組

本市では、平成20年度（2008年度）の中核市移行に伴い、中核市としての様々な施策に取り組んでいます。本計画は、こうした取組を確実に推進するとともに、更なる展開を図ることを考慮しつつ策定しました。

## 8 | 本市の重点的取組

本計画は、本市の行政運営の基本的視点である、市民と行政が連携・協力してまちづくりに取り組む「協働の推進」と、WHO（世界保健機構）セーフコミュニティ協働センターが提唱するセーフコミュニティが推進する理念に基づき、けがや事故の予防に重点を置き、地域社会全体で安全安心なまちづくりに取り組む「セーフコミュニティ」、持続可能な地域社会の実現に向けた「定住促進」という3つの視点を踏まえながら、策定に取り組みました。



## 第2章

### 計画の基本理念

障害者基本法は、「すべての国民が障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現」を目指しています。

本市では、第2期計画において、「誰もが その人らしく 安心して暮らし続けることができる まちの実現に向けて」を基本理念として、各種施策を推進してきました。

今後は、「障害者も地域の主体として、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域とともに支え合いながら創っていく」という地域共生社会の考え方のもと、障害の有無に関わらず、誰もが支え合いながら安心して暮らし続けることができるまちを目指すこととし、基本理念を下記のとおりとします。

#### 基本理念

**誰もが 自分らしく生きがいを持ち 支え合いながら  
安心して暮らし続けられる まちの実現に向けて**

#### 誰もが

「障害のある人にとって住みやすいまち」は「障害のない人にとっても住みやすいまち」の考えのもと、誰にとっても暮らしやすいまちを目指す。

#### 自分らしく 生きがいを持ち

地域での暮らしの中で、生きがいを持ち、高め合いながら、自己決定・自己実現できる社会の実現を目指す。

#### 支え合いながら

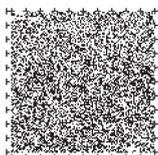
障害の有無に関わらず、誰もが互いを尊重し合い、支え合いながら地域づくりを担うまちづくりに取り組む。

#### 安心して暮らし 続けられる

様々な生活上の不安や課題を感じている障害者が、地域で安心して暮らし続けられる社会の実現を目指す。

#### まちの実現に向けて

「誰もが 互いを尊重し支え合いながら 自分らしく生きがいを持ち 安心して暮らし続けることができるまち」は、この計画期間のみに留まらない普遍的な目標として、長期的・継続的な視点で、その実現に向けて取り組む。



## 第3章

### 計画の基本目標

基本理念のもと、次の5つの基本目標を定め、施策を進めていきます。

#### 1 壁をなくし認め合って生きるために 啓発・広報 生活環境

障害者を含むすべての市民が、自分らしく安心して暮らし続けることができるまちをつくるためには、その基盤として、障害のある人とない人がお互いを理解し、認め合ってもに生きるという意識や、ともに暮らすための環境づくりが不可欠です。

しかしながら、本市の障害者(児)生活実態調査によると、障害者の約4人に1人が差別を感じたり、嫌な思いをしたりしたことがあると回答しており、インタビュー調査などでも、精神障害や発達障害、難病をはじめ、外見からは分かりづらい障害に対する無理解や偏見があることが特に指摘されています。このことから、障害者に対する心の障壁の除去は十分に進んでいるとは言いがたい状況です。また、生活環境面においても、徐々にバリアフリー化などの取組が進んでいるものの、依然として、外出や移動、各種施設の利用などに困難を抱える障害者も少なくありません。

障害者基本法の改正により、障害とは「心身の機能の障害」と「社会的障壁」と定義され、その緩和・除去のために、社会の側に「合理的配慮」が求められることとなりました。

こうした基本法の趣旨を踏まえ、人の心の障壁や、情報の取得・意思疎通に係る障壁、建物や道路などの生活環境上の障壁の除去に向けて取り組みます。

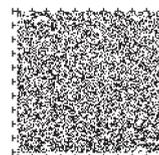
#### 2 安全と安心のために 障害者差別・権利擁護 防災・防犯

近年の大規模災害の発生や、障害者や高齢者、女性、子どもなどへの暴力や虐待の社会問題化など、まちづくりにおいて「安全・安心」は特に重視すべき課題となっています。

特に、相対的に弱い立場にある障害者は、権利侵害を受けやすい立場にあるため、その擁護が図られなければなりません。こうした中、「障害者差別解消法」や「障害者虐待防止法」、「成年後見制度利用促進法」などの関連法が成立・施行されており、本市としても障害者差別の解消に向けた取組はもとより、障害者虐待防止の取組、成年後見制度などを活用した権利擁護など、障害者の安全・安心な暮らしを支えるための仕組みづくりや制度の確実な運用に取り組む必要があります。

また、九州北部豪雨や熊本地震など、身近な地域での大規模災害の発生に伴い、防災意識は高まりつつありますが、障害者(児)生活実態調査によると、障害者の約8割が災害に対する備えをしておらず、避難所までの避難や避難所での生活に不安を感じている人も多いことから、災害時における支援体制の充実も重要な課題といえます。

こうした状況を踏まえ、障害者が安全・安心に暮らせる環境づくりとして、障害者を災害や犯罪から守る取組を進めます。



### 3 支援が必要な子どもの発達支援と保育・教育の充実のために 療育・保育・教育

障害者基本法において、障害のある子どもが、その年齢や能力に応じ、かつ、その特性を踏まえた十分な支援や教育を、可能な限り、障害のない子どもとともに受けることができる仕組みづくりが求められています。

障害のある子どもについては、障害をできるだけ早期に把握し、その特性に応じた適切な相談や支援を継続して受けることが大切ですが、障害者(児)生活実態調査によると、発達面で支援が必要と思われる子どもを持つ保護者の約半数以上が乳幼児期から学校卒業まで相談・療育・訓練を一貫して行う機関が市内にないことに困っていると回答しています。

このため、乳幼児期から学校卒業までの一貫した療育・保育・教育体制の構築に向けて取組を進めていきます。

また、学校教育においては、前述のとおり、障害のある子とない子が可能な限りともに学ぶことができる仕組みであるインクルーシブ教育システムの構築が必要とされています。保護者の教育に対するニーズとして専門的知識を持った教職員の増員が求められていることなども踏まえ、教職員の資質向上や医療的ケア等への配慮など、ともに学ぶ環境づくりや、通級指導教室の充実などによる個別の教育的ニーズに対応できる多様な学びの場の確保などに取り組みます。

### 4 自立して暮らし続けるために 雇用・就労 生活支援 保健・医療

地域共生社会の実現に向け、障害者が自立して地域で生活することができる仕組み・体制づくりが求められています。

障害者(児)生活実態調査によると、生活上の不安・困りごととして多くの人が「経済的な不安」や「将来の不安」、「親亡き後の不安」など、自立して生活することに対する不安を抱えており、市の施策に対する要望でも、これらの不安を払しょくするための経済的支援や就労支援等の充実が重視されています。

障害者の就労は依然として厳しい状況ですが、企業や就労支援を行う関係機関等と連携して、一般就労や福祉的就労などの就労の場の確保や就労定着、就労支援に取り組みます。

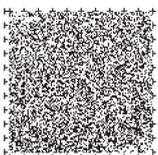
また、生活支援としては、障害者や家族の高齢化、障害の重度化・重複化などの状況を踏まえつつ、障害者が地域で自立して暮らすために必要な住まいの確保や、多様な在宅福祉サービスの提供、地域で活動するために必要な外出支援の充実、地域生活を支える相談支援の充実、保健・医療制度の推進などに取り組みます。

### 5 生きがいを持って自分らしく生きるために 日中活動 社会活動

地域共生社会の実現において、地域との関わりは、人権意識の気づきや合理的配慮の提供・改善、防災など、様々な分野の活動の基盤となるものです。そのため、障害者が地域で生きがいをもって自分らしく健やかに暮らしていくためには、様々な活動に参加し、人との関わりを保つことが重要です。

障害の程度やその人の希望などに応じて、訓練や交流など、様々な日中活動が行えるよう、障害者総合支援法による日中活動系サービスの充実や、地域活動支援センターやオープンスペースなどの活動促進に取り組みます。

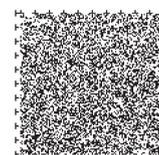
また、障害者(児)生活実態調査によると、障害者の約7割が地域活動に参加しておらず、障害のある人とない人がともに地域活動やスポーツ・文化活動、社会教育などに参加できるよう、地域の関係団体等と連携して、これらの活動への障害者の参加促進や、障害者の参加に配慮した環境づくりなどに取り組みます。



第4章

施策の体系

基本理念	基本目標	施策区分	施策の方向	分野
誰もが自分らしく生きがいを持ち支え合いながら安心して暮らし続けられるまちの実現に向けて	1 壁をなくし認め合って生きるために	(1) ノーマライゼーションの意識啓発の充実【重点施策】	① 障害者理解・配慮のための啓発・広報活動の推進 ② 福祉教育の充実	1 啓発・広報
		(2) 情報アクセシビリティの向上	① 情報アクセシビリティの推進	
		(3) 障害者にやさしいまちづくりの推進	① 施設などのバリアフリーの推進 ② 移動・交通に関わるバリアフリーの推進 ③ 住まいのバリアフリーの推進	2 生活環境
	2 安全と安心のために	(1) 差別の解消・権利擁護の推進【重点施策】	① 障害を理由とする差別の解消への取組 ② 権利擁護の推進 ③ 虐待防止の推進	3 差別解消・権利擁護
		(2) 防災・防犯対策の推進【重点施策】	① 防災対策の推進 ② 防犯・安全対策の推進	4 防災・防犯
	3 支援が必要な子どもの発達支援と保育・教育の充実のために	(1) 障害の早期発見・早期対応	① 母子保健事業の充実	5 療育・保育・教育
		(2) 療育・保育・教育の切れ目のない支援【重点施策】	① 乳幼児期から学校卒業までの一貫した支援	
		(3) 療育の充実	① 子どもの療育体制の充実 ② 発達障害などの啓発の推進	
		(4) 学校教育の充実	① 特別支援教育の推進 ② インクルーシブ教育システムの推進 ③ 多様なニーズに対応する教育の充実	
	4 自立して暮らし続けるために	(1) 一般就労の促進	① 一般就労移行・定着への支援	6 雇用・就労
		(2) 福祉的就労の充実	① 福祉的就労の場の確保 ② 就労に関する相談体制の充実 ③ 職業能力の習得支援	
		(3) 就労支援の充実	④ 障害者優先調達推進に係る取組 ⑤ 関係機関・企業などとの連携	
		(4) 住まいの確保と居住支援の充実【重点施策】	① 住まいの確保 ② 居住支援の充実	7 生活支援
		(5) 在宅福祉サービスなどの充実【重点施策】	① 日常生活の支援や介助サービスの充実 ② レスパイトケアなどの充実	
		(6) 外出支援の充実	① 外出支援サービスの充実	
		(7) 経済的支援の充実	① 経済的支援の推進	
		(8) 相談支援体制の充実	① 相談支援事業の推進 ② 多様な相談窓口の充実	8 保健・医療
		(9) 保健サービスの充実	① 保健事業の充実 ② 心の健康づくりの推進	
		(10) 医療サービスの充実	① 適切な医療サービスの提供	9 日中活動
	(1) 日中活動の促進	① 日中活動系サービスの整備 ② 地域活動支援センターなどの充実		
5 生きがいを持って自分らしく生きるために	(2) スポーツ・文化活動への参加促進	① スポーツ活動の促進 ② 文化活動の促進	10 社会活動	
	(3) 社会教育の充実	① 生涯学習の推進 ② 社会教育施設のバリアフリー化		
	(4) 地域活動や国内外交流の促進【重点施策】	① 地域活動などへの参加促進 ② 国内外での交流の促進		
	(5) ボランティアなどの育成・活動促進	① ボランティアなどの育成・活動促進		



## 第5章 重点施策

計画期間中に特に重点的に取り組みを進める施策（重点施策）を、以下の7施策区分とし、毎年度進捗管理を行いながら、確実に推進していきます。

### 重点施策1 ノーマライゼーションの意識啓発の充実

- ◆障害者に対する偏見や差別的取扱いが現存する中、市民の障害者に対する意識の啓発は、障害者が地域で暮らす上で根幹となるものであり、継続的に取り組む必要があります。
- ◆このため、重点施策として、ノーマライゼーションの意識啓発の充実に取り組みます。

《主な具体的施策》

- 障害者問題に関する広報の充実（施策番号2）
- 障害者問題に関する市職員研修の充実（施策番号8）
- サービス事業者への障害に関する研修の実施（施策番号9）

### 重点施策2 差別の解消・権利擁護の推進

- ◆障害者への差別の解消について、確実に進めていくため、相談支援体制や解決に向けた仕組みづくりなど、障害者の権利擁護に関する推進体制の強化も図る必要があります。
- ◆このため、重点施策として、差別の解消・権利擁護の推進に取り組みます。

《主な具体的施策》

- 障害者に対する差別の解消への取組（施策番号28）
- 成年後見制度の利用促進（施策番号29）
- 障害者虐待防止対策支援の推進（施策番号32）

### 重点施策3 防災・防犯対策の推進

- ◆九州北部豪雨や熊本地震など、身近な地域での大規模災害の発生により、市民の防災意識は高まっていますが、災害に対する備えは十分でなく、啓発や支援体制の充実などに取り組む必要があります。
- ◆このため、重点施策として、防災・防犯対策の推進に取り組みます。

《主な具体的施策》

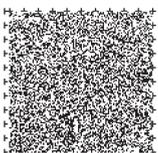
- 防災知識の普及（施策番号33）
- 災害時要援護者支援体制の充実（施策番号38）
- 福祉避難所の充実（施策番号41）

### 重点施策4 療育・保育・教育の切れ目のない支援

- ◆障害のある子どもに対する支援として、乳幼児期から学校卒業まで一貫した支援を行える仕組みづくりが第1期計画並びに第2期計画においても強く求められており、その必要性に鑑み、本計画中に前進を図る必要があります。
- ◆このため、重点施策として、切れ目のない療育・保育・教育体制の確立に取り組みます。

《主な具体的施策》

- 久留米市幼児教育研究推進委員会の開催（幼保小連携強化事業）（施策番号53）
- 切れ目のない支援体制の確立（施策番号54）



## 重点施策5 住まいの確保と居住支援の充実

◆入所施設や長期入院等からの地域移行の際や、家族介助者の高齢化に伴う親亡き後の生活に不安を抱える障害者や家族が増えており、生活の基盤となる住宅を確保するための支援の仕組みづくりが必要です。

◆このため、重点施策として、住まいの確保と居住支援の充実に取り組みます。

《主な具体的施策》

- 住宅セーフティネット制度を活用した相談体制の整備（施策番号 93）
- 居住系サービスの整備促進（施策番号 94）
- 住宅入居等支援（居住サポート）事業の実施（相談支援強化事業）（施策番号 95）

## 重点施策6 在宅福祉サービスなどの充実

◆障害者が地域で自立して生活するためには、在宅福祉サービスが非常に重要です。家族介助者の高齢化も踏まえ、その負担を軽減するための支援（レスパイトケア）や重症心身障害児（者）に対する支援など、障害の特性や本人・家族のニーズに応じた多様なサービスを質・量ともに確保する必要があります。

◆このため、重点施策として、在宅福祉サービスなどの充実に取り組みます。

《主な具体的施策》

- 重症心身障害児（者）の地域生活を支援する相談支援体制の充実・強化（施策番号 105）
- 重症心身障害児（者）などの日中活動及び短期入所の場の確保（施策番号 107）
- 在宅レスパイト事業（施策番号 108）

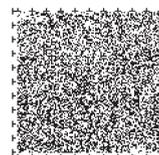
## 重点施策7 地域活動や国内外交流の促進

◆障害者が地域で暮らす上では、日頃からの地域の方々との関わりを持ち、共に支え合う関係性を構築することが重要であり、この関係性が災害など緊急時を含め生活の様々な場面での基盤となります。

◆このため、重点施策として、地域活動や国内外交流の促進に取り組みます。

《主な具体的施策》

- 地域活動への啓発・支援（施策番号 146）
- 審議会・委員会などへの登用の促進（施策番号 147）
- 国内外イベント等への参加促進（施策番号 151）



## 第6章

### 障害者福祉施策における成果指標

基本理念が目指す「誰もが 自分らしく生きがいを持ち 支え合いながら 安心して暮らし続けられるまち」の実現にあたっては、地域で暮らし活動する市民や当事者、事業所などで働く支援者、団体、行政などが、目指す地域社会の姿を共有し、協働していくことが必要です。

第3期障害者計画では、計画期間に目指す地域社会の姿を分かりやすく示す指標を設定し、実現に向けた進捗状況を明らかにします。

成果指標は、計画全体の実現状況を表す「総合成果指標」と、計画期間中に特に重点的に取り組みを進める7施策（重点施策）の実現状況を表す「重点施策成果指標」で構成します。

#### 1 総合成果指標

総合成果指標は、久留米市の都市づくりの基盤である「久留米市新総合計画 第3次基本計画」の都市づくりの目標に準じ、障害者の暮らしに関する満足度を表す「住みやすさ」「愛着度」を設定することとします。

指標名	現状	目標
住みやすさ (住みやすいと思う障害者の割合)	83.8% (H29 市民意識調査)	90.0% (H35 市民意識調査)
愛着度 (久留米市に愛着がある障害者の割合)	82.4% (H29 市民意識調査)	90.0% (H35 市民意識調査)

#### 2 重点施策成果指標

##### (1) 重点施策1 ノーマライゼーションの意識啓発の充実

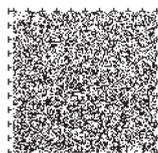
指標名	現状	目標
障害や障害者への市民の理解 (理解されていると思う障害者の割合)	29.3% (H28 生活実態調査)	40.0% (H34 生活実態調査)

##### (2) 重点施策2 差別の解消・権利擁護の推進

指標名	現状	目標
障害者への差別的な取扱い (差別的な取扱いが減ったと思う障害者の割合)	4.7% (H28 生活実態調査)	10.0% (H34 生活実態調査)

##### (3) 重点施策3 防災・防犯対策の推進

指標名	現状	目標
災害時の備え (避難所の場所を知っており、避難経路も決めている障害者の割合)	24.2% (H28 生活実態調査)	40.0% (H34 生活実態調査)



**(4) 重点施策4 療育・保育・教育の切れ目のない支援**

指標名	現状	目標
一貫した支援体制の充実度 (相談・療育・訓練を乳児期から学校卒業まで一貫して行うところがないと思う発達障害者の親の割合)	54.7% (H28 生活実態調査)	50.0% (H34 生活実態調査)

**(5) 重点施策5 住まいの確保と居住支援の充実**

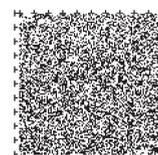
指標名	現状	目標
定住意向 (いま住んでいるところに住み続けたと思う障害者の割合)	79.7% (H29 市民意識調査)	90.0% (H35 市民意識調査)

**(6) 重点施策6 在宅福祉サービスなどの充実**

指標名	現状	目標
障害福祉サービスの利用状況 (利用時間が必要時間に対し十分と思う障害者の割合)	46.4% (H28 生活実態調査)	50.0% (H34 生活実態調査)

**(7) 重点施策7 地域活動や国内外交流の促進**

指標名	現状	目標
地域活動への参加状況 (地域活動に参加している障害者の割合)	21.8% (H28 生活実態調査)	30.0% (H34 生活実態調査)



# 第3部 計画の展開

## 第1章

### 基本目標1 壁をなくし認め合って生きるために

【分野】

1 啓発・広報

2 生活環境

## 1 ノーマライゼーションの意識啓発の充実

重点施策

### 《現状と課題》

地域共生社会の実現のためには、障害のある人とない人がお互いについて理解し、尊重し合うことが大切です。

しかしながら、本市の障害者(児)生活実態調査によると、障害や病気などのために差別的な取扱いを受けたり、嫌な思いをしたりしたことがある人は、減少傾向ではあるものの依然として少なくなく、特に、知的障害や精神障害、発達障害など外見からは分かりづらい障害の人で多くなっています。インタビュー調査等においても、難病や精神障害、発達障害などに対する無理解や偏見が、暮らしにくさの要因となっていることが指摘されています。

こうした障害に対する偏見や差別意識を解消し、ノーマライゼーションの意識をさらに浸透させるためには、広く市民に向けた障害者理解に関する啓発や広報、関係者への福祉教育の充実が不可欠です。

### 《基本方針》

◆地域共生社会の実現に向けて、障害者理解のための啓発・広報活動や福祉教育を推進します。

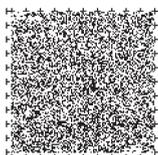
### 《施策の方向》

#### (1) 障害者理解・配慮のための啓発・広報活動の推進

○広報紙やホームページなどの様々な媒体や各種事業などの機会を活用し、障害や難病等に関する啓発・広報に取り組みます。

### 《具体的施策》

番号	施策名称	施策内容	所管部署
1	「久留米市人権教育・啓発基本指針」に基づく障害者問題の理解・啓発の促進	「久留米市人権教育・啓発基本指針」に基づく施策の展開により、偏見や差別などの人権問題の解決のため全庁的な啓発活動の推進を図ります。	協働推進部 人権・同和対策課
2	障害者問題に関する広報の充実	難病等を含む障害に対する市民の理解を深めるため、啓発・広報に努めます。 ◆数値目標◆ H35年度(2023年度)「障害がある人が地域で暮らすためには、みんなで支え合うべきだ」と積極的に思う割合60%以上	健康福祉部 障害者福祉課 保健所健康推進課 全庁



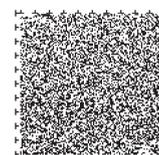
番号	施策名称	施策内容	所管部署
3	人権啓発における障害者問題の啓発	人権啓発センター展示室「さまざまな人権問題」展示コーナーにおいて、障害者の人権に係るパネル展示を行うほか、各種団体を対象とした研修において、障害者の人権についての学習や、啓発冊子へ障害者問題の啓発記事の掲載を行います。	協働推進部 人権啓発センター
4	人権教育による啓発	「なるほど人権セミナー」・「人権のまちづくりコーディネーター講座」など人権講座の中で、障害者に関する問題について啓発していくとともに、学習機会の充実に努めます。 ◆数値目標◆ 各企画での障害者問題の啓発 1 回以上	市民文化部 生涯学習推進課
5	障害者問題啓発事業の実施	市民団体企画への補助などにより、障害者問題の啓発事業を行います。 ◆数値目標◆ 年間目標 4 件程度	健康福祉部 障害者福祉課
6	団体実施イベントの支援	障害者団体などが行う各種イベントに関する広報や実施支援を行います。	健康福祉部 障害者福祉課

## (2) 福祉教育の充実

○社会教育の一環として、人権問題や障害者問題に関する学習機会の充実に努めます。

### 《具体的施策》

番号	施策名称	施策内容	所管部署
7	障害者問題に関する視聴覚教材の充実と活用	障害者問題に関するビデオ・映画など、啓発のための教材の整備充実と活用に努めます。 ◆数値目標（中央図書館）◆ 毎年度 DVD 資料 1 点購入	協働推進部 人権啓発センター 市民文化部 中央図書館
8	障害者問題に関する市職員研修の充実	市職員を対象とした接遇研修や障害者をテーマとした人権研修等を実施し、職員の合理的配慮等の知識習得と障害者問題に関する意識啓発に努めます。	総務部 人材育成課
9	サービス事業者への障害に関する研修の実施	サービス事業者の障害に対する知識や対応技術の向上を図るための研修を実施し、様々な障害の方も安心してサービスを利用できるようにします。	健康福祉部 障害者福祉課



## 2 情報アクセシビリティの向上

### 《現状と課題》

障害の有無に関わらず、暮らしを営む上では、誰もが生活に係る様々な情報を取得できることが不可欠です。障害者や難病患者など支援が必要な人であれば、特に重要となります。

障害者基本法では、基本原則である共生する社会の実現のため、「全ての障害者は、可能な限り、言語（手話を含む。）その他の意思疎通のための手段についての選択の機会が確保されるとともに、情報の取得又は利用のための手段についての選択の機会の拡大が図られること」を求めています。また、障害者差別解消法においても、障害者への合理的配慮の提供が義務化されるなど、情報のバリアフリー化が求められているところです。

本市では、情報バリアフリー指針に基づき、分かりやすい情報の発信や音声コード・点字・音訳の活用、手話通訳者・要約筆記者の派遣などにより、障害者の情報取得及び活用機会の拡大に取り組んできました。今後は、災害などの非常時における安全確保のための確かな情報提供のあり方など、障害者が情報を使う場面や使い勝手といった情報のアクセシビリティへの配慮など、更に取組を推進することが必要です。

また、障害者の情報取得や意思疎通の手段として、インターネットや携帯電話、音声コード等の情報ツールやクチコミは有効であり、情報アクセシビリティの向上のため、こうしたツールやネットワークを活用するための環境づくりや周知活動などの支援を行うことも大切です。

### 《基本方針》

◆障害者が生活に必要な情報を入手・活用したり、自由に意思疎通したりできるよう、障害の特性などに配慮した情報取得やコミュニケーション支援の充実を図ります。

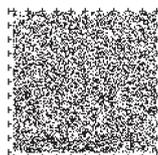
### 《施策の方向》

#### （1）情報アクセシビリティの推進

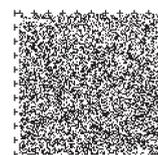
○情報バリアフリー指針に基づき、情報取得・活用面で制約のある障害者への配慮として様々な取組を複合的に行うなど、情報アクセシビリティの取組を推進します。

### 《具体的施策》

番号	施策名称	施策内容	所管部署
10	情報バリアフリー指針の推進	情報バリアフリー指針に基づき、市が行う情報発信（講演会の開催、出版物の発行等）について、障害者の情報取得に係る配慮を推進します。また、障害者のニーズを把握し、情報アクセシビリティの在り方についての検討を行います。	健康福祉部 障害者福祉課
11	分かりやすい言葉づかい、理解しやすい伝え方の推進	市が発出する各種情報（紙媒体・IT媒体等）について、誰もが理解しやすい分かりやすい言葉づかいや表現、理解しやすい伝え方（絵図等の活用など）に努めます。	総合政策部 広報課
12	各種通知などの点訳・音声コード添付などの推進	「広報くるめ」や「市議会だより くるめ」の点訳・音訳版の発行のほか、各種通知や行政資料などの行政文書について点訳・音声コード添付やわかりやすい表現版の作成などの障害特性に応じた方法による提供に努めます。	全庁



番号	施策名称	施策内容	所管部署
13	点字通知が必要な方に関する情報の一元化および全庁的な活用	各種通知や行政資料などの行政文書について点字による通知が必要な方に関する情報を一元管理し、各課が文書を発する際に活用できる仕組みづくりを行います。	健康福祉部 障害者福祉課 全庁
14	手話通訳者・要約筆記者派遣	聴覚障害者の参加が見込まれる市事業及び聴覚障害者の要請に基づき、手話通訳者や要約筆記者を派遣します。	健康福祉部 障害者福祉課 全庁
15	盲ろう者向け通訳・介助員の派遣	盲ろう者の要請に基づき、コミュニケーション及び移動等の支援を行う盲ろう者向け通訳・介助員を派遣します。	健康福祉部 障害者福祉課
16	障害福祉サービスなどの情報提供・相談の充実	広報紙や事業者ガイドブック、ホームページなどの多様な媒体を活用して、障害福祉サービスなどに関する情報提供を行います。また、相談の手段としてインターネットの更なる活用を図ります。	健康福祉部 障害者福祉課
17	情報機器の利用方法などの周知	音声コードやインターネット等の情報機器の利用促進を図るための周知活動等に取り組みます。	健康福祉部 障害者福祉課



### 3 障害者にやさしいまちづくりの推進

#### 《現状と課題》

障害者の自立と社会参加のためには、障害者が暮らしやすい生活環境を整備することは非常に重要です。

本市では、「バリアフリー法」や「福岡県福祉のまちづくり条例」などに基づき、誰もが快適で生活しやすいユニバーサルデザインの視点に配慮しつつ、道路や公園、各種施設などの公共施設の整備を計画的に進めてきました。

しかし、障害者(児)生活実態調査によると、身体障害者の4～5人に1人が依然として道路・建物の段差や公共交通機関の乗り降りに不便を感じており、また、多くの人々が障害者用の駐車スペースや案内表示、障害者用トイレが不十分と感じている状況です。

障害者にやさしいまちづくりを進めることは、誰にとっても暮らしやすいまちづくりを進めることとの認識のもと、当事者ニーズを把握しながら、今後も公共施設などの整備を計画的に進めていくことが必要です。

また、こうしたやさしいまちづくりのためには、公共交通機関や民間施設の関係事業者等の理解・協力が不可欠であることから、これらの事業者との連携強化を図ることも大切です。

#### 《基本方針》

- ◆公共施設や道路などの歩行空間、公園などの公共空間や市営住宅について、バリアフリー化やユニバーサルデザインの視点による整備を計画的に推進します。
- ◆公共交通機関や民間施設などの関係事業者に対し、バリアフリーやユニバーサルデザインによる施設等の整備についての理解・協力を求めています。

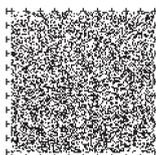
#### 《施策の方向》

##### (1) 施設などのバリアフリーの推進

- 「バリアフリー法」や「福岡県福祉のまちづくり条例」などに基づき、市庁舎や公園、道路、学校などの公共施設や、民間施設のバリアフリー化を推進します。

#### 《具体的施策》

番号	施策名称	施策内容	所管部署
18	公共施設の整備・改善	市庁舎や公園・道路（歩道）、市営住宅、学校等の公共施設の整備・改善を行いバリアフリー化に努めます。	全庁
19	民間施設等のバリアフリー化の促進	公共性の高い民間施設や道路等について、関係機関へバリアフリー推進の働きかけを行います。	全庁
20	福岡県福祉のまちづくり条例に基づく届出・完了検査制度	不特定多数の人が利用する「まちづくり施設」の計画に対して、バリアフリー化の技術的な指導や相談、情報提供等を行います。	都市建設部 建築指導課



**(2) 移動・交通に関わるバリアフリーの推進**

○関係機関と連携し、公共交通環境の充実や歩行空間の安全確保などに取り組みます。

**《具体的施策》**

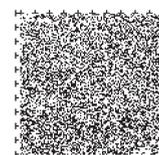
番号	施策名称	施策内容	所管部署
21	視覚障害者のための信号機設置	視覚障害者の安全向上に係る信号機設置について、所管である警察署に対し、横断時間にも配慮した設置を働きかけていきます。	都市建設部 道路整備課
22	公共交通事業者等への理解促進	交通事業者や障害者団体等との協議の場を設け、障害者に係る交通対策についての課題等の共有と課題解消に向けた取り組みの促進に努めます。	都市建設部 交通政策課
23	低床バス導入促進	久留米市内を運行する路線バス車両の低床車両への更新に向けて、交通事業者に対する要請・支援に努めます。 ◆数値目標◆ H35年度(2023年度)導入率100%	都市建設部 交通政策課
24	主要バス停の環境改善	市街地の主要なバス停において、上屋、ベンチの設置(更新)や、運行情報等の提供を行うことにより、路線バスの利用環境改善の整備支援に努めます。 ◆数値目標◆ バス停、上屋の整備やバスロケーションシステム表示機の設置、サイン誘導等を年1箇所程度整備	都市建設部 交通政策課
25	歩道空間の確保	西鉄久留米駅・JR久留米駅周辺などにおいて放置自転車の撤去や放置自転車防止の指導及び点字ブロック上にある障害物等の除去を行い、安全な歩行空間の確保に努めます。	都市建設部 交通政策課 関係部局

**(3) 住まいのバリアフリーの推進**

○障害者が暮らしやすい住まいづくりを支援するため、様々な制度の周知と利用促進に取り組みます。

**《具体的施策》**

番号	施策名称	施策内容	所管部署
26	住宅改造アドバイザーの活用	住宅の改造・新築の際の相談に、福岡県建築住宅センターの住宅改造アドバイザーを周知し、活用します。	健康福祉部 障害者福祉課
27	重度心身障害者住宅改造補助事業	重度心身障害者の住宅改造費の補助を行う「重度心身障害者住宅改造補助事業」について周知と利用促進に努めます。	健康福祉部 障害者福祉課



## 第2章

### 基本目標2 安全と安心のために

【分野】 3 差別解消・権利擁護

4 防災・防犯

## 1 差別の解消・権利擁護の推進 重点施策

### 《現状と課題》

近年、障害者に対する不当な差別的取扱いや虐待など、障害者の権利を脅かす様々な事案が発生し、社会問題となっています。

障害者(児)生活実態調査によると、「障害者差別解消法施行に伴い差別的扱いが減った」との回答が全体の約5%に止まり、また、障害者の1割程度の人が虐待を受けた可能性があるという回答をしています。さらに、インタビュー調査等においても「親亡き後の不安」として、残された障害者の財産管理や生活について不安を覚えるなどの意見がありました。

本市では、こうした障害者に対する権利侵害等への対策として、障害者差別解消に係る基本方針や職員対応要領の策定・推進、障害者虐待防止センターの設置・運営、成年後見制度等の関連制度の周知や利用支援などに取り組んできました。

現在、福岡県をはじめ全国の地方公共団体において障害者差別解消関連条例を策定する動きがみられるなど、障害者差別解消を具体化する仕組みや支援体制づくりが進んでいます。本市としても、こうした取組を強化するとともに、少子高齢化や一人暮らしの増加等が更に進むことも考慮しつつ、相対的に弱い立場にある障害者を様々な権利侵害から守るための仕組みや支援体制づくりを更に強化していくことが必要です。

### 《基本方針》

- ◆障害者差別解消法などの関連法に基づき、障害者に対する差別解消や合理的配慮の提供が図られるよう、地域の関係機関等と連携して取り組みます。
- ◆障害者の権利や財産を守るため、成年後見制度などを活用した権利擁護や虐待防止対策を進めます。

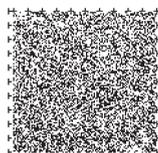
### 《施策の方向》

#### (1) 障害を理由とする差別の解消への取組

○障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本方針などに基づき、障害者差別の解消に取り組みます。

### 《具体的施策》

番号	施策名称	施策内容	所管部署
28	障害者に対する差別の解消への取組	障害者差別解消法に係る市基本方針や職員対応要領を確実に推進するとともに、障害者差別解消支援地域協議会の設置等の相談支援体制の充実など、差別解消を具現化するための取組を検討・実施します。  ◆数値目標◆ H35年度(2023年度)障害者差別解消法の認知度40%以上	健康福祉部 障害者福祉課



## (2) 権利擁護の推進

○様々な権利擁護に係る制度などについて、周知および利用促進を図ります。

### 《具体的施策》

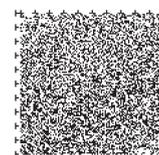
番号	施策名称	施策内容	所管部署
29	成年後見制度の利用促進	成年後見センターを中心に、関係機関と連携しながら相談・支援等に努めるとともに、権利擁護支援の地域連携ネットワークづくりに向けた検討を行うなど、成年後見制度の周知と利用促進・利用援助に努めます。	健康福祉部 障害者福祉課 長寿支援課
30	障害福祉サービスに関する苦情解決制度の周知	障害福祉サービスに関する利用者等の苦情を適切に解決するため、助言、相談、調査等を行う「福岡県運営適正化委員会」などの支援機関・制度等の周知に努めます。	健康福祉部 障害者福祉課
31	日常生活自立支援事業の周知	久留米市社会福祉協議会と連携して、日常生活自立支援事業の周知と利用促進に努めます。	健康福祉部 障害者福祉課

## (3) 虐待防止の推進

○障害者虐待事案への対応とともに、虐待を未然に防ぐための啓発に取り組みます。

### 《具体的施策》

番号	施策名称	施策内容	所管部署
32	障害者虐待防止対策支援の推進	久留米市障害者虐待防止センターにおいて、障害者虐待に関する通報を受け付け必要な対応をとるとともに、障害者虐待の未然防止について周知・啓発を図ります。  ◆数値目標◆ H35年度（2023年度）障害者虐待防止法の認知度 50%以上	健康福祉部 障害者福祉課



## 2 | 防災・防犯対策の推進 重点施策

### 《現状と課題》

障害者が地域で安心して安全に暮らし続ける上で、防災・防犯は大変重要な課題です。九州北部豪雨や熊本地震などの大規模災害が身近な地域で発生し、市民の防災意識は高まっています。こうした中、本市では、災害時要援護者名簿の作成や避難訓練の実施など、障害者をはじめとする災害弱者の支援に迅速に対応できる環境・体制づくりを進めてきました。

しかしながら、障害者(児)生活実態調査によると、障害者の半数は避難所へ自力で避難できなかつたり不安を感じていたりする状況にも関わらず、約8割の人は災害に対する備えをしていない状況です。また、実際に災害が発生したときのことを想定すると、正確な情報が得られるか、避難所で必要な薬や治療、障害に応じた対応が受けられるかなど、多くの障害者が様々な不安を感じている状況です。

こうした障害者の状況を踏まえつつ、災害時における障害者への支援体制の充実など、防災対策の更なる推進が必要です。また、障害者の中でも、困難がより大きいと考えられる高齢者や子ども、女性、医療的ケアや強度行動障害など特別な配慮・支援が必要な人など、障害者への支援や配慮のあり方について、検討・整備していく必要があります。

あわせて、犯罪や事故から障害者を守るため、関係機関や地域関係者等と連携して、防犯や安全確保のための対策を進めることも必要です。

### 《基本方針》

- ◆障害者を災害から守るため、災害時要援護者支援体制をはじめとした防災対策を推進します。
- ◆障害者を犯罪や事故から守るため、防犯対策や地域での見守りなどを推進します。

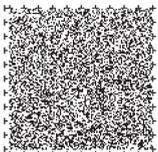
### 《施策の方向》

#### (1) 防災対策の推進

○障害者や関係者に対し、防災関連情報の提供や啓発に取り組むとともに、災害発生時の支援体制の充実を図ります。

### 《具体的施策》

番号	施策名称	施策内容	所管部署
33	防災知識の普及	地域防災計画及び国民保護計画に基づき、障害者やその家族、地域住民に対して研修会の開催、防災に関する資料の提供などにより防災知識の普及を図ります。 ◆数値目標◆ 障害者施設を対象に研修や訓練等を毎年度1回実施	都市建設部 防災対策課
34	Web119システムの普及促進	説明会や広報紙への掲載など様々な機会を通して、聴覚・言語障害者向けのWeb119システムの普及・促進を図ります。 ◆数値目標◆ H35年度(2023年度)Web119登録者数115人	広域消防本部 情報指令課



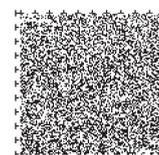
番号	施策名称	施策内容	所管部署
35	防火指導の実施	様々な機会を通して、障害者等への防火指導を実施します。 ◆数値目標◆ 防火指導実施年間 180 名	広域消防本部 予防課
36	防災機器の普及・促進	様々な機会を通して、障害者向けの住宅用火災警報器等の防災機器の普及・促進を図ります。	健康福祉部 障害者福祉課 広域消防本部 予防課
37	消防設備の整備・管理	福祉施設等の立入検査を実施し、施設の安全確保に努めるとともに、防災意識の向上、防火・防災対策の推進に取り組みます。	広域消防本部 予防課
38	災害時要援護者支援体制の充実	要援護者名簿を活用した防災訓練の実施や、支援のための個別計画の具体化に努め、地域における要援護者支援体制の整備を進めます。	健康福祉部 地域福祉課
39	障害者施設等の防災機能の充実	障害者施設等の防災・防犯機能の充実を図ります。また、事業者に対する防災対策の啓発・指導に努めます。	健康福祉部 障害者福祉課
40	自主避難所・指定避難所の充実	避難所に福祉スペースの設置や、受入れ時に必要な配慮に関する情報の周知などを実施し、避難された要配慮者への支援に努めます。	健康福祉部 障害者福祉課 都市建設部 防災対策課
41	福祉避難所の充実	一般の指定避難所では生活することが困難な、要介護高齢者や障害のある方を対象とする福祉避難所を指定し、その実効性を高めます。 ◆数値目標◆ 福祉避難所開設・運営訓練毎年度 1 回実施	健康福祉部 地域福祉課 障害者福祉課 長寿支援課 保健所健康推進課

## (2) 防犯・安全対策の推進

- 悪徳業者による消費者被害等の犯罪防止などのための啓発に取り組むとともに、緊急時の支援体制の充実を図ります。

### 《具体的施策》

番号	施策名称	施策内容	所管部署
42	消費者被害防止のための広報啓発	悪質商法などから障害者を守るため、関係機関などと連携して、悪質業者などからの被害防止に関する広報や講座などの開催に努めます。	協働推進部 消費生活センター
43	くるめ見守りネットワークの推進	すべての市民が地域から孤立することなく安心して暮らせるように、郵便、電気、ガス等の巡回事業者との協働により見守りのネットワークを構築し、異変の早期発見に努めます。	健康福祉部 地域福祉課
44	緊急通報システム貸与	重度の身体障害者で、緊急時に対応が困難な一人暮らしの方に緊急通報システム機器貸与を行います。	健康福祉部 障害者福祉課



第3章

基本目標3 支援が必要な子どもの発達支援と保育・教育の充実のために

【分野】 5 療育・保育・教育

1 障害の早期発見・早期対応

《現状と課題》

発達の遅れや障害のある子どもにとって、できるだけ早い時期から適切な支援を受けられることは大切です。そのため、障害の内容や特性などを早期に把握することが必要となります。

本市では、乳幼児健診の結果、専門的な支援が必要と思われる子どもについて、市の各種相談事業を案内するほか、幼児教育研究所や教育委員会等の各種相談窓口を紹介するなど、その後の相談・支援へのつなぎを行っています。

これまで、母子保健事業を中心とした健康相談の充実に取り組んできましたが、インタビュー調査等において、これらの相談等につなぐににくい保護者がいることが指摘されています。

このため、今後も、乳幼児健診を通じた早期発見・早期対応に係る支援体制の充実に取り組む必要があります。

《基本方針》

◆発達の遅れや障害のある子どもに対する早期支援として、健診後の支援体制の充実を図ります。

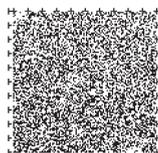
《施策の方向》

(1) 母子保健事業の充実

○発達の遅れや障害のある子どもに対する健診後の支援体制の充実を図ります。

《具体的施策》

番号	施策名称	施策内容	所管部署
45	健診後の支援体制の充実	乳幼児期の疾病などを早期に発見・支援するために、4ヶ月・10ヶ月・1歳6ヶ月・3歳児の健康診査を継続して行い、健診の結果、専門的な援助が必要と思われる乳幼児については、気になるお子さん相談、ことばの相談、ママパパきもち楽々相談会への案内や、幼児教育研究所や学校教育などの関係機関・部署に紹介するなど、必要な指導・支援を行います。健診後の支援をより充実するため、保健師と保育士、臨床心理士などの専門職との連携強化を図ります。	子ども未来部 こども子育て サポートセンター



## 2 | 療育・保育・教育の切れ目のない支援 重点施策

### 《現状と課題》

発達の遅れや障害のある子どもにとっては、乳幼児期から小学校・中学校・高校といった成長段階に応じつつ、一貫した支援が行われることが大切です。

しかしながら、本市の障害者(児)生活実態調査によると、発達面で支援が必要と思われる子どもの保護者の半数以上が、乳幼児期から学校卒業まで相談・療育・訓練を一貫して行う機関が市内にないことに困っていると回答しています。

一方、学校や幼稚園・保育園、相談機関側の課題としては、支援が必要な子どもの増加に伴う人員確保や、多様な障害に対応するための職員の専門性や資質向上の必要性、保育所・幼稚園・認定こども園・小学校・中学校・高校など関係機関との連携強化等が必要な状況です。

こうした現状を踏まえ、発達の遅れや障害のある子どもに対して、乳幼児期から学校卒業まで一貫した支援を行う仕組みづくりや、関係機関間並びに庁内関係部局間の連携を強化し、総合的な支援体制の構築等に取り組む必要があります。

### 《基本方針》

- ◆福祉・教育・保健・医療分野の庁内外の連携を強化しつつ、乳幼児期から学校卒業までの切れ目のない療育・保育・教育体制の確立に取り組みます。

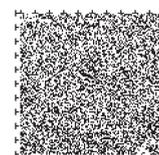
### 《施策の方向》

#### (1) 乳幼児期から学校卒業までの一貫した支援

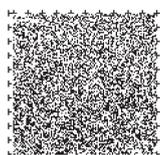
- 関係機関等との連携のもと、発達支援事業による相談や療育・訓練の充実を図り、乳幼児期から学校卒業までの一貫した切れ目のない支援体制の確立に取り組みます。

### 《具体的施策》

番号	施策名称	施策内容	所管部署
46	障害児等療育支援事業 (再掲：55)	在宅の重症心身障害児(者)、知的障害児(者)、身体障害児の地域における生活を支えるため、身近な地域で療育指導等が受けられる療育機能の充実を図るとともに、これらを支援する圏域の療育機能との重層的な連携を図ります。	健康福祉部 障害者福祉課
47	発達支援事業(相談・療育・訓練事業)の充実(再掲：56)	発達の遅れや障害のある乳幼児などに対し、専門家による相談、療育、訓練事業を通して、子どもの実態に応じたきめ細かな支援を実施します。  ◆数値目標◆ H35年度(2023年度)利用満足度90%	子ども未来部 幼児教育研究所
48	発達支援事業(巡回相談事業)の充実(再掲：57)	療育の専門家が保育所・幼稚園等の要請に基づいて園を訪問・巡回し、発達が気になる子どもに対する支援体制をサポートする助言を行います。  ◆数値目標◆ H35年度(2023年度)事後アンケート満足度92%	子ども未来部 幼児教育研究所



番号	施策名称	施策内容	所管部署
49	幼児教育研究所の機能充実（再掲：58）	療育担当者の資質の向上、相談、療育、訓練の担当者による協同的発達支援システムの構築等により、幼児教育研究所の機能の充実を図ります。	子ども未来部 幼児教育研究所
50	就学相談事業（再掲：68）	障害児の適切な就学のために、学識経験者・医師・学校関係職員の専門委員の意見をもとに保護者等への就学支援を行います。	教育部 学校教育課
51	通級指導教室（再掲：70）	通級指導教室を設置して、発達障害や言語障害、難聴を有する児童生徒に対する支援を行います。	教育部 学校教育課
52	就労に向けた進路指導・職業教育の充実（再掲：75）	久留米特別支援学校において、職場実習助手及び進路指導員を市で配置し、自立と社会参加を目指す生徒の卒業後の進路獲得に向けた対応の充実を図ります。 ◆数値目標◆ 卒業後就労等した生徒の割合9%以上	教育部 学校教育課
53	久留米市幼児教育研究推進委員会の開催（幼保小連携強化事業）	幼保小の接続期の保育教育の充実のために、久留米市幼児教育研究推進委員会を中心とした合同研修会、連携担当者研修会の実施に努めます。 ◆数値目標◆ H35年度（2023年度）研修事業開催回数：15回	子ども未来部 幼児教育研究所
54	切れ目のない支援体制の確立	障害や発達面での支援が必要な子どもに関する支援を切れ目なく行う体制の検討や整備等を図ります。	健康福祉部 障害者福祉課 子ども未来部 幼児教育研究所 教育部 学校教育課



### 3 | 療育の充実

#### 《現状と課題》

発達の遅れや障害のある子どもの成長においては、その障害等の特性に配慮した適切な医療や保育・教育の提供が必要です。

障害者基本法では、基本的施策の一分野として「療育」が定められており、障害などのある子どもが、可能な限り身近な地域で療育を受けられるような環境整備や専門職員の育成等により療育の充実を図ることを、国や地方公共団体に求めています。

本市では、就学前の保育や教育については、認可保育園全園で発達の遅れや障害のある子どもを受け入れているほか、私立幼稚園でも障害児の受け入れの取組が進められています。また、児童発達支援や放課後等デイサービスなどの障害児通所支援制度の利用も広がっているところです。

インタビュー調査等において、これらの施設での受け入れにあたり、保護者の就労などを考慮した上で的人员確保や職員の資質や専門性の向上など、組織的な対応の強化の必要性が指摘されており、研修の支援など、保育・教育施設に対する更なる支援の充実が必要です。

#### 《基本方針》

- ◆保育園・幼稚園・認定こども園と連携して、発達の遅れや障害のある子どもに対する就学前の保育・教育の充実を図ります。
- ◆発達の遅れや障害がある子どもが適切な支援を受けられるよう、関係者等に対する啓発や理解促進に取り組みます。

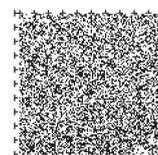
#### 《施策の方向》

##### (1) 子どもの療育体制の充実

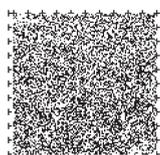
- 様々な施設に障害のある子どもを安心して預けることができるよう、療育体制の充実を図ります。

#### 《具体的施策》

番号	施策名称	施策内容	所管部署
55	障害児等療育支援事業 (再掲：46)	在宅の重症心身障害児(者)、知的障害児(者)、身体障害児の地域における生活を支えるため、身近な地域で療育指導等が受けられる療育機能の充実を図るとともに、これらを支援する圏域の療育機能との重層的な連携を図ります。	健康福祉部 障害者福祉課
56	発達支援事業(相談・療育・訓練事業)の充実(再掲：47)	発達の遅れや障害のある乳幼児などに対し、専門家による相談、療育、訓練事業を通して、子どもの実態に応じたきめ細かな支援を実施します。 ◆数値目標◆ H35年度(2023年度)利用満足度90%	子ども未来部 幼児教育研究所
57	発達支援事業(巡回相談事業)の充実(再掲：48)	療育の専門家が保育所・幼稚園等の要請に基づいて園を訪問・巡回し、発達が気になる子どもに対する支援体制をサポートする助言を行います。 ◆数値目標◆ H35年度(2023年度)事後アンケート満足度92%	子ども未来部 幼児教育研究所



番号	施策名称	施策内容	所管部署
58	幼児教育研究所の機能充実（再掲：49）	療育担当者の資質の向上、相談、療育、訓練の担当者による協同的発達支援システムの構築等により、幼児教育研究所の機能の充実を図ります。	子ども未来部 幼児教育研究所
59	保育所及び認定子ども園における保育士等の障害児加配	認可保育所等で保育認定を受けた障害児や発達の遅れのある児童を受け入れるため、保育士及び看護師の加配をします。	子ども未来部 子ども施設事業課
60	久留米市保育所連盟研修事業	多様化する保育ニーズに適切に対処できる保育士を育成するため、公私立保育所の職員に対する研修を行います。 ◆数値目標◆ H35年度（2023年度）開催回数：9回	子ども未来部 子ども施設事業課
61	医療的ケア児保育支援事業	保育所等における医療的ケア児の受け入れ体制の整備を行います。	子ども未来部 子ども施設事業課
62	私立幼稚園等への心身障害児教育振興補助金の交付	心身障害児が在園する市内幼稚園等に対し、心身障害児教育に係る経常的経費の一部を補助します。	子ども未来部 子ども施設事業課
63	医療的ケアを必要とする児童生徒に対する支援（再掲：74）	医療的ケアを必要とする児童生徒について、久留米特別支援学校に看護師を配置します。また、小中学校において、訪問看護の費用を補助します。当該児童生徒に対する特別支援学校での通学支援及び小中学校での看護師配置について、研究検討します。	教育部 学校教育課
64	学童保育所指導員の障害児加配	学童保育所で障害児や発達の遅れのある児童を受け入れるため、指導員の加配をします。	子ども未来部 子ども政策課
65	障害児放課後対策事業の充実	障害のある児童生徒を対象とした放課後対策事業を実施するとともに、空き教室以外の保育施設の確保や土曜日の活動内容などについて検討していきます。 ◆数値目標◆ 久留米市障害福祉計画・久留米市障害児福祉計画に基づく	健康福祉部 障害者福祉課

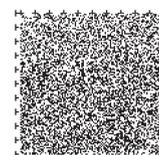


## (2) 発達障害などの啓発の推進

○発達障害などに対する理解を促進するため、様々な機会を活用して啓発活動や研修に取り組みます。

## 《具体的施策》

番号	施策名称	施策内容	所管部署
66	発達面で支援が必要な子どもについての情報提供と啓発	広報紙やチラシ・パンフレットなどの媒体や、保健・保育・教育などの各種相談事業、講演会などを通じて、学習障害、注意欠陥多動性障害、高機能自閉症などの発達面での支援が必要な子どもに関する情報を提供し、障害に対する知識の普及と理解促進を図ります。	健康福祉部 障害者福祉課 子ども未来部 幼児教育研究所 教育部 学校教育課
67	教諭、学童保育所指導員などへの研修の実施	幼稚園教諭、学校教職員、学童保育所指導員などを対象に、発達障害についての研修を実施します。 ◆数値目標◆ H35年度（2023年度） 幼稚園教諭など年1回研修実施 学童保育所指導員など年2回研修実施 教職員など年3回以上の研修実施	子ども未来部 子ども政策課 子ども施設事業 教育部 教育センター



## 4 | 学校教育の充実

### 《現状と課題》

学校教育においては、障害のある児童生徒が、合理的配慮などの必要な支援のもと、発達段階や能力に応じ、かつ特性を踏まえた教育について、可能な限り障害のない児童生徒とともに受けることができる仕組みであるインクルーシブ教育システムの構築が必要とされています。

本市ではそのための環境づくりとして、教職員に対する特別支援教育研修や学校施設のバリアフリー化等の学校教育の充実に取り組んできました。

しかしながら、障害者(児)生活実態調査によると、教育に関する要望として4割を超える保護者が「専門知識を持った教職員の増員」をあげており、教職員の確保やさらなる資質向上が求められていることがわかります。また、インタビュー調査等において、学校側の現状として、教職員等の人材確保や資質向上のほか、医療的ケアなどへの配慮など、障害のある児童生徒の受け入れにあたっての様々な環境整備の必要性が指摘されています。

また、個別の教育的ニーズのある子どもに対し、将来の自立と社会参加を見据えて、通常の学級や通級指導、特別支援学級や特別支援学校という多様な学びの場において、最適な指導が行われることが大切です。

本市では、このような多様な学びの場において、教育の充実に努めていますが、児童生徒の増加への対応など、ニーズに対応した環境改善や機能充実が必要となっています。

### 《基本方針》

- ◆障害のある児童生徒が可能な限り障害のない児童生徒とともに学べる環境づくりに取り組みます。
- ◆個別の支援ニーズに応じた適切な教育が行えるよう、多様な学びの場の確保・充実を図ります。

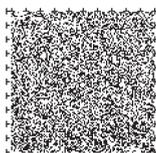
### 《施策の方向》

#### (1) 特別支援教育の推進

- 特別支援教育の中核となる教職員に対し、研修等による知識・能力の向上を図るとともに、久留米市特別支援学校のセンター機能の充実を図ります。

### 《具体的施策》

番号	施策名称	施策内容	所管部署
68	就学相談事業（再掲：50）	障害児の適切な就学のために、学識経験者・医師・学校関係職員の専門委員の意見をもとに保護者等への就学支援を行います。	教育部 学校教育課
69	教職員の特別支援教育に関する理解の向上及び適切な支援の推進	市立学校における特別支援教育に関する校内研修会や市教育委員会主催の研修会を実施します。並びに特別支援学校の教職員への研修や専門家による指導を実施します。また、市立高校での特別支援教育のあり方について検討します。 ◆数値目標◆ 特別支援教育についての研修を受けた教職員の割合 95%以上	教育部 学校教育課
70	通級指導教室（再掲：53）	通級指導教室を設置して、発達障害や言語障害、難聴を有する児童生徒に対する支援を行います。	教育部 学校教育課



番号	施策名称	施策内容	所管部署
71	久留米特別支援学校のセンター的役割の充実	各学校の校内研修会に対する久留米特別支援学校の教職員の派遣や教育相談への対応など、久留米特別支援学校が地域の特別支援教育の中核として機能するセンター的役割の充実を進めます。 ◆数値目標◆ 各学校の校内研修への教職員の派遣 年9回以上	教育部 学校教育課

### (2) インクルーシブ教育システムの推進

○様々な機会を活用して生徒間の交流や児童生徒と障害者・障害者関係施設等との交流に取り組みます。

#### 《具体的施策》

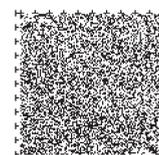
番号	施策名称	施策内容	所管部署
72	福祉教育の推進	総合的な学習の時間等において、福祉教育の視点を取り入れた教育活動を行うよう学校訪問等を活用して指導助言します。また、児童生徒と障害者・障害者関係施設との交流を進めます。	教育部 学校教育課
73	特別支援学校の児童生徒の交流の推進	総合的な学習の時間や運動会・文化祭等を活用し、地域の小中学校と特別支援学校（市立及び県立）の児童生徒との交流及び市特別支援学校高等部と久留米商業高校等との交流を推進します。	教育部 学校教育課
74	医療的ケアを必要とする児童生徒に対する支援（再掲：63）	医療的ケアを必要とする児童生徒について、久留米特別支援学校に看護師を配置します。また、小中学校において、訪問看護の費用を補助します。当該児童生徒に対する特別支援学校での通学支援及び小中学校での看護師配置について、研究検討します。	教育部 学校教育課

### (3) 多様なニーズに対応する教育の充実

○学校生活を送る上で必要な環境整備を行うとともに、卒業後の進路指導等の充実を図ります。

#### 《具体的施策》

番号	施策名称	施策内容	所管部署
75	就労に向けた進路指導・職業教育の充実（再掲：52）	久留米特別支援学校において、職場実習助手及び進路指導員を市で配置し、自立と社会参加を目指す生徒の卒業後の進路獲得に向けた対応の充実を図ります。 ◆数値目標◆ 卒業後就労等した生徒の割合9%以上	教育部 学校教育課
76	スクール・カウンセラー及びスクール・ソーシャルワーカーの活用	スクール・カウンセラー及びスクール・ソーシャルワーカーの人材確保及び能力向上を図り、適切な相談支援を行えるように努めます。 ◆数値目標◆ H35年度（2023年度）月2回派遣学校数7校以上（SC）	教育部 学校教育課



## 第4章

## 基本目標4 自立して暮らし続けるために

【分野】

6 雇用・就労

7 生活支援

8 保健・医療

## 1 一般就労の促進

## 《現状と課題》

障害者が自立した生活を送る上で、就労し収入を得ることは重要であり、働く意欲がある障害者が一般就労できる環境づくりが必要です。

本市では、一般就労のための訓練や就職後の職場定着等の支援を行う就労移行支援事業所の整備が進み、一般就労する障害者も徐々に増加しています。障害者(児)生活実態調査によると、就労を希望する未就労者の約半数が何らかの形で一般企業での就労を希望しており、一般就労に関するニーズは高い状況です。こうした中、多くの人が就労に関して様々な課題を抱えており、周囲の理解や障害に配慮した業務内容・勤務時間であることなどの働きやすい環境整備を望んでいます。さらに、就労者の多くが、収入の少なさや体調不良時の休暇取得の難しさ、人間関係やコミュニケーションの難しさなどの悩みを抱えている状況です。

こうした就労に係る課題や悩みを改善・解決し、障害者が一般就労し続けられる環境をつくるためには、企業・事業所の理解・協力が不可欠です。

このため、企業や事業所に対し、雇用における合理的配慮の概念等の周知を図るとともに、障害者や企業・事業所に対し、就労や雇い入れに向けたきめ細やかな支援が必要です。

また、就労しても様々な理由で離職する人も多いため、平成30年度(2018年度)の制度改正により就労定着支援事業が創設され、就労している障害者の生活面の課題の把握や助言、就労先の企業や関係機関等との連絡調整など、一般企業で就労している障害者の課題解決に向けた支援を行います。

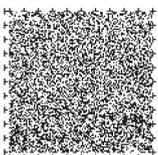
## 《基本方針》

- ◆障害者の一般就労への移行と職場定着の支援に取り組みます。
- ◆企業・事業所に対して、障害者雇用に対する理解促進を図るとともに、市の業務委託等の機会を活用して、障害者の就労機会の提供に努めます。

## 《施策の方向》

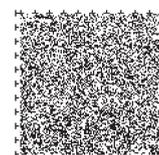
## (1) 一般就労移行・定着への支援

- 就労移行支援事業や、就労定着支援事業、障害者就業支援等により、障害者の一般就労と職場定着支援に取り組みます。
- 企業・事業所に対する関連法制度等の情報提供や雇用優良事業所の表彰等により、障害者雇用に対する理解促進を図ります。
- 市が行う業務委託や入札、企業誘致等の機会を活用して、障害者の就労機会の提供に努めます。



《具体的施策》

番号	施策名称	施策内容	所管部署
77	就労移行支援事業の推進	事業所と連携し、一般就労に向けた訓練を行う就労移行支援事業の基盤整備を図るとともに、就業・生活支援センターやジョブコーチなどの活用を促進します。 ◆数値目標◆ 久留米市障害福祉計画・久留米市障害児福祉計画に基づく	健康福祉部 障害者福祉課
78	就労定着支援事業の推進	就労移行支援事業や就労継続支援事業等を通じて一般就労した障害者が就労を継続できるよう、事業所と連携して就労定着支援事業の基盤整備を図るとともに、事業所の安定運営のための支援に努めます。 ◆数値目標◆ 久留米市障害福祉計画・久留米市障害児福祉計画に基づく	健康福祉部 障害者福祉課
79	障害者雇用に関する理解促進	事業所（産業団地等への誘致企業を含む。）に対して、障害者雇用に関する法令や制度などの情報を提供し、障害者雇用に関する理解促進を図ります。	商工観光労働部 企業誘致推進課 労政課
		農業者、農業関連団体等に対して、障害者雇用に関する法令や制度などの情報を提供し、障害者雇用に関する理解促進を図ります。	農政部 農政課 生産流通課 みどりの里づくり 推進課 中央卸売市場
80	雇用優良事業所の表彰	障害者を積極的に雇用している事業所等を雇用優良事業所（障害者雇用部門）として表彰します。また、地元企業の取り組みを周知することで、他の事業所が障害者雇用に取り組む契機となるよう、PRに努めます。	商工観光労働部 労政課
81	入札などでの障害者雇用事業所の優遇	建設工事の入札参加資格において、障害者の雇用状況により評点の加算を行います。	総務部 契約課
82	障害者に配慮した職場環境の整備	障害者に配慮した、受験環境や職場環境の整備、職員の意識改革などに取り組みます。	総務部 人事厚生課
83	障害者就業支援	障害者が、地域の中で安心して働き、安定した生活を送るため、ハローワークや地域の就労支援関係機関と連携し、必要な相談・支援や面談会、受入れ企業の開拓、提携施設での基礎訓練や企業での職場実習、就業後の定着支援、企業向けの雇用促進セミナー等を行います。	商工観光労働部 労政課
		◆数値目標◆ H35年度（2023年度）職場訪問による定着支援 250件以上	



## 2 福祉的就労の充実

### 《現状と課題》

障害の特性や年齢等の事情から、一般就労が難しい障害者が、働く喜びを感じながら生きがいを持って働けるよう、福祉的就労の場を提供することも大切です。

本市ではここ数年、一般就労が難しい障害者の雇用の場として、就労継続支援事業所（A型・B型）の整備が進み、当該事業を利用して福祉的就労をする障害者も増えています。障害者（児）生活実態調査によると、18～40歳の障害者の4～5人に1人は就労系の障害福祉サービス事業所等を利用している状況です。

また、本市では、就労継続支援事業所や地域活動支援センター等で作成した商品について、民間団体や行政主催のイベント等で展示・販売を行う機会を提供するなど、製品の販路拡大の支援にも取り組んでいます。

今後は、就労継続支援事業所が、障害者の福祉的就労の場としてより適正な運営となるよう、事業所の経営力強化や工賃向上等に向けた取組の検討も含め、必要な助言や支援を行うことも大切です。

### 《基本方針》

- ◆就労継続支援事業の基盤整備を進め、一般就労が難しい障害者の福祉的就労の場の確保・充実を図ります。

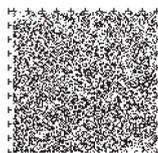
### 《施策の方向》

#### （1）福祉的就労の場の確保

- 事業所等と連携して、就労継続支援事業の基盤整備および運営の適正化を進めます。

### 《具体的施策》

番号	施策名称	施策内容	所管部署
84	就労継続支援事業（A型）の推進	<p>障害者の社会的雇用の場の充実を図るため、事業所と連携して就労継続支援事業（A型）の基盤整備を進めるとともに、事業所の安定運営のための支援に努めます。</p> <p>◆数値目標◆ 久留米市障害福祉計画・久留米市障害児福祉計画に基づく</p>	健康福祉部 障害者福祉課
85	就労継続支援事業（B型）の推進	<p>一般就労が困難な障害者の就労の場として、事業所などと連携して就労継続支援事業（B型）の基盤整備を進めるとともに、事業所の安定運営のための支援に努めます。</p> <p>◆数値目標◆ 久留米市障害福祉計画・久留米市障害児福祉計画に基づく</p>	健康福祉部 障害者福祉課



### 3 | 就労支援の充実

#### 《現状と課題》

障害者が仕事に就き、働き続けるためには、就労に必要な知識や技術の習得はもとより、就労も含めた生活全般に対する総合的な支援があることが必要です。

このため、本市では、相談支援事業所において就労も含めた生活全般の相談支援を行っているほか、職業訓練センターの職業能力習得講座への助成等により、障害者の職業能力の習得・向上支援などに取り組んでいます。

今後もこれらの取組を推進するとともに、就労支援を更に強化するため、学校や企業・事業所、医療機関、行政など障害者の就労支援に係る様々な分野の関係機関の更なる連携強化を図ることが必要です。

また、障害者就労施設や自営で働く人の経済的自立の一助として、障害者優先調達推進法に基づき、優先調達（購入）の推進について、積極的な取組が必要です。

#### 《基本方針》

- ◆ 障害者の就労及び職場定着を支援するため、就労に関する相談支援体制の充実や職業能力の習得支援に取り組めます。
- ◆ 障害者の生活安定を図るため、障害者優先調達推進法に基づく優先調達を推進します。
- ◆ 久留米市障害者地域生活支援協議会等を通じ、就労支援に係る関係機関などの連携強化を図ります。

#### 《施策の方向》

##### (1) 就労に関する相談体制の充実

○ 障害者の生活全般の相談・支援を行う相談窓口（相談支援事業所）の整備を進め、当該相談窓口での就労に関する相談の充実に努めます。

#### 《具体的施策》

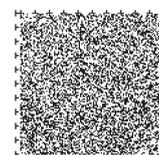
番号	施策名称	施策内容	所管部署
86	障害者相談支援の実施 (再掲：120)	障害者の暮らしの複雑化・多様化が進む中、より専門性の高い支援として、基幹相談支援センターによる相談支援を進めます。	健康福祉部 障害者福祉課

##### (2) 職業能力の習得支援

○ 関係機関と連携して、障害者の職業能力習得のための機会を確保するとともに、市役所内での障害者職場実習の受入れに向けた取り組みを進めます。

#### 《具体的施策》

番号	施策名称	施策内容	所管部署
87	職業能力習得講座の支援	久留米地域職業訓練センターが実施する障害者の職業技能を高めるための講座の案内や広報を行います。	商工観光労働部 労政課



**(3) 障害者優先調達推進に係る取組**

○障害者就労施設等からの物品等の優先調達を推進するとともに、セルフ製品の販売支援に努めます。

《具体的施策》

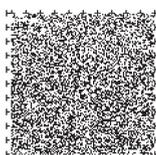
番号	施策名称	施策内容	所管部署
88	障害者就労施設等からの優先調達の推進	市の事業に要する物品、役務について、障害者就労施設等からの調達を推進し、障害者の経済的基盤確立を支援します。	総務部 契約課 健康福祉部 障害者福祉課 全庁
89	就労系事業所が提供するサービス等の情報発信支援	福祉的就労の場の確保を推進するため、民間団体等と連携し、就労系事業所が提供するサービスや商品に関する情報発信に努めます。	健康福祉部 障害者福祉課 全庁

**(4) 関係機関・企業などとの連携**

○「久留米市障害者地域生活支援協議会」での関係機関などの連携強化の一環として、障害者の就労に係る各種関係機関や企業・事業所、学校、障害者関連事業所などの連携強化を図ります。

《具体的施策》

番号	施策名称	施策内容	所管部署
90	就労促進に向けた検討	「久留米市障害者地域生活支援協議会」を活用し、就労に関する現状把握や課題整理、支援体制の検討等を行い、障害者の就労支援の充実を図ります。	健康福祉部 障害者福祉課



## 4 | 住まいの確保と居住支援の充実 重点施策

### 《現状と課題》

安心して暮らせる住まいの確保は、障害の有無に関わらず、全ての人にとって生活の基盤です。特に、様々な生活課題を抱える障害者にとっては、重要な要素となります。

国において、施設入所や長期入院からの地域移行が進められており、地域の受け皿としての住まいの確保や、居住に伴う支援体制の充実が求められています。

少子高齢化の更なる進行による障害者の高齢化や一人暮らしの増加が見込まれる中、インタビュー調査等においても、多くの人が親亡き後の不安を感じており、グループホームなどの障害者が安心して生活できる共同生活の場などの確保がより一層重要になっています。また、障害者(児)生活実態調査によると、地域での相談窓口の確保等も求められています。

しかしながら、民間賃貸住宅については、貸主や周囲の住民の障害に対する偏見や、病状が急変した場合などの緊急時に対する不安等から、入居が難しい状況もあり、障害に対する理解促進や、貸主・入居者双方が安心して賃貸契約を結べるような仕組みづくりが課題となっています。こうした中、住宅セーフティネットに係る制度が改正され、空き家等を活用した機能強化などが図られました。

今後も、地域の関係団体や関係機関等と連携し、登録住宅と住宅確保要配慮者のマッチングといった円滑な入居支援等による地域移行の支援や、移行後の生活継続のための相談支援等について取り組む必要があります。

### 《基本方針》

◆障害者が安心して地域で暮らし続けることができるよう、グループホーム整備等による住まいの確保と居住支援に取り組みます。

### 《施策の方向》

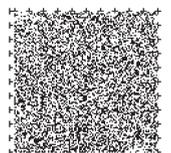
#### (1) 住まいの確保

○市営住宅への優先入居や不動産業者との協力により、障害者の住まいの確保を支援します。

○グループホーム等の共同生活の場の整備に取り組みます。

### 《具体的施策》

番号	施策名称	施策内容	所管部署
91	市営住宅申し込みの優遇	市営住宅入居者募集において、定期募集と重複応募可能な別枠募集を行います。 ◆数値目標◆ 別枠募集年3回(計6戸)実施	都市建設部 住宅政策課
92	不動産業者への啓発と連携	障害者の住まい確保支援のため、あんしん賃貸住宅協力店に関する周知・啓発を行うとともに、不動産業者に対し、障害者に対する賃貸住宅の斡旋、情報提供について、理解・協力を求めます。	健康福祉部 障害者福祉課
93	住宅セーフティネット制度を活用した相談体制の整備	住宅セーフティネット法に基づく登録住宅と住宅確保要配慮者のマッチングなど円滑な入居支援を行うため、関係各課をはじめ、基幹相談支援センターや地域包括支援センター等との連携による相談体制の構築を図ります。	都市建設部 住宅政策課



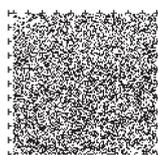
番号	施策名称	施策内容	所管部署
94	居住系サービスの整備促進	グループホームなどの計画的な整備を図ります。 ◆数値目標◆ 久留米市障害福祉計画・久留米市障害児福祉計画に基づく	健康福祉部 障害者福祉課

## (2) 居住支援の充実

○住宅入居等支援（居住サポート）事業により、障害者の一般住宅への入居や地域生活継続の支援を行います。

### 《具体的施策》

番号	施策名称	施策内容	所管部署
95	住宅入居等支援（居住サポート）事業の実施（相談支援強化事業）	地域生活支援事業「相談支援事業」の強化事業として、基幹相談支援センターによる相談支援を進めます。	健康福祉部 障害者福祉課
96	精神障害者の地域移行支援	医療機関やサービス事業者、その他関係機関と連携して退院可能な精神障害者の退院促進に努めます。 ◆数値目標◆ 久留米市障害福祉計画・久留米市障害児福祉計画に基づく	健康福祉部 障害者福祉課
97	地域生活支援広域調整会議等事業	精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築を進めるにあたっての調整等を行う協議の場を整備・推進します。	健康福祉部 障害者福祉課 保健所保健予防課
98	地域生活支援拠点等の整備	障害者の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据え、相談、体験の機会、緊急時の対応等の必要な機能を備えた地域生活支援拠点等（拠点又は面的な整備）の整備を進めます。 ◆数値目標◆ 1の拠点等を整備	健康福祉部 障害者福祉課



## 5 | 在宅福祉サービスなどの充実 重点施策

### 《現状と課題》

障害者の地域での生活を支える上で、在宅福祉サービスは重要な役割を担っています。

障害者(児)生活実態調査によると、地域生活に必要な条件として「ホームヘルプ等の日常生活の介助が十分に受けられること」が重視されています。実際、日常生活の介助者について前回（H25）調査と比較すると、配偶者からの介助が減る（27.2%→19.3%）一方でヘルパーからの介助が増えている（6.5%→13.3%）など、ヘルパーの利用が増えている状況です。

このように、在宅福祉サービスのニーズは高まってはいますが、依然として障害者の日常の介助や身の回りの支援は、配偶者や親といった家族が主に担っている状況にあり、家族による介助の抱え込みが懸念されます。

このため、短期入所事業や日中一時支援事業等の家族の介助負担を緩和・軽減するための取組の充実が必要です。さらに、障害者の高齢化や障害の重度化・重複化等の状況も見据えつつ、障害の状態が重く、手厚い支援を要する重症心身障害児（者）や強度行動障害のある人など、様々な障害特性や多様なニーズを考慮し、生活に必要な支援・サービスの提供に取り組んでいくことが大切です。

### 《基本方針》

- ◆障害者の地域での自立生活を支えるため、日常生活の支援や介助に必要な各種在宅福祉サービスの充実を図ります。
- ◆障害者を介助する家族の負担緩和・軽減のための支援（レスパイトケア）や重症心身障害児（者）に対する支援の充実を図ります。

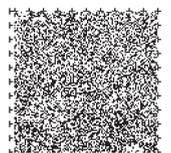
### 《施策の方向》

#### （1）日常生活の支援や介助サービスの充実

- 生活支援や介助サービスをはじめとした各種障害福祉サービスが適正に提供されるよう、サービス事業者（福祉事業所）への指導・監査を行います。
- 障害者の日常生活支援や介助のための訪問系サービスなどの充実を図ります。

#### 《具体的施策》

番号	施策名称	施策内容	所管部署
99	福祉事業所の適正運用の推進	福祉事業所に対して、実地指導、監査を実施し、適正な運営の確保を図ります。また、新規事業所の設置についても、関係法令等の規定に基づき、適正なものとなるよう努めていきます。 ◆数値目標◆ H35年度（2023年度）実地指導件数 60件	健康福祉部 障害者福祉課
100	訪問系サービスの充実	在宅生活を支える訪問系サービスの質・量両面での充実を図ります。 ◆数値目標◆ 久留米市障害福祉計画・久留米市障害児福祉計画に基づく	健康福祉部 障害者福祉課
101	重度身体障害児・者訪問入浴サービス事業の推進	重度身体障害児・者訪問入浴サービスを推進します。 ◆数値目標◆ 久留米市障害福祉計画・久留米市障害児福祉計画に基づく	健康福祉部 障害者福祉課



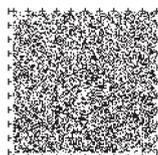
番号	施策名称	施策内容	所管部署
102	共生型サービスの円滑な事業の推進（再掲：131）	障害児者と高齢者がデイサービスなどのサービスを、同一の事業所で受けやすくするための制度について、普及・啓発を図り、円滑な制度の推進に努めます。	健康福祉部 障害者福祉課 介護保険課
103	日常生活用具の給付	在宅の障害者・児に対し、日常生活の便宜を図るための用具を給付します。	健康福祉部 障害者福祉課
104	久留米市社会福祉協議会実施事業の周知	久留米市社会福祉協議会と連携して、福祉器具貸出や生活福祉資金貸付事業などの周知と利用促進に努めます。	健康福祉部 障害者福祉課

## （2）レスパイトケアなどの充実

- 家族介助者の負担緩和や軽減のため、日中一時支援事業などのレスパイトケアの充実を図ります。
- 重症心身障害児（者）に対する相談支援体制や短期入所などのサービスの充実を図ります。

### 《具体的施策》

番号	施策名称	施策内容	所管部署
105	重症心身障害児（者）の地域生活を支援する相談支援体制の充実・強化	医療・福祉部門等の連携のもと重症心身障害児（者）の地域生活移行・定着等を支援するための相談支援体制の充実・強化を推進します。	健康福祉部 障害者福祉課
106	レスパイトケアの充実	「短期入所」「日中一時支援事業」に取り組み、レスパイトケアの充実を図ります。 ◆数値目標◆ 久留米市障害福祉計画・久留米市障害児福祉計画に基づく	健康福祉部 障害者福祉課
107	重症心身障害児（者）などの日中活動及び短期入所の場の確保（再掲：132）	医療的ケアを要する障害児者の日中活動及び短期入所の場の設置について、医療機関等関係機関と連携・協力しながら、整備に努めます。 ◆数値目標◆ H35年度（2023年度）市内受入施設整備数 日中活動11ヶ所、短期入所7ヶ所	健康福祉部 障害者福祉課
108	在宅レスパイト事業	自宅に訪問看護事業所から看護師等を派遣し、介護者である家族が行っている医療的ケア等を代替し、重症心身障害児（者）の健康の保持と家族の介護に係る負担の軽減を図ります。 ◆数値目標◆ H35年度（2023年度）実利用者数30人	健康福祉部 障害者福祉課



## 6 | 外出支援の充実

### 《現状と課題》

地域生活を送る上で、外出は買い物や通勤・通学、通院・通所、余暇活動など、多岐において必要となる活動です。

障害者(児)生活実態調査によると、余暇の過ごし方として旅行や買い物を希望する人が多い中、身体障害者や精神障害者の約半数、知的障害者の約8割が、外出にあたっては何らかの支援の必要性を感じており、約6割の人が家族からの付き添いを受けている状況です。また、外出に際しての困りごと、身体障害者では施設の段差や障害者用駐車場・トイレの不足といったハード面が、知的障害者や精神障害者では人の目やコミュニケーション、交通費負担といったソフト面がそれぞれ上位となるなど、障害種別により多岐に渡っています。

このような障害者のニーズを踏まえて、外出支援サービスの量的な充実に向けた取組を進めることが必要です。

さらに、公共交通機関やタクシー、自家用車などを利用して外出する人も多いため、それらに係る費用負担の軽減や、外出先に関するバリアフリー情報の提供など、総合的な外出支援策が求められています。

### 《基本方針》

◆障害者の自立と社会参加支援の一環として、移動支援事業をはじめとした外出支援に係る施策の充実を図ります。

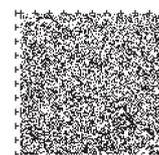
### 《施策の方向》

#### (1) 外出支援サービスの充実

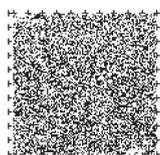
- 移動支援事業やタクシー料金の助成などにより、障害者の外出を支援します。
- 障害者の外出に役立つ情報の提供や外出しやすい環境づくりに努めます。

### 《具体的施策》

番号	施策名称	施策内容	所管部署
109	外出支援の実施	事業所と連携し、「移動支援事業」「同行援護事業」「行動援護事業」に取り組み、外出支援の充実を図ります。 ◆数値目標◆ 久留米市障害福祉計画・久留米市障害児福祉計画に基づく	健康福祉部 障害者福祉課
110	タクシー基本料金援助事業の実施	在宅の重度障害者に対して、福祉タクシー券を交付します。	健康福祉部 障害者福祉課
111	身体障害者自動車購入・改造補助事業の実施	障害者が自分で運転する車を障害にあわせて改造(購入)する場合、または介護者が車椅子運搬用に車を改造(購入)する場合に、その費用の一部を助成します。	健康福祉部 障害者福祉課
112	障害者自動車免許取得助成事業の実施	障害者が、就業等のため運転免許を取得する場合、その費用の一部を助成します。	健康福祉部 障害者福祉課
113	外出支援情報の提供の充実	障害者が外出時に必要なバリアフリー情報等を整備提供します。	健康福祉部 障害者福祉課



番号	施策名称	施策内容	所管部署
114	タウンモビリティ運営事業業務委託	NPO法人シニア情報プラザ久留米と連携して、障害者や高齢者などの歩行弱者に対するの来街支援を行っており、関係部局やNPOと連携し、活動の充実に努めます。	商工観光労働部 商工政策課
115	生活支援交通の導入	鉄道や路線バスの利用が不便な地域においても、障害者や高齢者をはじめとする移動制約者が日々の買い物や通院等を行えるよう、生活支援交通を導入し、移動手段の確保に努めます。	都市建設部 交通政策課
116	外出支援のあり方の検討	障害者のニーズを把握し、障害者への外出支援の在り方について多方面からの検討を行います。	健康福祉部 障害者福祉課 全庁



## 7 | 経済的支援の充実

### 《現状と課題》

障害者やその家族の中には、障害や介助等により就労できず、生活に必要な収入を十分に得ることができない人もいます。

障害者(児)生活実態調査によると、地域で生活するために必要な条件として「生活するのに十分な収入があること」が第1位にあがっており、市が重点的に進めるべきこととしても「年金や手当の充実」が1位、「医療費の助成」が3位にあがるなど、生活費の確保や経済的負担軽減を重視する人が多い状況です。このため、各種年金や手当、貸付や助成制度等の周知等により、障害者の生活の安定を図ることが必要です。

### 《基本方針》

- ◆国・県等と連携し、経済的負担の軽減に努めます。

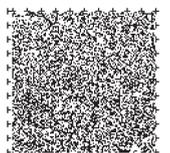
### 《施策の方向》

#### (1) 経済的支援の推進

- 諸手当や生活福祉資金の貸付等の周知に努めます。

### 《具体的施策》

番号	施策名称	施策内容	所管部署
117	手当制度の確実な適用	特別障害者手当などの制度の周知に努め、対象となる方への確実な適用を図ります。	健康福祉部 障害者福祉課
118	年金制度、生活福祉資金貸付事業の周知	ハンドブック等により、障害基礎年金や久留米市社会福祉協議会が行う「生活福祉資金貸付事業」などの周知に努めます。	健康福祉部 障害者福祉課
119	生活困窮者自立相談支援事業の実施	「久留米市生活自立支援センター」を設置し、相談支援員が相談を受け、支援計画に基づき支援対象者に寄り添いながら既存の支援制度やフォーマル・インフォーマルな支援を活用し、自立に向けた支援を実施します。包括的・個別の支援の出発点であり、早期的・継続的支援を成り立たせる支援の中核を担います。	健康福祉部 生活支援第2課



## 8 | 相談支援体制の充実

### 《現状と課題》

障害者が地域で安心して暮らし続けるためには、生活上の困りごとなどを気軽に相談し、解決できる場があることが大切です。

障害者(児)生活実態調査によると、生活に必要な支援として「地域で何でも相談できる相談員や相談窓口」があがっている一方、生活の困りごとの相談先としては「家族や親族」が1位、相談時の困りごととしては「どこに相談をしてよいか分からない」が1位となっています。

本市では、この相談支援に対する高いニーズに対応するため、市内4ヵ所で基幹相談支援センターを設置し、様々な相談への対応を行っているほか、相談支援事業所をはじめ各種相談機関等との連携強化も図っているところです。

今後も、障害者がより安心して地域生活を送ることができるよう、相談支援体制の更なる充実を図っていく必要があります。

### 《基本方針》

◆障害者からの様々な相談に適切に対応するため、相談支援体制の充実を図ります。

### 《施策の方向》

#### (1) 相談支援事業の推進

- 基幹相談支援センターなど、相談支援体制の充実に取り組みます。
- 「久留米市障害者地域生活支援協議会」を中心に、よりよい相談支援のあり方などを協議するとともに、相談員への研修や情報提供等を行い、相談員の充実を図ります。

#### 《具体的施策》

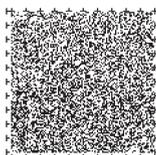
番号	施策名称	施策内容	所管部署
120	障害者相談支援の実施 (再掲：86)	障害者の暮らしの複雑化・多様化が進む中、より専門性の高い支援として、基幹相談支援センターによる相談支援を進めます。	健康福祉部 障害者福祉課
121	地域生活支援協議会の運営	「久留米市障害者地域生活支援協議会」を中心に、地域の障害者に関する相談支援体制の充実強化を図ります。	健康福祉部 障害者福祉課

#### (2) 多様な相談窓口の充実

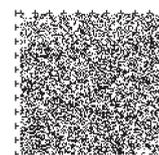
- 障害者相談員を地域に配置し、身近な地域で障害者からの相談に対応します。
- 障害者の生活に係る様々な分野で障害者に配慮した相談対応ができるよう、障害福祉分野以外の各種相談機関等との連携強化を図ります。

#### 《具体的施策》

番号	施策名称	施策内容	所管部署
122	障害者相談員の配置	身体・知的障害者相談員を地域に配置し、地域及び市民センター等で障害者からの相談に対応します。また、相談員の資質向上のため、相談員などに対する研修を実施します。	健康福祉部 障害者福祉課



番号	施策名称	施策内容	所管部署
123	各種相談機関の連携強化	女性・子ども・高齢者・生活困窮者・就労・消費等の各種相談機関や、地域活動団体、医療機関等との連携強化を図ります。	健康福祉部 障害者福祉課
124	生活支援コーディネーター及び地域活動コーディネーターの配置と活動の充実	地域ニーズの把握や担い手の育成、地域と関係機関等をつなぐコーディネーターを配置し、地域での暮らしの支援に努めます。	健康福祉部 地域福祉課



## 9 | 保健サービスの充実

### 《現状と課題》

障害の発生時期や原因は様々であり、市民のライフステージに応じた障害の原因となる疾病などの発生予防と早期発見・早期治療に取り組むことが大切です。

本市では、市民の健康づくり推進と保健医療施策の拠点として、5ヵ所の保健センターを整備し、健康づくりに関する啓発や健康教育、健康相談、検診（健診）などを実施しています。今後もこれらの保健事業を中心に、障害者を含む市民の疾病予防・早期発見などの健康づくりを支援していくことが必要です。

また、人間関係や仕事、学校、慣習など、社会の様々な要因によるストレスなどによって、うつ病等の心の病を抱える人が増加しています。そのため、学校や企業、市民団体や地域などと連携して、心の健康づくりに関する取組を進めることも大切です。

### 《基本方針》

◆障害の原因となる疾病などの予防や早期発見のため、各種保健事業を推進し、市民の心身の健康づくりを支援します。

### 《施策の方向》

#### （1）保健事業の充実

○健康教育・健康相談や各種検診（健診）などの保健事業を推進します。

○保健情報システムの活用や保健センター整備などにより、市民の健康づくりに関する相談・支援体制の充実を図ります。

#### 《具体的施策》

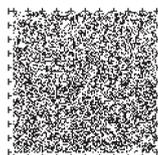
番号	施策名称	施策内容	所管部署
125	障害者歯科健診補助事業	久留米歯科医師会と連携して、障害者に対する歯科検診を推進し、障害者の口腔衛生の向上を図ります。	健康福祉部 保健所健康推進課
126	保健センター機能の整備	障害の早期発見なども含む市民の健康づくり及び保健の向上に関する施策を推進するとともに、市民の主体的な健康づくりを支援する保健センター機能の整備を検討します。	健康福祉部 保健所地域保健課

#### （2）心の健康づくりの推進

○関係機関と連携して、心の健康づくりや自殺予防、精神障害などに関する啓発・広報に取り組みます。

#### 《具体的施策》

番号	施策名称	施策内容	所管部署
127	精神障害などに関する啓発・広報の推進	学校・企業などと連携した講演会などの実施や、パンフレット・広報紙などにより、心の健康づくりや自殺予防、精神障害などについての普及啓発に努めます。	健康福祉部 保健所保健予防課



## 10 | 医療サービスの充実

### 《現状と課題》

障害者が地域で安心して暮らす上では、医療とのつながりは不可欠です。

障害者(児)生活実態調査によると、地域で生活するために必要な条件の第2位に「主治医のいる医療機関が近くにあること」があがっているほか、市が重点的に進めるべきこととして「医療費の助成」が3位にあがっているなど、医療サービスに対する障害者のニーズが高い状況です。この傾向は特に精神障害者や難病患者で顕著です。

このため、自立支援医療や重度障害者医療制度等の公費負担制度、難病患者に対する医療費助成制度等を広く周知し、必要としている人が適切に医療サービスを利用できるよう支援することが大切です。

また、地域の医療機関と連携して必要なサービスが受けられる環境整備に取り組むことも大切です。

### 《基本方針》

◆障害者が適切な医療サービスを受けられるよう、関連情報の提供などの支援に取り組みます。

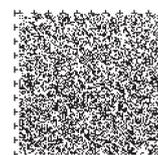
### 《施策の方向》

#### (1) 適切な医療サービスの提供

○医療費の負担軽減に係る制度等の周知に努めます。

### 《具体的施策》

番号	施策名称	施策内容	所管部署
128	自立支援医療、重度障害者医療制度の確実な適用	ハンドブックやホームページ等により、自立支援医療や重度障害者医療制度などの医療費公費負担制度の周知に努め、対象となる方への確実な適用を図ります。	健康福祉部 医療・年金課 障害者福祉課
129	難病医療費助成制度の周知	広報紙などにより、難病医療費助成制度の周知に努めます。	健康福祉部 保健所健康推進課



第5章

基本目標5 生きがいを持って自分らしく生きるために

【分野】

9 日中活動

10 社会活動

1 日中活動の促進

《現状と課題》

障害者が地域で自分らしく生活するためには、様々な日中活動の場がある中から、障害の状態や年齢、意向等に応じて選ぶことができる環境を確保することが大切です。

インタビュー調査等においても、多くの方が日中を過ごす場の確保や当事者同士の交流の大切さを指摘しています。

本市では、日中活動系サービスの提供により、障害者の地域生活の支援に取り組んだほか、地域活動支援センターや精神障害者の交流の場としてのオープンスペースの運営を支援し、日中活動の確保や当事者同士の交流の場、仲間づくりの場の確保に取り組んでいます。

また、平成30年度（2018年度）の制度改正に伴い、障害者も高齢者向けの介護保険事業所のデイサービス等を利用できるようになる共生型サービスが始まり、日中活動の場について、選択する幅が更に広がります。

今後も、障害者の現状やニーズ等を把握しながら、地域での日中活動の場を拡大していくことが必要です。

《基本方針》

- ◆多様な日中活動の選択肢を確保するため、介護給付、訓練等給付などの日中活動系サービスの充実を図ります。
- ◆障害者の日中活動や交流、仲間づくりの場として、地域活動支援センターやオープンスペースでの活動促進に取り組みます。

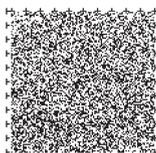
《施策の方向》

(1) 日中活動系サービスの整備

○日中活動系サービスや重症心身障害児（者）の短期入所などの充実を図ります。

《具体的施策》

番号	施策名称	施策内容	所管部署
130	日中活動系サービスの充実	事業所や地域活動支援センターなどと連携して、障害者総合支援法の日中活動系サービスの基盤整備を進めます。 ◆数値目標◆ 久留米市障害福祉計画・久留米市障害児福祉計画に基づく	健康福祉部 障害者福祉課
131	共生型サービスの円滑な事業の推進（再掲：102）	障害者児と高齢者がデイサービスなどのサービスを、同一の事業所で受けやすくするための制度について、普及・啓発を図り、円滑な制度の推進に努めます。	健康福祉部 障害者福祉課 介護保険課



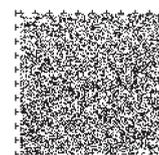
番号	施策名称	施策内容	所管部署
132	重症心身障害児（者）などの日中活動及び短期入所の場の確保（再掲：107）	医療的ケアを要する障害児者の日中活動及び短期入所の場の設置について、医療機関等関係機関と連携・協力しながら、整備に努めます。 ◆数値目標◆ H35年度（2023年度）市内受入施設整備数 日中活動11ヶ所、短期入所7ヶ所	健康福祉部 障害者福祉課

## （2）地域活動支援センターなどの充実

○地域活動支援センター（Ⅰ型・Ⅲ型）やオープンスペースなど、多様な日中活動の場の確保と活動促進に取り組みます。

### 《具体的施策》

番号	施策名称	施策内容	所管部署
133	地域活動支援センター（Ⅰ型）の運営支援（再掲：157）	障害者の日中活動の場及び地域の支援ネットワークの中核として、地域活動支援センターを運営します。また、障害者理解の促進、地域住民ボランティア養成についても取り組みます。	健康福祉部 障害者福祉課
134	地域活動支援センター（Ⅲ型）への支援	地域に根ざした多様性のある日中活動の場として、地域バランスや個別給付事業所の整備状況等も考慮しながら、運営への支援を行います。	健康福祉部 障害者福祉課
135	オープンスペースなどへの支援	精神障害者などの仲間づくり・交流の場であるオープンスペースの設置を推進します。	健康福祉部 障害者福祉課



## 2 | スポーツ・文化活動への参加促進

### 《現状と課題》

スポーツ・文化活動は、障害者の心と体を豊かにし、自分らしさや生きがいへとつながる大切な余暇活動です。そのため、これらの活動に障害者が参加できる機会をつくる必要があります。

障害者(児)生活実態調査によると、多くの方が余暇の過ごし方としてスポーツや文化活動を望んでいます。しかしながら、健康面や体力面での難しさ、情報や仲間の不足・不在、コミュニケーションの難しさなど、課題も多い状況です。

こうした中、誰もが参加できるニュースポーツとして障害者スポーツが注目されているなど、障害者との交流や理解を深める好機となっています。

今後は、障害者が地域でスポーツや文化活動に参加し、生活を楽しむことができる環境づくりを進める必要があります。

### 《基本方針》

◆障害者がスポーツ・文化活動を楽しめるよう、障害者の利用や参加に配慮した仕組みや環境づくりに取り組みます。

### 《施策の方向》

#### (1) スポーツ活動の促進

○障害者のためのスポーツ大会などのスポーツ活動の場・機会の提供に取り組みます。

○障害者スポーツの指導者育成などにより、障害者のスポーツ活動への参加を促進します。

#### 《具体的施策》

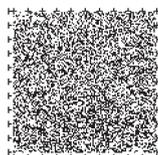
番号	施策名称	施策内容	所管部署
136	ふれあいスポーツ大会の開催への支援	障害者のスポーツを広めるため、当事者団体等と協力して、障害者ふれあいスポーツ大会を実施します。	健康福祉部 障害者福祉課
137	障害者スポーツの競技者支援	福岡県障害者スポーツ協会や桜花台クラブ(総合型地域スポーツクラブ)と連携して、障害者スポーツの普及・促進に努め、未来のパラアスリートを発掘する。 ◆数値目標◆ 未来のパラアスリート発掘に向けてパラリンピック種目体験会等を毎年度2回開催	市民文化部 体育スポーツ課
138	障害者スポーツ関連情報の提供	障害者スポーツに関する市民理解を深めるとともに、参加意欲の増進のため、障害者スポーツに関する情報の収集および提供等に努めます。	市民文化部 体育スポーツ課

#### (2) 文化活動の促進

○イベント等への参加を促し、障害者の文化活動などの場・機会の提供に取り組みます。

#### 《具体的施策》

番号	施策名称	施策内容	所管部署
139	国内外イベント等への参加促進(再掲:151)	各イベントにおいて、情報発信やバリアフリーに努めるなど、障害者の参加を促進します。	全庁



### 3 | 社会教育の充実

#### 《現状と課題》

障害の有無に関わらず、学校での教育だけでなく、社会においても様々なことを学ぶことは重要であり、そのような学びの機会が確保されることが大切です。

障害者(児)生活実態調査によると、余暇の過ごし方として「趣味などのサークル活動・生涯学習」が3位にあがるなど、高いニーズがうかがえます。

本市では、生涯学習センター等において障害者を含めたあらゆる世代の市民向けの学習講座を開催するほか、地域で行われる生涯学習の場に参加しやすい環境づくりとして、校区コミュニティセンター（校区公民館）などのバリアフリー化、学習会などへの手話通訳派遣などに取り組んでいます。

今後も、ニーズを把握しながら、障害者が地域の中で生涯学習等に参加しやすい環境づくりに取り組むことが必要です。

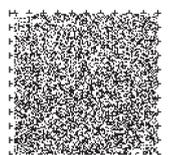
#### 《基本方針》

◆障害者の社会教育を推進するため、生涯学習等に参加しやすい環境づくりに取り組みます。

#### 《施策の方向》

##### (1) 生涯学習の推進

- 地域での生涯学習活動を推進するとともに、障害者がこれらの活動に参加できるよう、情報提供や受入れのための配慮に努めます。
- 関連施設の利用料割引制度の周知などにより、障害者の文化活動への参加を促進します。
- 生涯学習センターや図書館などの生涯学習に係る施設において、障害者の利用に配慮した環境や備品等の整備に取り組みます。



《具体的施策》

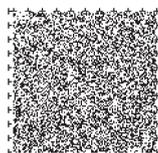
番号	施策名称	施策内容	所管部署
140	生涯学習センターなどで実施する主催講座などの充実	生涯学習センターなどで実施する障害者を含めたあらゆる世代の市民のための講座の充実を図ります。	市民文化部 生涯学習推進課
141	障害者の余暇活動の促進	施設の利用料の割引など、障害者の余暇活動を促進する制度の周知に努めます。	健康福祉部 障害者福祉課
142	チャレンジ土曜塾の実施	校区コミュニティセンターを中心として行われている「チャレンジ子ども土曜塾」については、各校区社会教育団体と連携して、企画・運営面や諸活動について支援を行い、支援が必要な児童の受け入れを促進します。また、ニュースポーツなど誰もが参加しやすい活動を取り入れるほか、情報交換会の開催を促進します。	市民文化部 生涯学習推進課
143	校区コミュニティセンターでの委嘱学級における手話通訳の実施	校区コミュニティセンターでの委嘱学級において、学級生募集の際には、館報やチラシなどで手話通訳についてPRするよう指導するとともに、これらの経費の補助を行います。	市民文化部 生涯学習推進課
144	点字・録音図書資料の整備充実	図書館での録音図書・点字図書を充実するとともに、利用者のニーズに応えられるように音訳・点訳ボランティアの技術向上のため研修を行います。利用者からのリクエストの割合を製作図書数に反映させると共に、プライベートサービスの充実に努めます。 ◆数値目標◆ H35年度（2023年度）末蔵書数 録音／カセット：14,000巻 点字：4,750冊 録音／デージー：840タイトル	市民文化部 中央図書館

(2) 社会教育施設などのバリアフリー化

○校区コミュニティセンター等について、障害者に配慮した施設・設備の充実に努めます。

《具体的施策》

番号	施策名称	施策内容	所管部署
145	校区コミュニティセンター建築費助成	校区コミュニティセンター等が障害者にとって利用しやすい施設となるよう、建築・改修に係る費用などの一部を助成します。	協働推進部 地域コミュニティ課



## 4 地域活動や国内外交流の促進 重点施策

### 《現状と課題》

共生社会の実現のためには、同じ地域に住む人同士が、障害の有無に関係なく、お互いを理解・尊重し合いながら、さまざまな活動に参画していくことが大切です。

しかしながら、障害者(児)生活実態調査によると、障害者の約7割は地域活動に参加しておらず、その主な理由として「どのような活動が行われているか知らない」「一緒に活動する友人・仲間がない」「コミュニケーションが難しい」といった課題が上位にあがっています。

障害者は特別な存在ではなく、共に地域社会を構成し支え合う住民同士として、多くの機会をとらえて交流を図り、お互いに理解を深め合うことが必要です。

また、本市の障害者と国内外の様々な人との交流の機会づくりの一環として、各種イベントへの障害者の参加促進を図っていますが、今後も企画内容や環境整備などの配慮を行いながら継続していく必要があります。

### 《基本方針》

- ◆障害者が地域の様々な活動へ参画し、多くの人と交流できるよう、活動参加の機会づくりや参加しやすい環境整備に取り組みます。

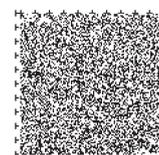
### 《施策の方向》

#### (1) 地域活動などへの参加促進

- 障害者が地域活動に参加できるよう、地域活動に係る情報提供や、地域関係者などに対する理解促進に取り組みます。
- 審議会等への登用など、まちづくりへの障害者の参画や意見提案の機会確保に努めます。
- 障害者や家族などの当事者団体を育成・支援します。

### 《具体的施策》

番号	施策名称	施策内容	所管部署
146	地域活動への啓発・支援	障害の有無に関係なく、市民誰もが地域行事に参加できるよう、地域コミュニティ組織への情報提供や地域活動への支援などを行うとともに、地域行事への参加に関する理解が進むよう、校区コミュニティ組織への研修等を実施し、関係部局や校区まちづくり連絡協議会と協力・連携しながら、啓発に努めます。	協働推進部 地域コミュニティ課 健康福祉部 障害者福祉課
147	審議会・委員会などへの登用の促進	障害者に関係のある施策を協議する審議会などへの障害者の登用を図ります。	健康福祉部 障害者福祉課 全庁
148	障害者団体への支援	障害者団体へ各種活動支援と各種事業実施への補助などを行います。	健康福祉部 障害者福祉課
149	協議体（支え合い推進会議）の設置	地域の現状把握や課題整理、地域ニーズと活動とのマッチング等を行う「協議体（支え合い推進会議）」を設置し、地域における支え合いの仕組みづくりに努めます。  ◆数値目標◆ H35年度（2023年度）設置校区数 46校区	健康福祉部 地域福祉課

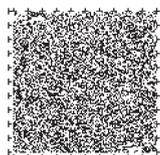


**(2) 国内外での交流の促進**

○国内外の交流イベントにおいて、障害者が参加しやすい環境づくりと参加促進に努めます。

**《具体的施策》**

番号	施策名称	施策内容	所管部署
150	国内交流事業の促進	各種交流イベントへの障害者の参加を促進します。	健康福祉部 障害者福祉課
151	国内外イベント等への参加促進(再掲:139)	各イベントにおいて、情報発信やバリアフリーに努めるなど、障害者の参加を促進します。	全庁



## 5 | ボランティアなどの育成・活動促進

### 《現状と課題》

障害者が安心して地域で暮らし続けるためには、障害福祉サービスなどの公的な支援だけでなく、ボランティアなどによる、より身近できめ細やかな支援があることが大切です。

本市では、市民活動サポートセンターを中心に、様々な分野の市民活動やボランティア活動の支援、手話通訳員や要約筆記者、盲ろう者向け通訳・介助員の養成などに取り組んできました。

今後も市民活動サポートセンターでの市民活動の育成・支援に取り組むとともに、更なるボランティア活動の充実を図るため、久留米市社会福祉協議会など関係団体と連携を図りながら、福祉ボランティアの育成に取り組むことが必要です。

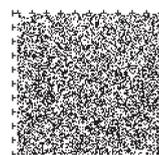
### 《基本方針》

◆市民及び関係団体などと連携・協働して、障害者の生活を地域で支える福祉ボランティアの育成・支援に取り組めます。

### 《施策の方向》

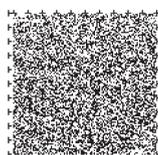
#### (1) ボランティアなどの育成・活動促進

- 福祉ボランティアを含む市民活動支援のため、市民活動サポートセンターでの相談・支援や市民活動保険への加入を継続していきます。
- 久留米市社会福祉協議会などの関係機関と連携して福祉ボランティアの育成に努めるとともに、地域活動支援センターにおいてもボランティア養成に取り組めます。



## 《具体的施策》

番号	施策名称	施策内容	所管部署
152	障害者分野のボランティア活動の促進	NPO やボランティア等の各種講座やイベントを行い、障害者福祉分野のボランティア活動の促進、活動団体の育成に努めます。 ◆数値目標◆ H35 年度（2023 年度）ボランティア情報ネットワーク障害者福祉分野の登録団体数 48 団体	協働推進部 協働推進課
153	久留米市社会福祉協議会など関係機関との連携	久留米市社会福祉協議会や久留米市ボランティア連絡協議会などと連携して、福祉ボランティアの育成に努めます。	健康福祉部 障害者福祉課
154	手話通訳者・要約筆記者養成講座の実施	手話通訳者・要約筆記者養成を目的とした講習会を実施します。 ◆数値目標◆ H35 年度（2023 年度）講座修了者数 手話奉仕員養成講座：25 人 要約筆記奉仕員養成講座：5 人	健康福祉部 障害者福祉課
155	盲ろう者向け通訳・介助員養成講座の実施	関係機関と連携し、盲ろう者向け通訳・介助員養成講座を実施します。 ◆数値目標◆ H35 年度（2023 年度）修了者数 20 人	健康福祉部 障害者福祉課
156	音訳・点訳ボランティア養成講座の実施	音訳・点訳ボランティア養成講座を実施し、点字・録音図書資料の整備充実を図ります。 ◆数値目標◆ 音訳・点訳ボランティア養成講座年 1 回開催	市民文化部 中央図書館
157	地域活動支援センター（I 型）の運営支援（再掲：133）	障害者の日中活動の場及び地域の支援ネットワークの中核として、地域活動支援センターを運営します。また、障害者理解の促進、地域住民ボランティア養成についても取り組みます。	健康福祉部 障害者福祉課



## 第4部 計画の推進

### 第1章

### 計画の進行管理

#### 1 基本的な考え方

6年間の計画期間中に確実に計画を推進するため、本計画で定めた具体的施策について、年度ごとの実施計画を定め、取組を進めていきます。特に、第2部第5章に定めた重点施策については、施策の確実な推進を図ります。

なお、本計画に掲げる施策の推進にあたっては、国の制度改正や社会状況の変化などに注視しながら、適宜見直しの検討を行うとともに、必要な財源確保については、市の財政状況やその他関連計画などとの関係性に配慮した上で、必要な予算措置を講ずるよう努めていきます。

#### 2 数値目標

具体的施策の達成状況を客観的に評価するため、可能な限り数値目標を設定しました。ただし、事業の進捗状況や国の制度改正、社会状況の変化などに注視しながら、必要に応じ適宜見直しの検討を行い、適正な事業運営に努めます。

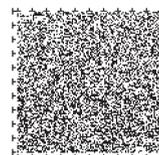
なお、第2部第6章に定めた成果指標の達成状況にも注視し、必要に応じて取組の強化等を図ります。

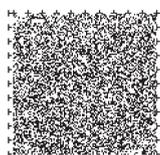
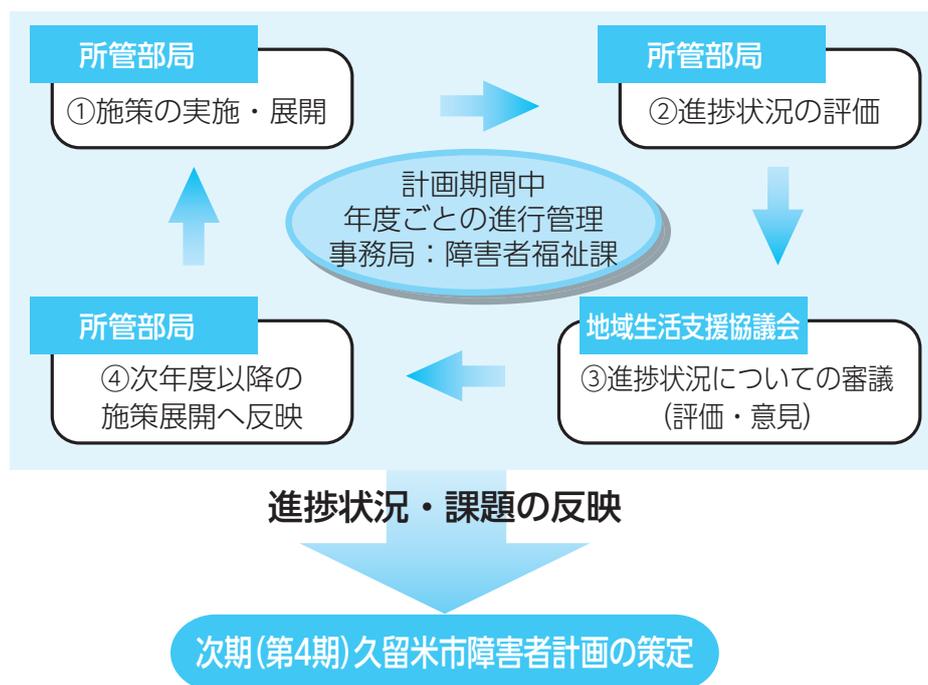
#### 3 推進体制

障害者施策を着実に実施し、総合的な取り組みを展開するためには、庁内関係部局の協力が不可欠です。障害者福祉課が事務局となり、必要に応じて関係部局が連携できる協力体制の構築に努めます。

また、本計画における具体的施策の年度ごとの進行管理は、前年度の施策の進捗状況について所管部局による自己評価を行うとともに、その結果を「久留米市障害者地域生活支援協議会」へ報告し、進捗状況についての評価・意見を審議します。この評価・意見については、所管部局へ送付し、次年度以降の施策展開へ反映できるよう努めます。

なお、本計画の期間満了に伴う次期計画の策定にあたっては、本計画の進捗状況や課題を反映させることとします。





## 第5部 資料編

### 第1章

### 障害者の動向

#### 1 障害者手帳所持者の状況

- 手帳所持者数は3障害合計（重複含む）で平成28年度（2016年度）末現在で17,368人となっています（身体障害者手帳：12,472人、療育手帳：2,335人、精神障害者保健福祉手帳：2,561人）。
- 第2期計画策定時平成25年度（2013年度）からの推移をみると、全体で17人減っていますが、療育手帳所持者、精神障害者保健福祉手帳所持者の伸びが大きく、いずれも1.2倍に増加しています。

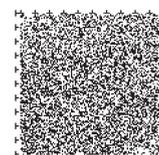
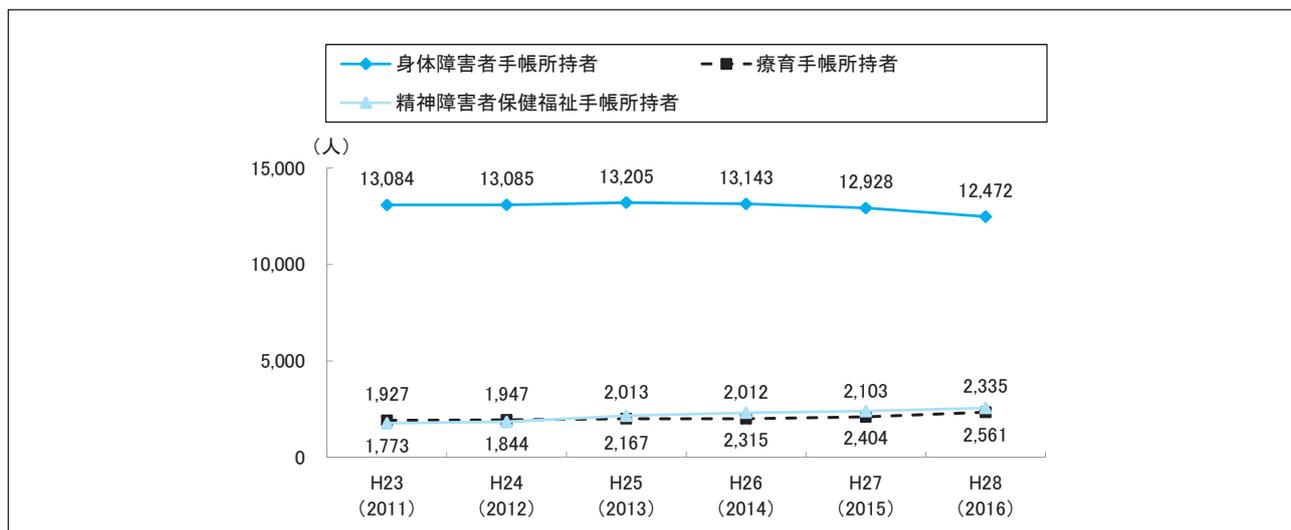
障害者手帳所持者数の推移【3障害（全体）】

（単位：人）

	H23 (2011)	H24 (2012)	H25 (2013)	H26 (2014)	H27 (2015)	H28 (2016)	増減数 (H28-H25)	増減率 (H28/H25)
身体障害者手帳所持者	13,084	13,085	13,205	13,143	12,928	12,472	-733	0.9倍
療育手帳所持者	1,927	1,947	2,013	2,012	2,103	2,335	322	1.2倍
精神障害者保健福祉手帳所持者	1,773	1,844	2,167	2,315	2,404	2,561	394	1.2倍
合計	16,784	16,876	17,385	17,470	17,435	17,368	-17	1.0倍

資料：障害者福祉課（各年度末現在）

※合計は各手帳所持者数の計（重複含む）



## 2 身体障害者の状況

### (1) 部位〔大分類〕別 身体障害者手帳所持者

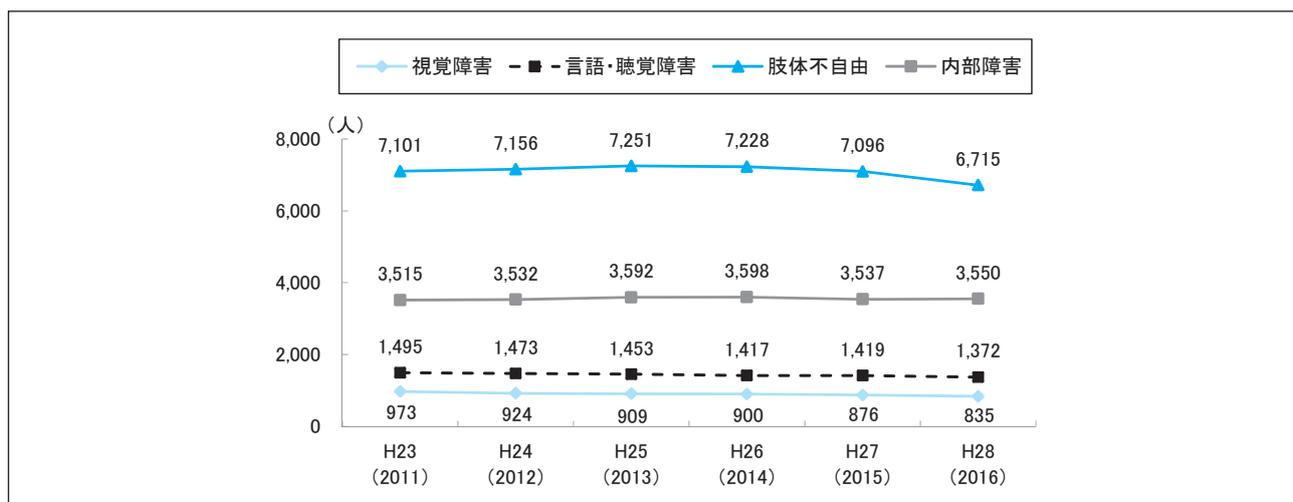
- 身体障害者手帳所持者の状況を部位別にみると、平成28年度（2016年度）末現在で視覚障害者835人（全体の6.7%）、言語・聴覚障害が1,372人（同11.0%）、肢体不自由6,715人（同53.8%）、内部障害3,550人（同28.5%）となっており、肢体不自由が過半数を占めています。
- 第2期計画策定時（平成25年度（2013年度））と比較すると、すべての障害において手帳所持者数が減少しています。

身体障害者手帳所持者数の推移【部位〔大分類〕別】

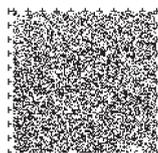
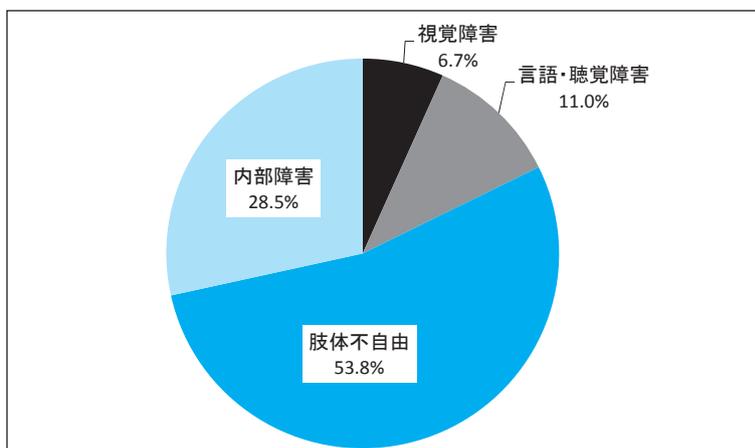
（単位：人）

	H23 (2011)	H24 (2012)	H25 (2013)	H26 (2014)	H27 (2015)	H28 (2016)	増減数 (H28-H25)	増減率 (H28/H25)
視覚障害	973	924	909	900	876	835	-74	0.9倍
言語・聴覚障害	1,495	1,473	1,453	1,417	1,419	1,372	-81	0.9倍
肢体不自由	7,101	7,156	7,251	7,228	7,096	6,715	-536	0.9倍
内部障害	3,515	3,532	3,592	3,598	3,537	3,550	-42	1.0倍
合計	13,084	13,085	13,205	13,143	12,928	12,472	-733	0.9倍

資料：障害者福祉課（各年度末現在）



身体障害者手帳所持者 部位〔大分類〕別構成比（平成28年度（2016年度））



(2) 手帳等級別 身体障害者手帳所持者

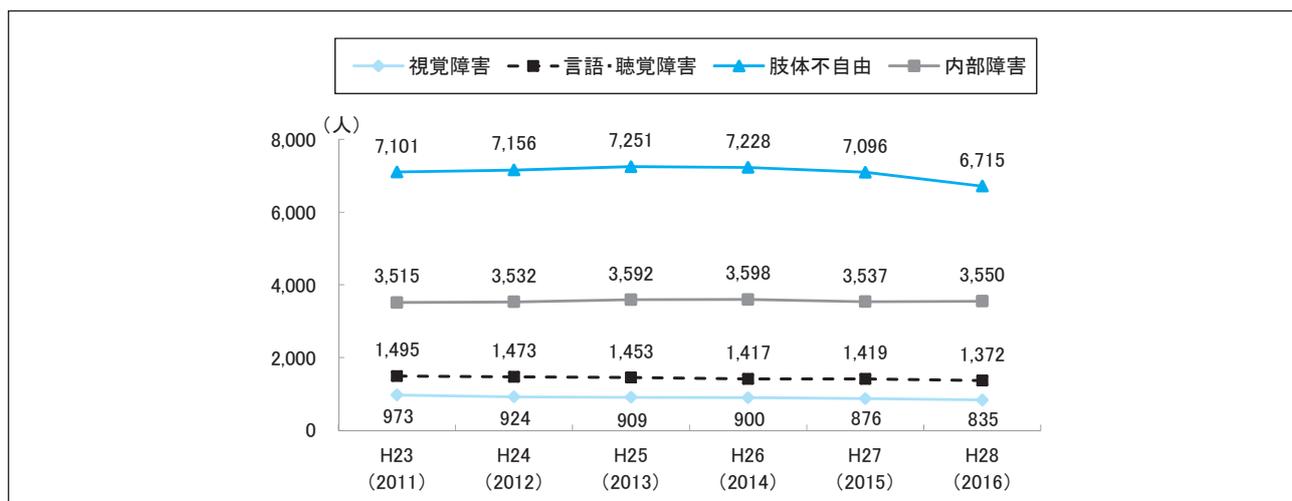
- 身体障害者手帳所持者の状況を手帳等級別にみると、平成28年度（2016年度）末現在では1級が4,027人（全体の32.3%）と最も多く、次いで4級が2,935人（同23.5%）、2級が1,941人（同15.6%）となっています。また、1・2級の重度者があわせて5,968人（同47.9%）と半数弱を占めています。
- 第2期計画策定時（平成25年度（2013年度））と比較すると、5級（1.3倍）を除く等級では、すべて手帳所持者数が減少しています。

身体障害者手帳所持者数の推移【等級別】

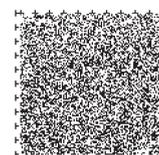
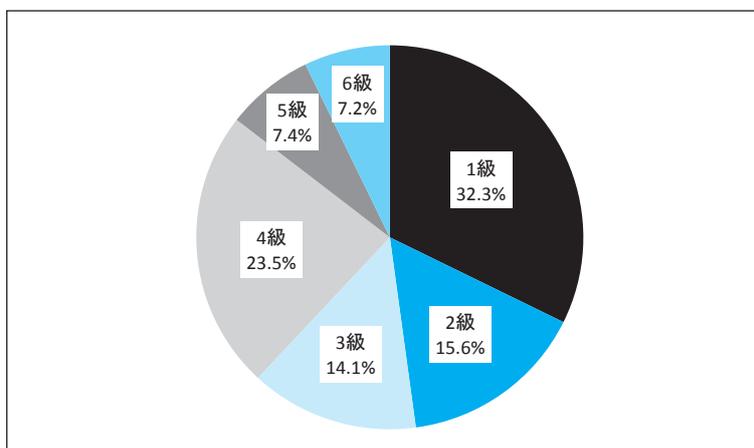
（単位：人）

	H23 (2011)	H24 (2012)	H25 (2013)	H26 (2014)	H27 (2015)	H28 (2016)	増減数 (H28-H25)	増減率 (H28/H25)
1級	4,095	4,116	4,190	4,209	4,126	4,027	-163	1.0倍
2級	2,237	2,161	2,128	2,114	2,063	1,941	-187	0.9倍
3級	1,993	1,974	1,975	1,908	1,871	1,757	-218	0.9倍
4級	2,925	2,987	3,061	3,051	3,017	2,935	-126	1.0倍
5級	884	903	910	927	950	917	7	1.0倍
6級	950	944	941	934	937	895	-46	1.0倍
合計	13,084	13,085	13,205	13,143	12,964	12,472	-733	0.9倍

資料：障害者福祉課（各年度末現在）



身体障害者手帳所持者 等級別構成比（平成28年度（2016年度））



### 3 知的障害者の状況

#### (1) 手帳判別別 療育手帳所持者

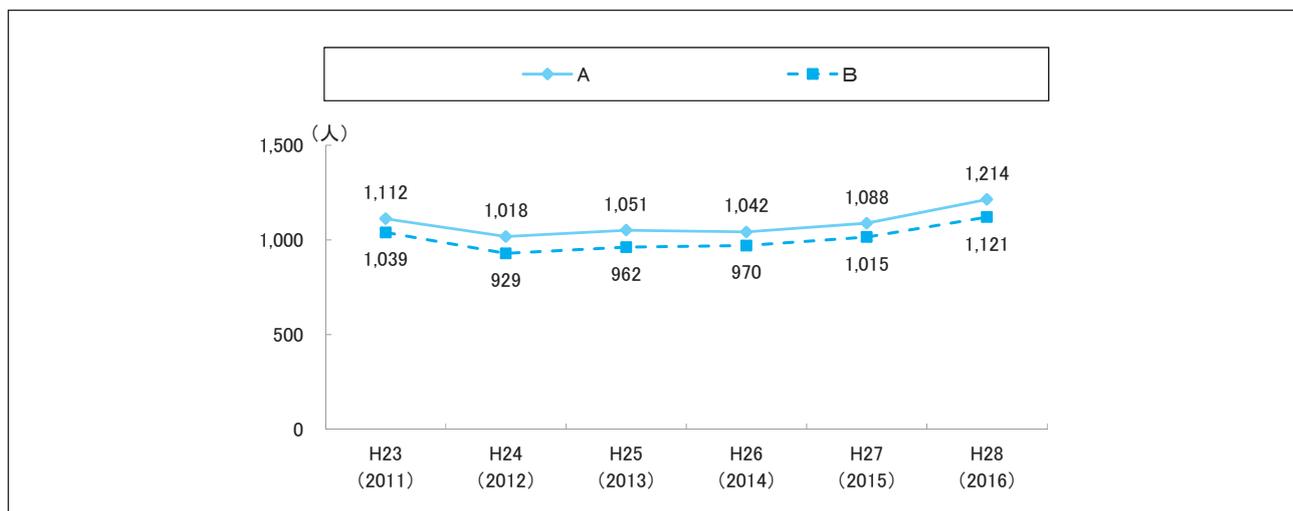
- 療育手帳所持者の状況を手帳判別別にみると、平成28年度（2016年度）末現在ではAが1,214人（全体の52.0%）、Bが1,121人（同48.0%）となっています。
- 第2期計画策定時（平成25年度（2013年度））以降の推移をみると、A、Bともに増加しており、いずれも平成25年度（2013年度）から1.2倍に増加しています。

療育手帳所持者数の推移【判別別】

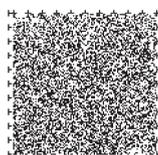
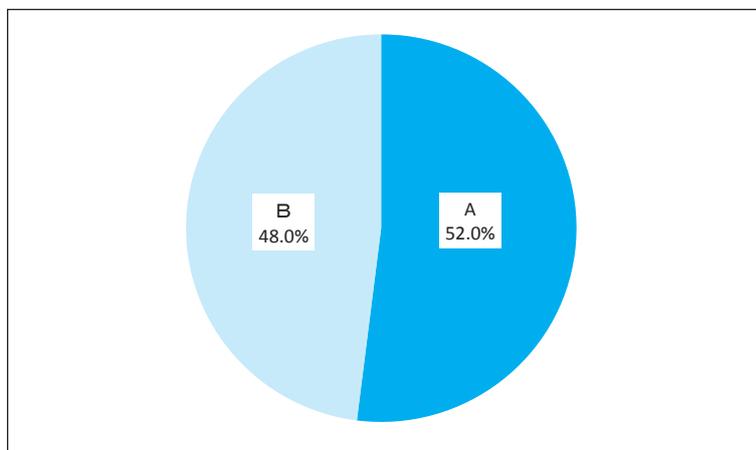
（単位：人）

	H23 (2011)	H24 (2012)	H25 (2013)	H26 (2014)	H27 (2015)	H28 (2016)	増減数 (H28-H25)	増減率 (H28/H25)
A	1,112	1,018	1,051	1,042	1,088	1,214	163	1.2倍
B	1,039	929	962	970	1,015	1,121	159	1.2倍
合計	2,151	1,947	2,013	2,012	2,103	2,335	322	1.2倍

資料：障害者福祉課（各年度末現在）



療育手帳所持者 手帳判別別構成比（平成28年度（2016年度））



## 4 | 精神障害者の状況

### (1) 手帳等級別 精神障害者保健福祉手帳所持者

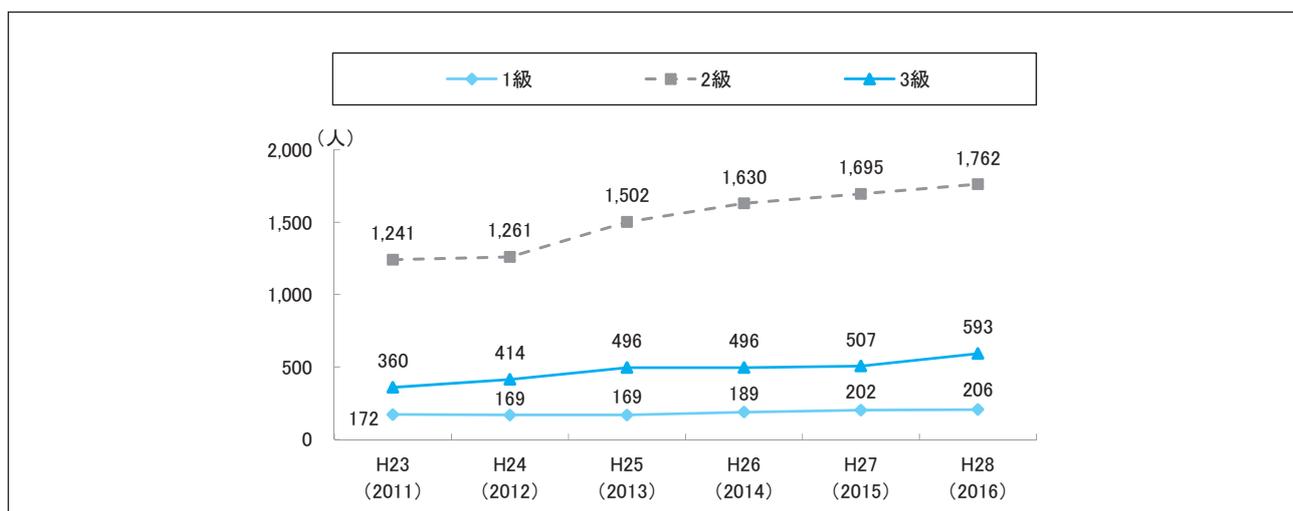
- 精神障害者保健福祉手帳所持者の状況を手帳等級別にみると、平成28年度（2016年度）末現在では2級が1,762人と全体の68.8%を占めて最も多くなっています。
- 第2期計画策定時（平成25年度（2013年度））以降の推移をみると、1～3級いずれも増加傾向にあり、すべての等級において1.2倍の伸びとなっています。

精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移【等級別】

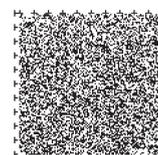
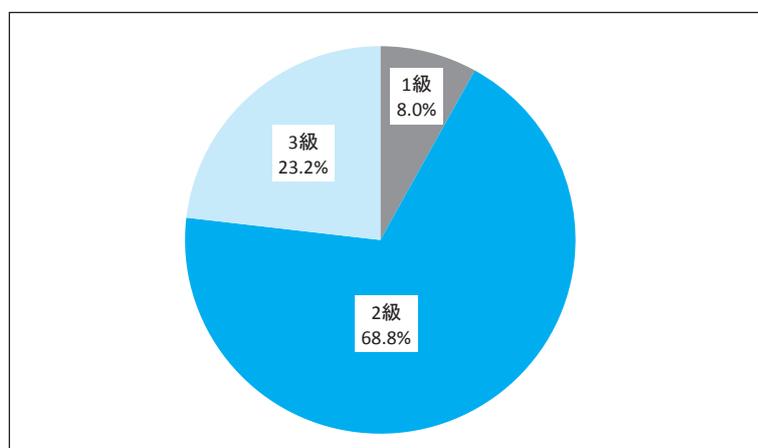
(単位:人)

	H23 (2011)	H24 (2012)	H25 (2013)	H26 (2014)	H27 (2015)	H28 (2016)	増減数 (H28-H25)	増減率 (H28/H25)
1級	172	169	169	189	202	206	37	1.2倍
2級	1,241	1,261	1,502	1,630	1,695	1,762	260	1.2倍
3級	360	414	496	496	507	593	97	1.2倍
合計	1,773	1,844	2,167	2,315	2,404	2,561	394	1.2倍

資料: 障害者福祉課(各年度末現在)



精神障害者保健福祉手帳所持者 等級別構成比（平成28年度（2016年度））



(2) 自立支援医療（精神通院医療）受給者数

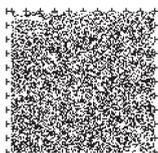
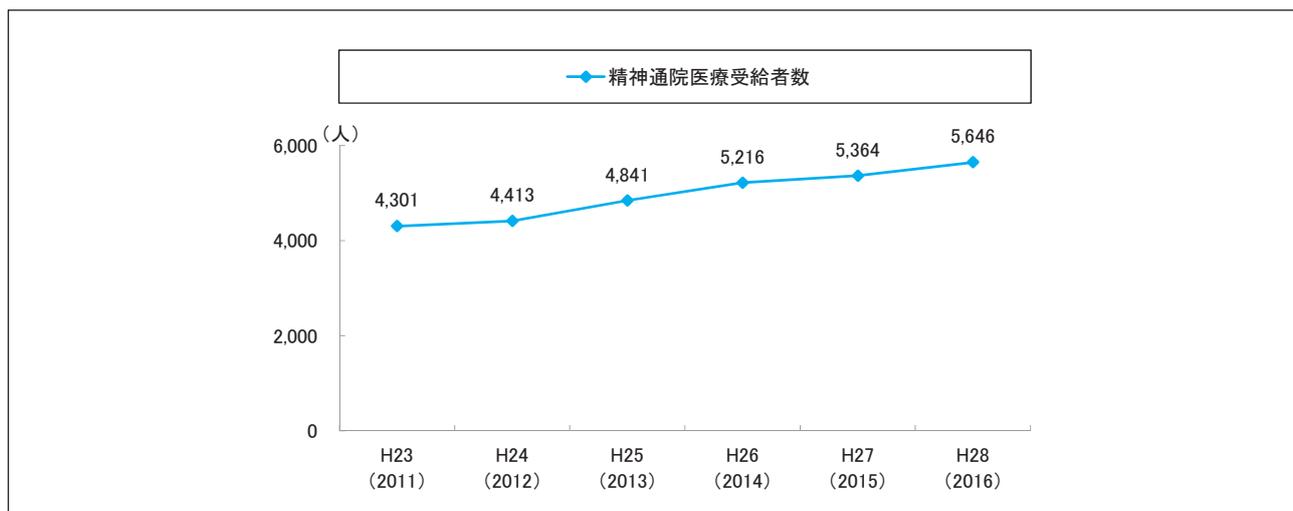
- 自立支援医療（精神通院医療）受給者数は、平成28年度（2016年度）末現在で5,646人となっており、第2期計画策定時（平成25年度（2013年度））から805人増加し、1.2倍の増加となっています。

自立支援医療（精神通院医療）受給者数の推移

(単位:人)

	H23 (2011)	H24 (2012)	H25 (2013)	H26 (2014)	H27 (2015)	H28 (2016)
精神通院医療受給者数	4,301	4,413	4,841	5,216	5,364	5,646

資料:障害者福祉課(各年度末現在)



## 5 発達障害児などの状況

### (1) 幼児教育研究所 相談件数

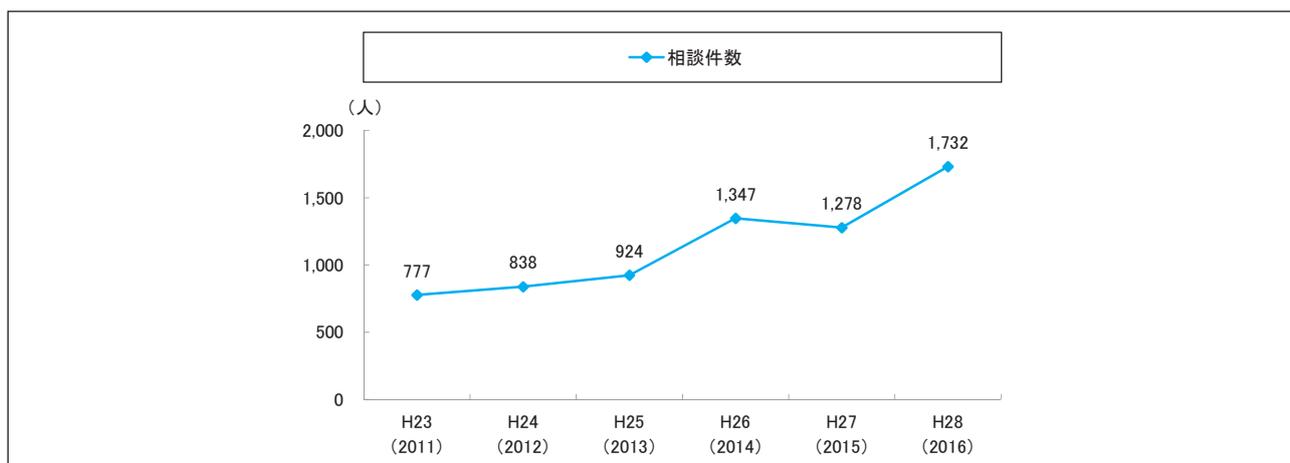
- 幼児教育研究所の相談件数も近年一貫して増加しており、平成28年度（2016年度）末現在で1,732件となっています。

幼児教育研究所 相談件数の推移

(単位:人)

	H23(2011)	H24(2012)	H25(2013)	H26(2014)	H27(2015)	H28(2016)
相談件数	777	838	924	1,347	1,278	1,732

資料: 幼児教育研究所(各年度末現在)



### (2) 通級指導教室 利用人数

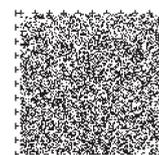
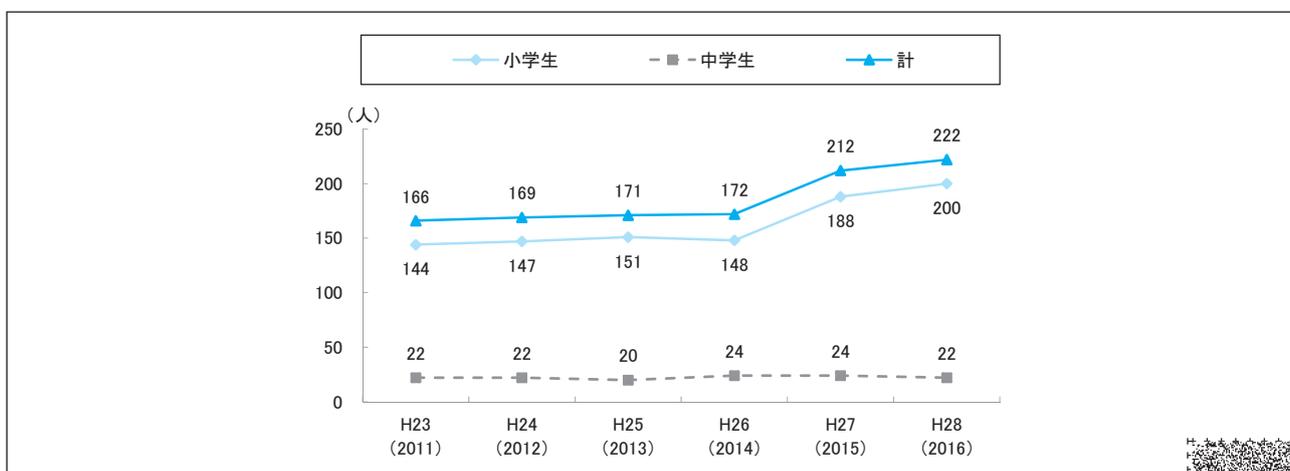
- 通級指導教室の児童・生徒数も近年一貫して増加しており、平成28年度（2016年度）末現在で222人（小学生200人、中学生22人）となっています。

通級指導教室 利用人数の推移

(単位:人)

	H23(2011)	H24(2012)	H25(2013)	H26(2014)	H27(2015)	H28(2016)
小学生	144	147	151	148	188	200
中学生	22	22	20	24	24	22
合計	166	169	171	172	212	222

資料: 学校教育課(各年度末現在)



## 6 難病患者の状況

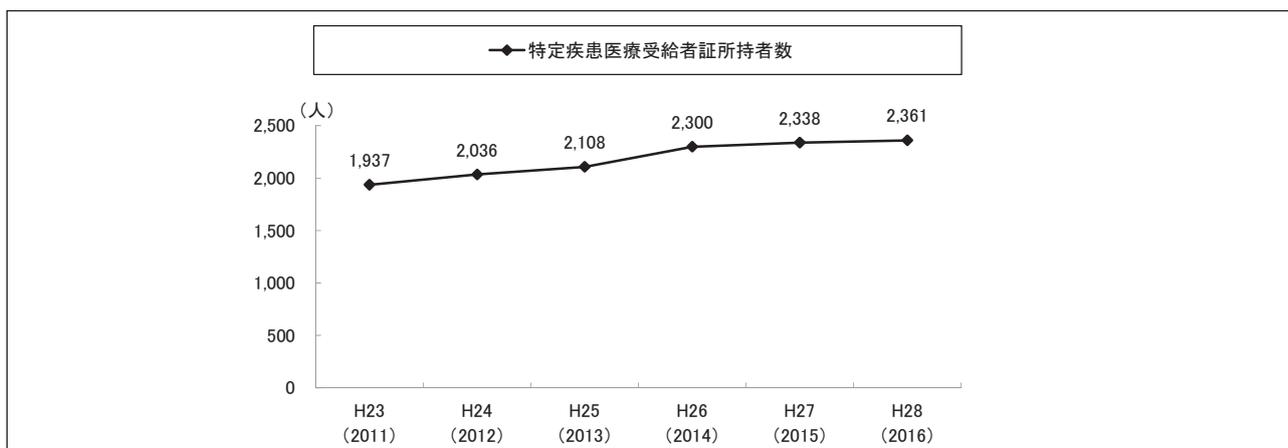
- 特定疾患医療受給者証所持者数も近年増加傾向にあり、平成28年度（2016年度）末現在で2,361人となっています。
- 平成28年度（2016年度）末現在の疾病群別内訳をみると、消化器系疾患（606人）や神経・筋疾患（601人）をはじめ、多岐にわたっています。疾病別にみると、潰瘍性大腸炎（404人）やパーキンソン病関連疾患（280人）などが多くなっています。

特定疾患医療受給者証所持者数の推移

(単位:人)

	H23(2011)	H24(2012)	H25(2013)	H26(2014)	H27(2015)	H28(2016)
特定疾患医療受給者証所持者数	1,937	2,036	2,108	2,300	2,338	2,361

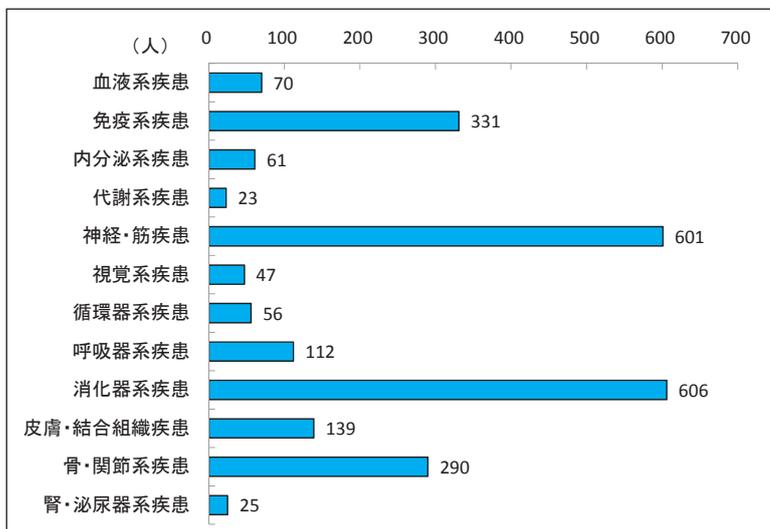
資料:健康推進課(各年度末現在)



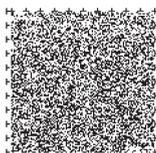
特定疾患医療受給者証所持者の内訳（平成28年度（2016年度））

疾患群	人数(人)	構成比
血液系疾患	70	3.0%
免疫系疾患	331	14.0%
内分泌系疾患	61	2.6%
代謝系疾患	23	1.0%
神経・筋疾患	601	25.5%
視覚系疾患	47	2.0%
循環器系疾患	56	2.4%
呼吸器系疾患	112	4.7%
消化器系疾患	606	25.7%
皮膚・結合組織疾患	139	5.9%
骨・関節系疾患	290	12.3%
腎・泌尿器系疾患	25	1.1%
合計	2,361	1

資料:健康推進課(各年度末現在)



疾病名	疾患群	人数(人)
潰瘍性大腸炎	消化器系疾患	404
パーキンソン病関連疾患	神経・筋疾患	280
後縦靭帯骨化症	骨・関節系疾患	198
全身性エリテマトーデス	免疫系疾患	130
クローン病	消化器系疾患	130



## 第2章

### 障害者（児）生活実態調査結果

#### 1 調査の目的

障害者の生活実態やニーズを把握し、第3期久留米市障害者計画、第5期久留米市障害福祉計画及び第1期久留米市障害児福祉計画の策定の基礎資料とするために、障害者の生活実態等の調査をしました。

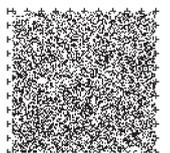
#### 2 調査の設計

- 調査地域  
久留米市全域
- 調査対象者  
【調査票A（3障害）】身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の所持者、自立支援医療（精神通院制度）の利用者  
【調査票B（難病）】特定疾患医療受給者証の所持者（身体障害者手帳所持者を除く）  
【調査票C（発達）】発達の面で支援が必要と思われる子どもを持つ保護者
- 標本数  
【調査票A（3障害）】3,900人  
【調査票B（難病）】400人  
【調査票C（発達）】400人
- 調査方法  
【調査票A（3障害）】郵送による配布及び回収  
【調査票B（難病）】郵送による配布及び回収  
【調査票C（発達）】機関を通じた配布及び郵送による回収
- 調査期間  
【調査票A（3障害）】平成29年（2017年）2月3日～  
平成29年（2017年）2月20日（点字版は3月6日まで）  
【調査票B（難病）】平成29年（2017年）2月3日～  
平成29年（2017年）2月20日  
【調査票C（発達）】平成29年（2017年）1月31日～  
平成29年（2017年）2月13日

#### 3 回収結果

種別	標本数	配布数 <sup>※</sup>	有効回収数	回収率
調査票A（3障害）	3,900	3,862	1,890	48.9%
調査票B（難病）	400	400	269	67.3%
調査票C（発達）	400	328	201	61.3%

※ 調査対象者の抽出後に死亡、転居その他の理由で対象者に届かなかったものを除いた数



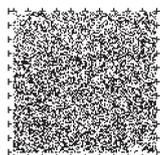
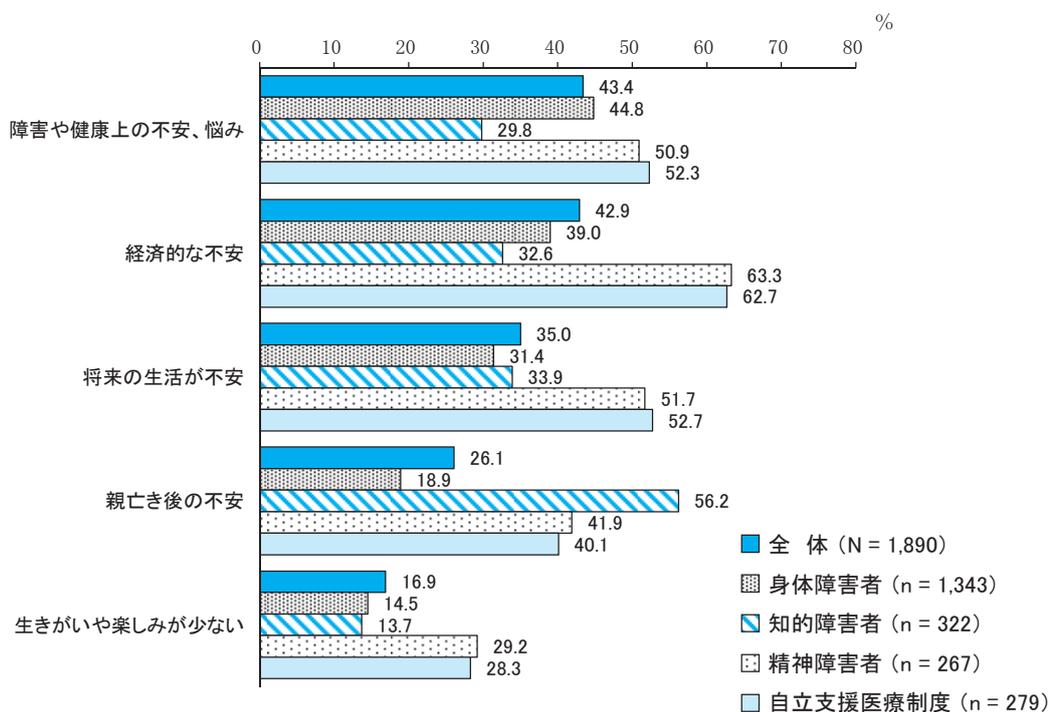
## 4 調査結果の概要

### (1) 生活上の困りごとや相談相手について

【調査票A（3障害）問24】

現在の生活の中で困っていることや、将来に対する不安・悩み等について、「障害や健康上の不安、悩み」（43.4％）の割合が最も高く、次いで「経済的な不安」（42.9％）、「将来の生活が不安」（35.0％）となっています。障害者別では、知的障害者、精神障害者、自立支援医療制度利用者で「親亡き後の不安」（知的：56.2％、精神：41.9％、自立支援：40.1％）の割合が高くなっており、親が亡くなった後の生活について不安を感じている人が多くみられます。

【現在の生活の中で困っていることや、将来に対する不安・悩み】

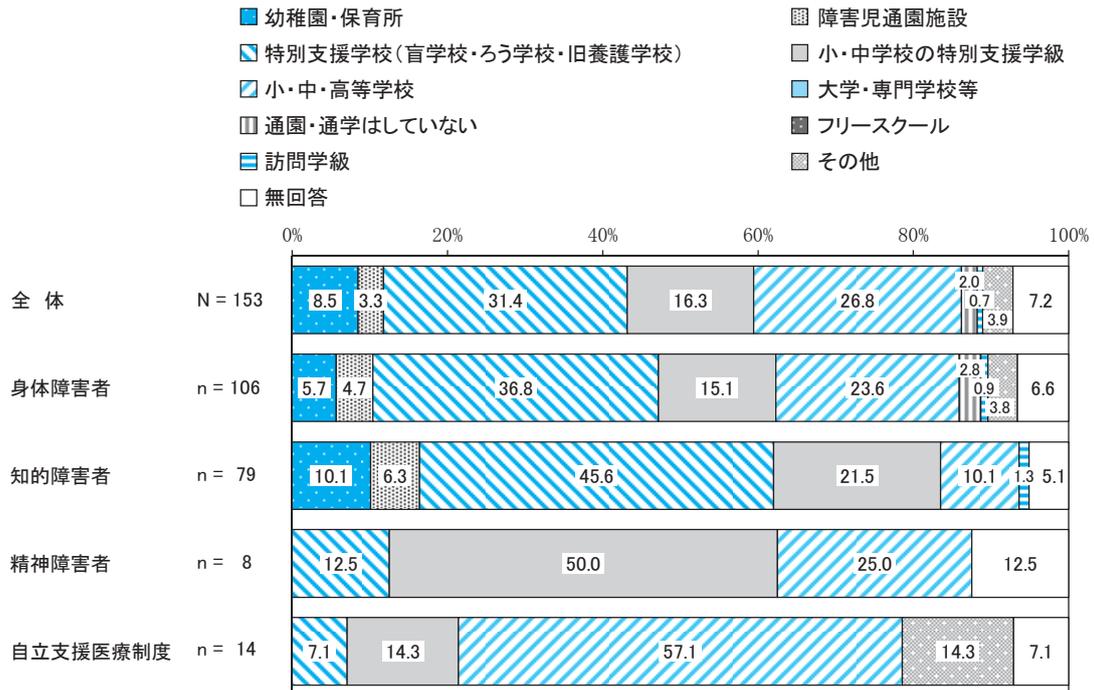


## （2）教育について

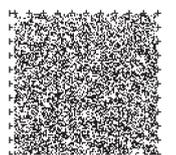
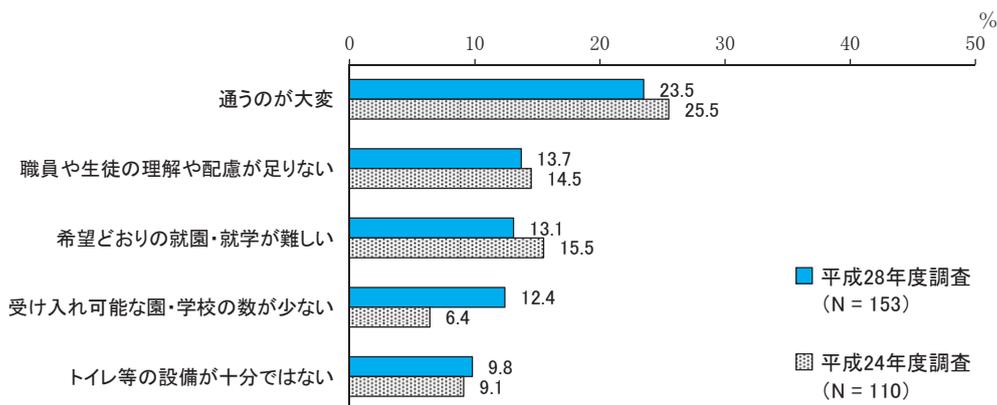
【調査票A（3障害）問11、問13】

現在の通園・通学先については、「特別支援学校（盲学校・ろう学校、旧養護学校）」（31.4%）の割合が最も高く、次いで「小・中・高等学校」（26.8%）の割合が高くなっています。また、通園や通学をする場合に困ることについては、「通うのが大変」（23.5%）の割合が高くなっており、身近な地域で障害のある子どもを受け入れられる園・学校を求める意見があがっています。

【現在の通園・通学先】



【通園や通学をする場合に困ること】



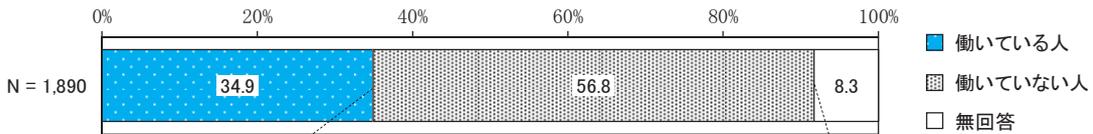
### （3）就労について

【調査票A（3障害）問8、問9、問9-1、問10】

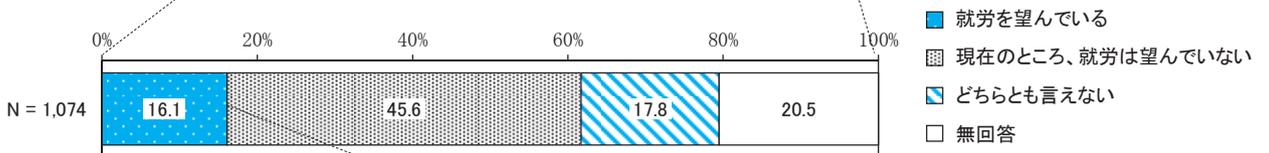
就労の状況については、「働いている人」の割合は34.9%、「働いていない人」の割合は56.8%となっています。

働いていない人の今後の就労希望については、「就労を望んでいる」が16.1%となっています。その内「一般企業等で、フルタイムで働きたい」（31.8%）や「一般企業等で、短時間でパートやアルバイトとして働きたい」（20.2%）と、一般企業での就労を望んでいる人が5割となっており、一般企業における障害のある人の雇用に対する理解や雇用の促進が求められます。

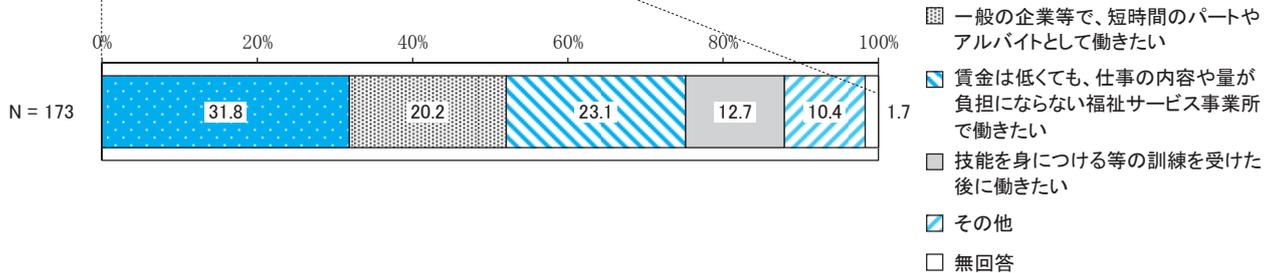
【就労等の状況について】



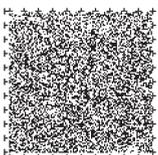
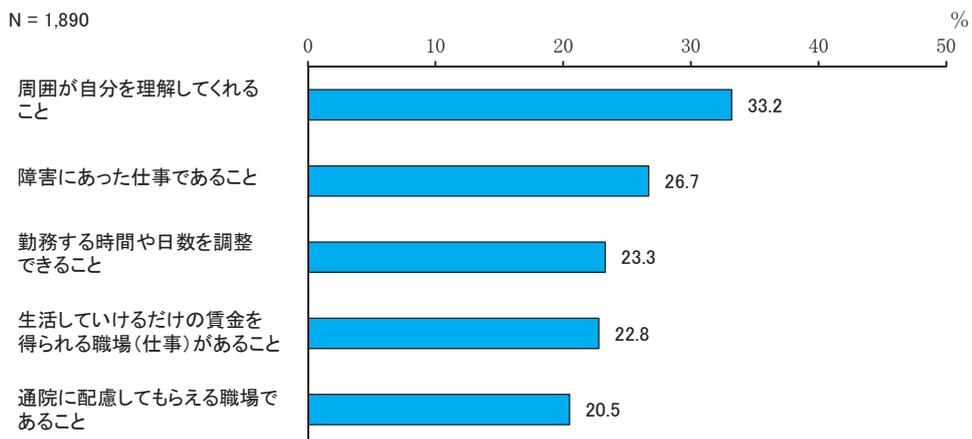
【働いていない人の今後の就労希望について】



【就職を望んでいる人が希望する就労形態について】



### 【障害のある人が働きながら暮らすために、大切だと思うこと】

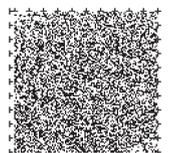
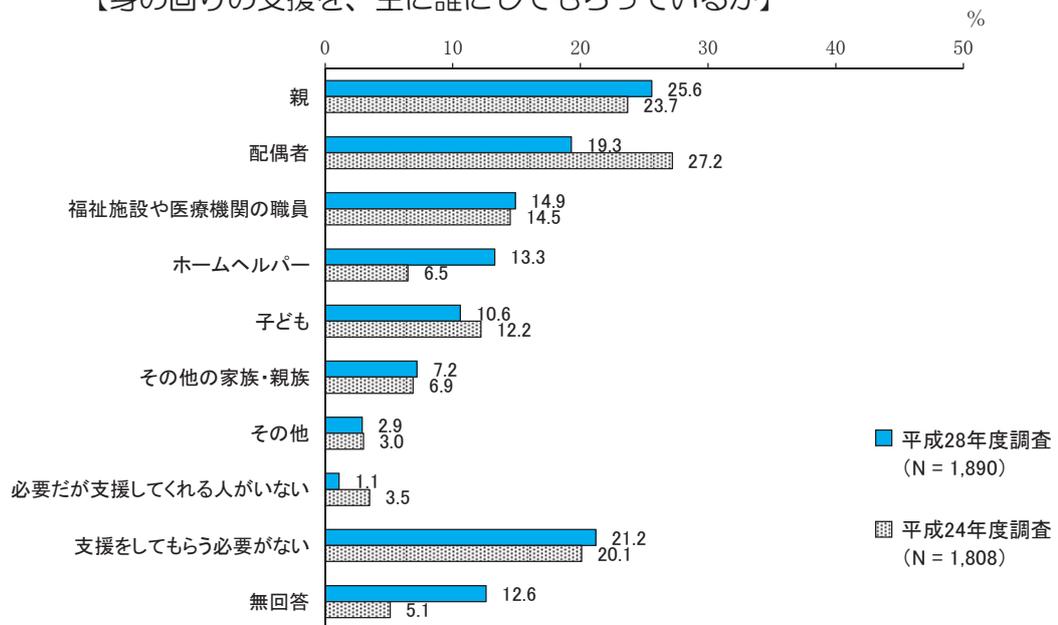


#### （4）主な介助者

##### 【調査票A（3障害）問7】

身の回りの支援をしてもらっている人については、「親」（25.6%）や「配偶者」（19.3%）などの家族に支援してもらっている割合が高くなっていますが、前回調査結果と比べて、「配偶者」の割合が低くなっている一方で、「ホームヘルパー」（13.3%）の割合が高くなっており、家族介護だけでなく、サービス等の利用が増えている状況がうかがえます。

【身の回りの支援を、主に誰にしているか】



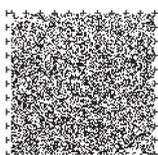
### （5）外出について

#### 【調査票A（3障害）問19】

外出に関して、感じる不便や困難として、身体障害者では「道路・建物の段差や、電車・バス等の乗り降りが大変」（22.7%）、「障害者用の駐車スペースや案内表示等、障害者に配慮した設備が十分ではない」（16.8%）などハード面の整備が求められています。知的障害者や精神障害者、自立支援医療制度利用者では「外出先でコミュニケーションが取りにくい」（知的：28.3%、精神：19.9%、自立支援：14.3%）、「周りの人の目が気になる」（知的：16.1%、精神：23.6%、自立支援：22.2%）などソフト面でのバリアフリーの充実を求めていることがうかがえます。

単位：%

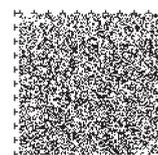
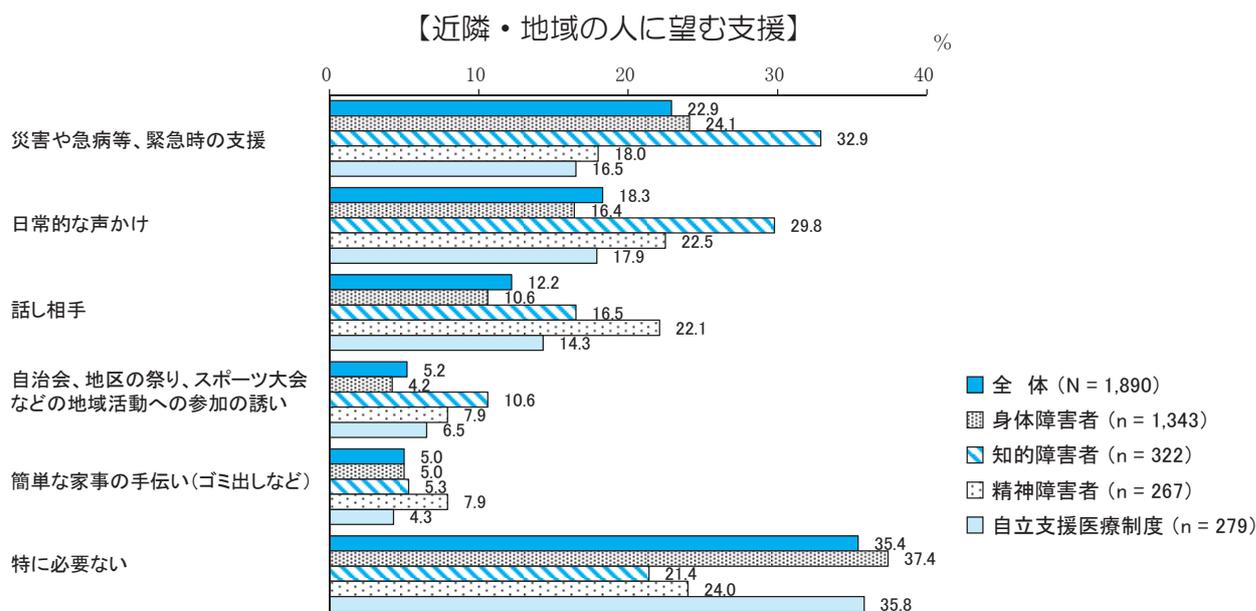
	1位	2位	3位	4位
身体障害者 (n = 1,343)	道路・建物の段差や、電車・バス等の乗り降りが大変	障害者用の駐車スペースや案内表示等、障害者に配慮した設備が十分ではない	交通費の負担が大きい	障害者用トイレが少ない
	22.7	16.8	15.3	14.4
知的障害者 (n = 322)	外出先でコミュニケーションが取りにくい	周りの人の目が気になる	交通費の負担が大きい	道路・建物の段差や、電車・バス等の乗り降りが大変
	28.3	16.1	15.5	14.0
精神障害者 (n = 267)	交通費の負担が大きい	周りの人の目が気になる	外出先でコミュニケーションが取りにくい	必要なときに、周りの人の手助けや配慮が足りない
	30.3	23.6	19.9	10.9
自立支援医療制度 (n = 279)	交通費の負担が大きい	周りの人の目が気になる	外出先でコミュニケーションが取りにくい	気軽に利用できる移動手段が少ない（福祉タクシーやリフト付きバス等）
	28.7	22.2	14.3	11.5



## （6）地域での生活について

### 【調査票A（3障害）問23】

地域社会に望むことについては、「特に必要ない」（35.4%）が最も多い一方で、「災害や急病等、緊急時の支援」（22.9%）、「日常的な声かけ」（18.3%）があげられています。障害者別では、知的障害者で、「災害や急病等、緊急時の支援」（32.9%）、「日常的な声かけ」（29.8%）の割合が高くなっており、災害時等の緊急時を見据えた地域の見守り体制を求める人が多くみられます。



(7) 災害時について

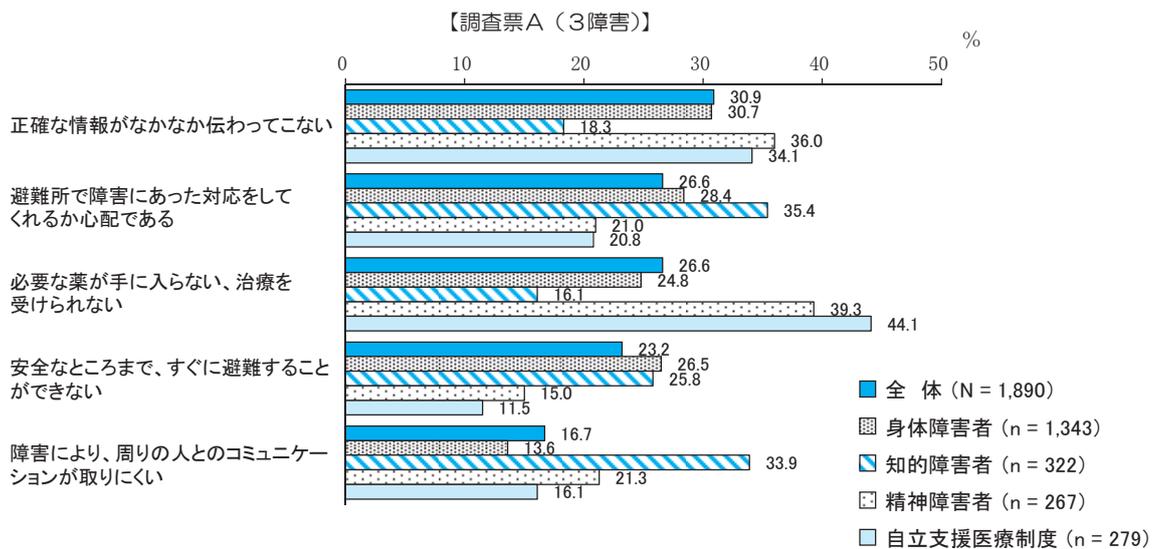
【調査票A（3障害）問43】

災害などに関する心配事については、「正確な情報がなかなか伝わってこない」（30.9％）の割合が最も高く、次いで「避難所で障害にあった対応をしてくれるか心配である」（26.6％）、「必要な薬が手に入らない、治療を受けられない」（26.6％）となっています。障害者別では、知的障害者では、「避難所で障害にあった対応をしてくれるか心配である」（35.4％）、「障害により、周りの人とのコミュニケーションが取りにくい」（33.9％）、精神障害者、自立支援医療制度利用者では、「必要な薬が手に入らない、治療を受けられない」（精神：39.3％、自立支援：44.1％）となっています。

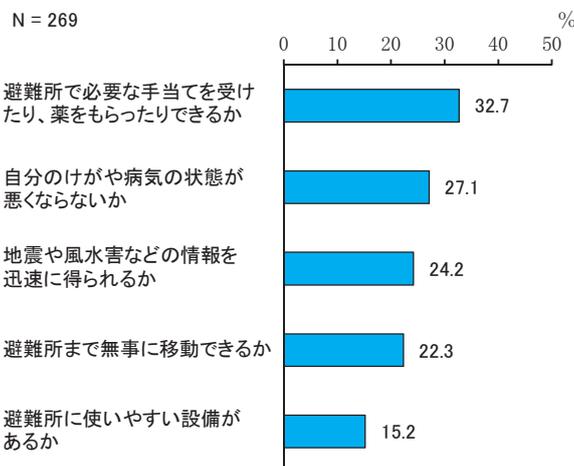
【調査票B（難病）問26】【調査票C（発達）問28】

難病では、災害などに関して不安に感じていることについては、「避難所で必要な手当てを受けたり、薬をもらったりできるか」（32.7％）の割合が最も高く、発達に障害のある子どもでは「避難所まで無事に移動できるか」（38.8％）、「地震や風水害などの情報を迅速に得られるか」（35.3％）、「避難所でお子さんの特性に合った適切な対応をしてくれるか」（32.8％）の割合が高くなっています。

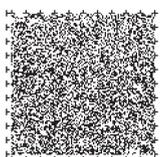
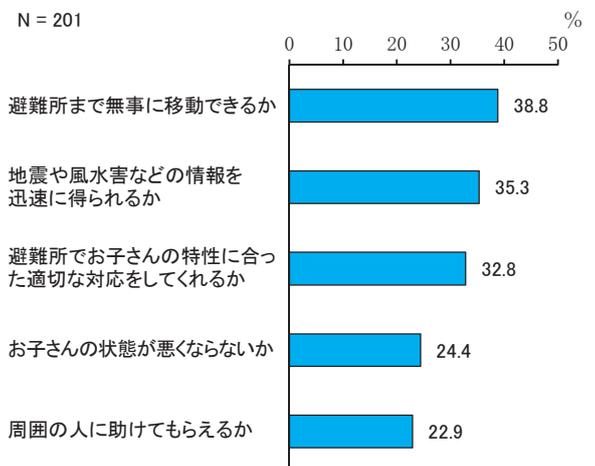
【災害などが起きた場合の心配ごと】



【調査票B（難病）】



【調査票C（発達）】

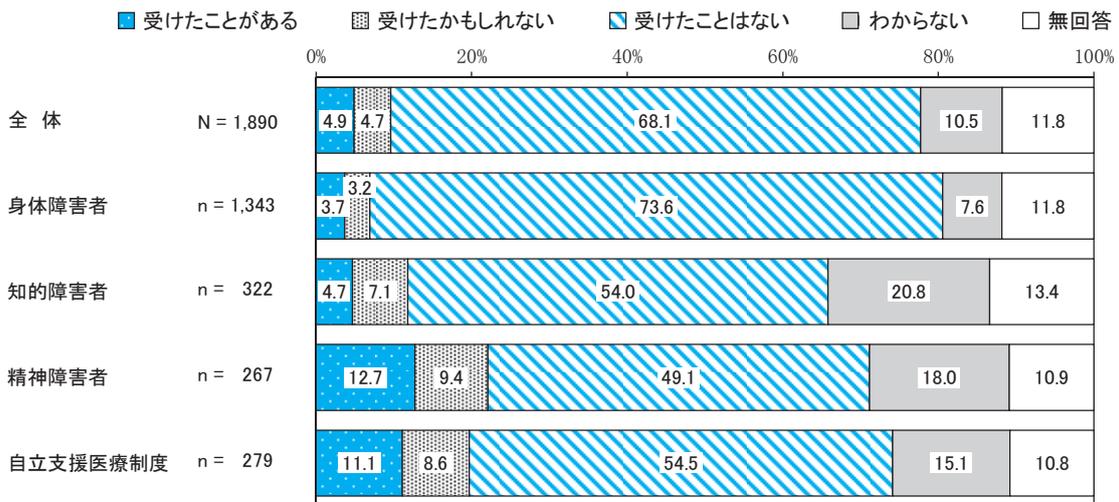


（8）虐待について

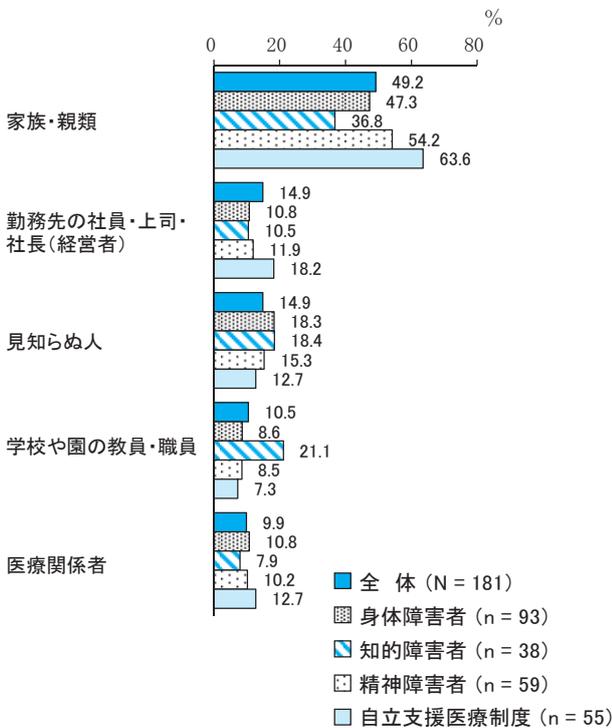
【調査票A（3障害）問33、問33-1、問33-2】

虐待を受けたことがあるかについては、「受けたことがある」（4.9%）となっています。障害者別では、精神障害者、自立支援医療制度利用者では、1割を超えています（精神：12.7%、自立支援：11.1%）。誰から虐待を受けたかについては、「家族・親類」（49.2%）、次いで「勤務先の社員・上司・社長（経営者）」（14.9%）、「見知らぬ人」（14.9%）となっています。どんなことをされたかについては、身体的な暴力や言葉の暴力があげられています。

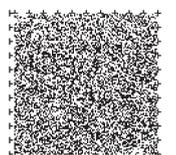
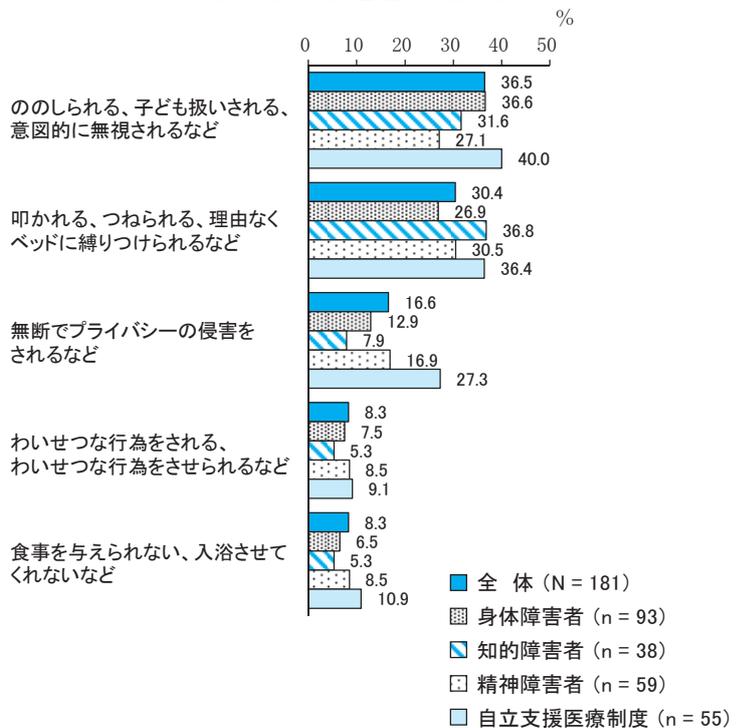
【虐待を受けたことがあるか】



【誰から虐待を受けたか】



【どんなことをされたか】

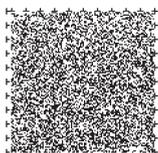
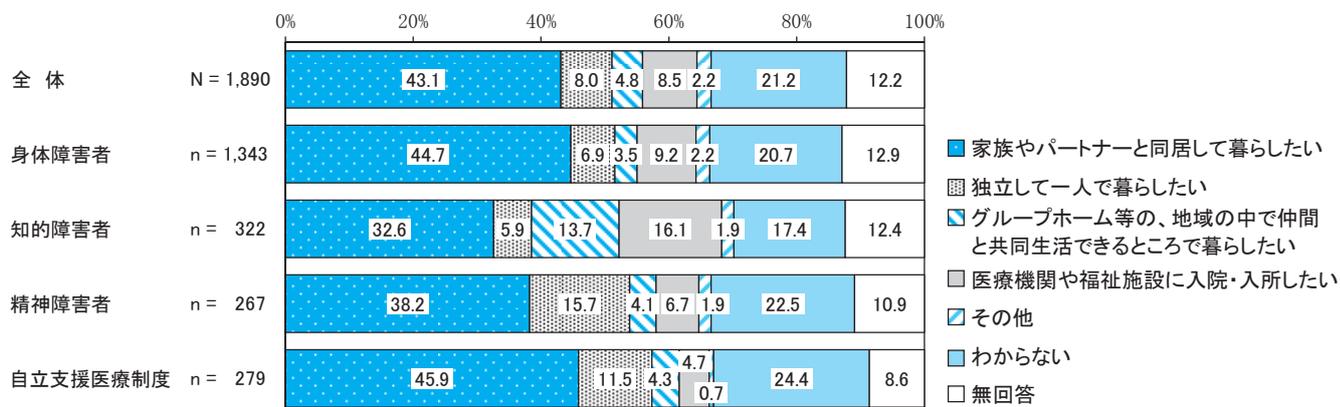


### （9）今後の暮らし方について

#### 【調査票A（3障害）問29】

今後、どのように暮らしたいかについては、「家族やパートナーと同居して暮らしたい」（43.1%）の割合が最も高く、次いで「わからない」（21.2%）となっています。障害者別では、知的障害者では「グループホーム等の、地域の中で仲間と共同生活できる場所で暮らしたい」（13.7%）、精神障害者では、「独立して一人で暮らしたい」（15.7%）の割合が高くなっています。どの障害者とも「わからない」の割合が高いことから、今後の暮らし方について先行きが不透明な方が多いと推測されます。また、精神障害者、自立支援医療制度利用者で、一人暮らしへの意向が高くみられ（精神：15.7%、自立支援：11.5%）、個々の状況に応じた自立を支援する体制が必要となっています。

【今後、どのように暮らしたいか】



## 第3章

### 関係団体等インタビュー調査

#### 1 調査の概要

調査対象	30 団体 <当事者団体> 11 団体 ・インタビュー対応（5 団体） ・調査票対応（6 団体） <生活関連事業団体> 19 団体（調査票対応） ・保育・教育関連（5 団体）、交通関連（9 団体） ・金融・商業関連（2 団体） ・その他（3 団体）
調査内容	<当事者団体> ○団体活動状況 ○障害者の困りごと・問題点 ○今後の取組み・要望 <生活関連事業団体> ○障害者の利用に向けた取組 ○障害者支援に関する課題 ○久留米市における障害者福祉に関する課題 など
調査手法	各団体別のインタビュー方式、調査票による回答方式
調査期間	平成 29 年（2017 年）9～11 月

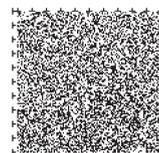
#### 2 当事者団体

##### （1）団体活動状況

- 団体活動への新規参入者が少なく、会員の高齢化が進み、参加者は減少、活動の担い手も不足している状況です。今後も団体活動を継続し、当事者や家族同士の交流、また情報の共有や地域との共生に向けて、こうした団体活動の継続に関する支援のあり方について検討を行う必要があります。
- 市民の地域活動への参加が減少する中、コミュニケーションが難しい障害者は、外に出る機会が一層少なくなっているという指摘もありました。このことから、障害者の引きこもり防止、地域社会への参加を進めるためにも、障害者を含め、地域全体で活動の参加促進に向けた取組が必要となっています。

##### 《主な意見》

- ・以前に比べたら結構発達障害の本も出ており、ネットとか発達障害で調べれば色々情報は入るので、保護者、当事者同士の交流はそこまで必要でないと思う保護者が多いかと思う。
- ・会員の高齢化が進み、本人が 50 代、60 代、親御さんが 70、80 代になっているので、その方たちのことが問題。逆に、若い人たちが入ってこない。学齢期の方や、若い人たちへの取組みがもっと必要。



## (2) 困りごと、問題点

### i. 障害に対する理解

- 発達障害の子どもや保護者には、障害があることを表に出したくないと考える方も多いようです。理由として、周囲に障害に対する理解が無いと、偏見を持たれるなどデメリットが大きいことも指摘されており、すべての人が地域で共生していくためには、市民全体の障害に対する理解促進が重要です。

### ii. 地域生活

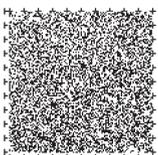
- 障害を持つ子どもと親が高齢化し、障害を持つ子どもが親を介護したり、親が亡くなって一人暮らしを始めているケースもみられます。こうした状況からは、親亡き後も障害者が地域で自立した生活を送ることができるよう、生活の場や、生活支援のための福祉サービス、経済的自立のための就労支援などが必要となります。
- 発達障害や精神障害等で、学校までは普通に行くことができても、その後社会に適応できず引きこもりのような状態になり、親も高齢化して将来が不安になるケースが出てきているとの指摘がありました。このことから、障害の早期発見と、医療や福祉を通じた早期対応により、状態の改善や、社会への適応を促進していくことが重要です。

### iii. 就労

- 発達障害などについて、周りの方に理解してもらうことが難しく、職場の中でも理解が進んでいないため、一般就労への移行、定着が進んでいないようです。そのため、職場における理解を一層進めることにより、障害者の一般就労及び定着を支援していく必要があります。
- 障害者の一般就労については、非常に厳しい状況にあるようです。就労移行支援等の障害福祉サービスの推進とあわせ、就労が可能な職種などの開拓や、事業所とのマッチングに向けた情報提供などの支援も必要であると考えられます。

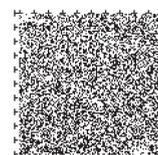
### iv. 福祉サービス

- 介助者の緊急時に、障害者を預かってもらえる場所が不足しているとの指摘がありました。実際にはサービスがあっても、緊急時のニーズに十分対応できていないケースがあることも考えられ、今後はサービスの利便性向上やサービス提供体制の充実について、検討していく必要があります。
- 保育所等訪問事業を利用してよかったという意見がありましたが、実施している事業者はまだ少ないようです。障害児のサービスについて、ニーズに応じた適切な整備が求められます。
- 障害児に対する計画相談や、サービス事業所の連携はあまり進んでいないことが指摘されており、今後障害児へのサービスの提供体制を充実させていく必要があります。
- コミュニケーションに関わる障害を持つ高齢者が、デイサービス等の利用にあたり、コミュニケーションがとれず孤立し、余計介護度が重くなってしまう恐れがあることが指摘されています。平成30年度より共生型サービスが始まる中、高齢障害者が円滑にサービスを利用できるための環境整備などが課題となります。
- 久留米市では、点字ブロックなどハード面の整備が、主要な場所に限られているとの指摘がありました。今後は、ユニバーサルデザインの視点に立った整備をさらに進めていく必要があります。



### 《主な意見》

- 発達障害の保護者も本人も、カミングアウトしにくいという人は多いと思っている。
- 職場で障害の特性を理解してもらえなくて、できない本人が悪いことになる。職場などでの障害に対する理解は、なかなか進んでいないと思う。
- カミングアウトすることに、社会の中でのメリットとデメリットがあると思う。仕事に就くときに、カミングアウトしただけで理解が得られる訳ではないので、周りに理解する土壌がないと難しい。
- 福祉でも何でも、“つながる”ということが非常に大事なことだと思う。
- 発達障害への間違った理解がひとり歩きして、偏見な目で見られることもある。
- 直面している大きな問題としては、年をとった親子である。親が亡くなって、ひとり暮らしを始めている人もいる。
- 緊急の際に預ける場がない。
- 児童の計画はなかなか進んでいない。
- 発達や精神に関する障害があり、学校は普通に出て、社会に適應できなくて引きこもりになり、年齢が高くなるまで社会に適應できないまま親御さんも高齢になるケースが結構出ている。
- 災害時の問題は、隣近所のつき合いをして障害者が生活していることを知ってもらうことが大事だが、コミュニケーションが図れず家に引きこもるケースもある。
- 避難所に行っても、障害者はなかなか溶け込めない。
- 障害者の方は地域活動に参加できない現状があり、コミュニケーションがとれないため情報も入ってこないし、地域に出ても、コミュニケーションがとれないからだんだん疎遠になってしまう。
- 地域に障害のある方が住んでいることを知らない人も多い
- A型、B型の作業所なり、国は一般就労に進めようとしているが、何から何まで一律にというのは難しい。
- 差別解消法が施行されて1年ぐらいたっても「何も変わっていない」という人が多い。



### (3) 今後必要な取り組み、要望

#### i. 保育・教育

- 通常学級を受け持つ先生にも、発達障害の特性や支援の方法を学んでいただきたいとの意見がありました。特別支援学級の教師だけでなく、広く学校に関わる人について、障害に対する理解や知識の習得、接し方等の技能向上が求められています。

#### ii. 就労

- 障害者の就労促進のためには、受入側に対する啓発が今以上に強化されるべきとの意見がありました。就労に関する課題でも同様の指摘があり、障害者の就労及び定着に向けては、受入側の理解に向けた啓発や情報提供が重要になっています。
- 様々な障害の特性または個性に対応できるよう、福祉的就労、一般就労のどちらも受入れ先が増えてほしいとの要望がありました。障害の特性に応じて就労形態を選択することができるよう、就労の場の拡大が望まれています。

#### iii. 福祉サービス

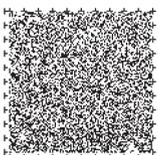
- 相談支援の重要性が指摘されており、今後は専門性の向上や一定の水準の確保が必要です。また児童に関する窓口の充実が求められており、今後これらの整備が必要になります。さらに、相談窓口の一元化についても要望が出されています。

#### iv. 災害時の対応

- 災害時に円滑な支援を行うため、支援が必要な障害者の情報を共有しておくことが必要との指摘がありました。災害時要援護者名簿の整備・充実、そして災害時の支援体制の整備が求められます。
- 災害時の対応に向け、普段から近所づきあいをして、障害者が生活しているということを知ってもらうことが大事だという意見がありました。地域の結びつきの希薄化が指摘されている中、障害者を含めた地域間の交流、支え合いを進めていく必要があります。

#### 《主な意見》

- ・ 通常学級を受け持つ先生にも、発達障害の特性や支援の方法を学んでいただきたい。
- ・ 保育所等訪問は利用してよかったが、実施している事業所が少ない。
- ・ 就職について、国は定着度を尺度として測るようになったが、受入側の啓発も強化していかないと難しい。
- ・ 民生委員も、地域に障害のある方の情報をもっていない。いざとなったときどう対応していかかわからない。
- ・ 親子で一緒に入れる施設が欲しいという声はよく聞く。
- ・ グループホームがまず欲しい。また緊急の場合、体験宿泊により生活訓練を行えるような場が欲しい。
- ・ 市役所の人も、ここに障害者がいる、困っている人がいるという情報を入手して、マップみたいなものをつくることも必要。そして、1年に1回は更新を。
- ・ ホームに転落する事故が発生している。ホームドアをつくることも大事だと思うが、やはり身近な人が声をかけるというのが一番。
- ・ 近所の人に気軽に声をかけてもらったり、気にしてもらったり、何かそういう雰囲気づくりが必要だと思う。
- ・ 福祉的な就労も、雇い入れてくれる一般の企業も両方増えてほしい。
- ・ 相談が一元化されて、何でもそこに相談できるようなところがあればいい。



### 3 | 生活関連事業団体

#### (1) 障害者に関する活動状況

- 「障害者差別解消法」「不当な差別の取扱いの禁止」「合理的配慮の提供」など、近年の障害者に関わる法制度について、認知度は高い状況にありました。一方で、具体的な実践の有無については事業所ごとに差がみられ、今後も事業者による障害者への配慮や支援のあり方について、啓発を進めていくことが必要です。
- 課題として、障害者に対しどこまでの支援を行うことが適当なのかわからない、個別の対応が難しいケースがある、対応に向けて費用的な負担が大きいなどの意見がみられました。今後は事業者に対し、障害特性に応じた対応のための情報提供、研修等の機会提供、またハード面での整備に対する助成のあり方等について、検討していく必要があります。

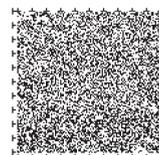
#### 《主な取組内容》

##### 【ハード面】

- ・ノンステップバスの導入
- ・点字表示
- ・ユニバーサルデザイン車両の導入
- ・障害者専用駐車スペース
- ・店舗出入口においてスロープ等の段差解消
- ・視覚障害者対応ATM設置
- ・聴覚に障害がある方や高齢者のために助聴器を設置
- ・一部の店舗（支店）で多目的トイレ・専用記帳台・専用エレベーター・音声触知案内を設置。その他、点字名刺、車イス、助聴器、コミュニケーションボードを準備
- ・耳マーク、補助犬ステッカー掲示

##### 【ソフト面】

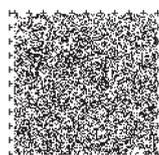
- ・身体障害者、精神障害者に対する運賃割引
- ・様々な障害に対しての理解を深めるように研修（看護協会や個人事業所）への参加。倫理面での教育としては、接遇マナー研修を実施
- ・自筆困難者への代筆規定
- ・耳マーク表示板を設置し、筆談での対応を実施
- ・職員研修
- ・新入社員研修でユニバーサルマナー検定3級取得。その他、サービス介助士2級資格保有者を支店に配置。社内研修DVDを作成し、手話・障害者対応のトレーニングを実施。代筆・代読スクリプトで研修・勉強会実施
- ・筆談
- ・スポーツ大会における駐車スペース（会場近くに）の確保及び人員の配置・案内



第4章

計画策定の経緯

期 日	内 容
平成29年1月～2月	障害者（児）生活実態調査の実施
8月 9日	久留米市障害者計画等策定推進調整会議（第1回）
8月10日	久留米市障害者計画等策定検討部会（第1回）
8月16日	久留米市障害者地域生活支援協議会（第1回）
8月17日	久留米市障害者計画等策定推進会議（第1回）
9月 7日	久留米市障害者計画等策定検討部会（第2回）
9月28日	久留米市障害者計画等策定検討部会（第3回）
9月～11月	関係団体等インタビュー調査の実施
10月 6日	久留米市障害者計画等策定推進調整会議（第2回）
10月16日 ～17日	久留米市障害者計画等策定担当者会議
12月14日	久留米市障害者計画等策定推進調整会議（第3回）
12月18日	久留米市障害者計画等策定検討部会（第4回）
平成30年1月12日	久留米市障害者計画等策定推進会議（第2回）
1月17日	久留米市障害者計画等策定検討部会（第5回）
2月16日 ～3月19日	久留米市障害者計画（素案）、久留米市障害福祉計画及び障害児福祉計画（素案）に対する市民意見提出手続（パブリック・コメント）の実施
3月 3日	久留米市障害者計画（素案）、久留米市障害福祉計画及び障害児福祉計画（素案）に係る市民説明会
3月28日	久留米市障害者計画等策定検討部会（第6回）
3月29日	久留米市障害者計画等策定推進会議（第3回）
3月30日	久留米市障害者地域生活支援協議会（第2回）



## 第5章

## 久留米市障害者地域生活支援協議会 設置要綱、専門部会名簿

## 1 久留米市障害者地域生活支援協議会設置要綱

## (目的)

第1条 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「障害者総合支援法」という。）第89条の3に基づき、関係機関、関係団体並びに障害者等及びその家族並びに障害者等の福祉、医療、教育又は雇用に関連する職務に従事する者その他の関係者（以下「関係機関等」という。）が、相互の連携を図ることにより、地域における障害者等への支援体制に関する課題について情報を共有し、関係機関等の連携の緊密化を図るとともに、地域の実情に応じた体制の整備について協議を行うため、久留米市障害者地域生活支援協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

## (協議事項)

第2条 協議会は、次に掲げる事項について協議する。

- (1) 地域の関係機関によるネットワーク構築、課題の情報共有に関すること。
- (2) 相談支援事業者のうち、市から委託を受けた事業者に対する運営評価に関すること。
- (3) その他、地域における障害者等への支援体制の整備に関すること。

2 協議会は、障害者総合支援法第88条第8項に基づき、久留米市の市町村障害福祉計画の策定又は変更に際して、市長の求めに応じて意見を述べるものとする。

## (委員)

第3条 協議会は、20人以内の委員をもって構成する。

2 委員は、障害者等の福祉に関する関係団体等に属する者から市長が委嘱する。

## (任期)

第4条 委員の任期は、2年以内とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

- 2 委員が前条の関係団体等に属さなくなったときは、その任が解かれるものとする。
- 3 委員は再任できるものとする。

## (会長及び副会長)

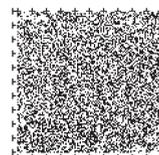
第5条 協議会に会長及び副会長を置く。

- 2 会長及び副会長は、委員の互選によりこれを定める。
- 3 会長は、協議会を代表し、会務を総括する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。

## (会議)

第6条 協議会の会議（以下「会議」という。）は会長が召集し、その議長となる。

- 2 会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。



**（意見の聴取等）**

第7条 協議会は、必要あるときは委員以外の者に会議への出席を求め、その意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

第8条 削除

**（部会）**

第9条 協議会は、部会を置くことができる。

2 部会は、協議会が指定する事項について検討する。

3 部会の委員は、関係機関等に属する者及び市民から選出された者（以下「公募者」という。）を市長が委嘱する。

4 部会の委員の任期は、2年以内で部会の目的を達するに必要な期間とする。

5 部会に部会長及び副部会長を置く。

6 部会長は、会務を総括し、部会での検討結果を協議会に報告する。

7 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故あるときは、その職務を代理する。

8 第4条第2項及び第3項並びに第6条の規定は、部会に準用する。ただし、部会の委員が公募者の場合は、第4条第2項の規定は適用しない。

**（守秘義務）**

第10条 協議会及び専門部会（以下「協議会等」という。）の委員等は、障害者等及びその家族の個人情報等の保護に万全を期すものとし、協議会等において知り得た秘密を他に漏らしてはならない。協議会等の委員等を退いた後も同様とする。

**（事務）**

第11条 協議会等の事務は、久留米市及び基幹相談支援センター運営業務受託事業者において処理する。

**（その他）**

第12条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に必要な事項は、別に定める。

**附 則**

**（施行期日）**

1 この要綱は、平成20年2月1日から施行する。

**（任期の特例）**

2 この要綱の施行後初めて委嘱される協議会等の委員等の任期は、第4条第1項、第8条第6項及び第9条第7項の規定に関わらず、平成21年3月31日までとする。

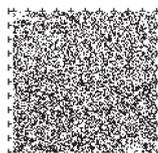
**附 則**

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

**附 則**

**（施行期日）**

1 この要綱は、平成25年8月1日から施行する。



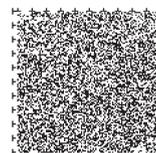
**（専門部会に関する経過措置）**

- 2 この要綱の施行の際現に改正前の久留米市障害者自立支援協議会設置要綱（以下「旧要綱」という。）第9条第1項の規定により設置している専門部会は、この要綱による改正後の久留米市障害者地域生活支援協議会設置要綱（以下「新要綱」という。）第9条第1項の規定により設置された部会とみなす。
- 3 この要綱の施行の際現に旧要綱第9条3項の規定により専門部会の委員として委嘱されているものは、新要綱第9条第3項の規定により前項の部会の委員として委嘱されたものとみなす。

**附 則**

**（施行期日）**

この要綱は、平成29年8月1日から施行する。

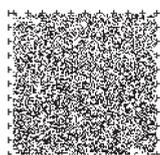


## 2 久留米市障害者地域生活支援協議会専門部会（障害者計画等策定検討部会）名簿

任期：平成29年8月1日～平成30年3月31日

	選出団体	委員氏名	備考
1	久留米大学	片岡 靖子	部会長
2	NPO法人 久留米市介護福祉サービス事業者協議会（障害者部会）	加藤 さよ子	
3	久留米市障害者支援施設協議会	原口 頼人	
4	NPO法人 久留米市介護福祉サービス事業者協議会（訪問看護部会）	二田 佳支子	
5	久留米市私立幼稚園協会	早川 成	副部会長
6	久留米商工会議所	脇邑 俊哉	
7	久留米市民生委員児童委員協議会	綾部 章子	
8	NPO法人 権利擁護支援センターふくおかネット	森高 清一	
9	久留米市社会福祉協議会	漆原 数弥	
10	久留米市東部障害者基幹相談支援センター	竹下 知宏	
11	久留米市北部障害者基幹相談支援センター	藤井 誠	
12	久留米市作業所連絡会	古川 克介	
13	久留米市身体障害者福祉協会	酒井 良実	
14	久留米市聴覚障害者協会	秋山 辰男	
15	久留米市手をつなぐ育成会	渡邊 健蔵	
16	久留米市精神障害者地域家族会	尾花 亮	
17	佐賀・筑後発達支援親の会「夢気球」	金子 みゆき	
18	NPO法人くるめ出逢いの会	津野 稔一	
19	公募	清竹 和夫	
20	公募	城島 朋子	
21	公募	宮本 富美代	
22	公募	田中 千尋	
23	公募	樋口 彩夏	
24	公募	松尾 博子	

（敬称略）



## 第6章

## 久留米市障害者地域生活支援協議会の検討結果について（報告）

平成30年3月30日

久留米市長 大久保 勉 様

久留米市障害者地域生活支援協議会  
委員長 片岡 靖子久留米市障害者地域生活支援協議会  
障害者計画等策定検討部会の検討結果について（報告）

本協議会は、「第3期久留米市障害者計画」「第5期久留米市障害福祉計画及び第1期久留米市障害児福祉計画」の策定にあたり、障害者計画等策定検討部会（以下「検討部会」という。）を設置し、平成29年8月から平成30年3月まで、計6回にわたり協議を行ってきました。

障害がある当事者やその家族、障害者を支援する関係者の視点から、障害者や障害児の暮らしの現状やニーズ等を踏まえ、障害者基本法がめざす共生社会の実現に向けた障害者が暮らしやすさを感じられる環境づくりのため、計画の方針や盛り込むべき施策等についての意見や要望を申し上げてきたところです。

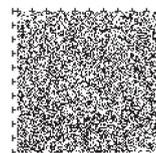
市長におかれましては、障害者が政策や計画過程に積極的に関与することの重要性を謳う「障害者権利条約」の趣旨に基づき、こうした検討部会の協議内容等を尊重し、各計画の策定及び確実な推進をされるよう要望します。

なお、各計画の策定及び推進において、特に留意していただきたい点として下記の項目を掲げます。これらの項目の実現について十分な配慮をお願いします。

## 記

- 1 障害者計画等策定検討部会での意見その他の意見（障害者（児）生活実態調査、パブリック・コメント等）で、計画に反映されなかった事項については、今後も検討を続け、可能な限り事業化を図ること。
- 2 「第3期久留米市障害者計画」に掲げる施策については、確実な進捗の管理を行い、その目標の達成を図ること。なお、進捗管理においては、当事者や関係者等の評価・意見を受けるとともに、次年度以降の施策展開へ反映させること。
- 3 「第5期久留米市障害福祉計画及び第1期久留米市障害児福祉計画」について、「第3期久留米市障害者計画」と連動させながら確実に推進するとともに、次期障害福祉計画（第6期）及び障害児福祉計画（第2期）の策定にあたっては、「第3期久留米市障害者計画」の基本方針に基づくとともに、社会情勢等の現状を十分に反映したものとすること。

以上



## 第7章

### 久留米市障害者計画等策定推進会議 設置要綱

#### (設置目的)

第1条 久留米市における障害者に関する基本的かつ総合的な施策の指針となる久留米市障害者計画及び久留米市障害福祉計画（以下「障害者計画等」という。）の策定にあたり、原案の策定に係る市行政内部における連絡調整を図るため、次の組織を設置する。

- (1) 久留米市障害者計画等策定推進会議（以下「推進会議」という。）
- (2) 久留米市障害者計画等策定推進調整会議（以下「調整会議」という。）
- (3) 久留米市障害者計画等策定推進担当者会議（以下「担当者会議」という。）

#### (推進会議)

第2条 推進会議は障害者計画等の策定について調整会議の報告をもとに原案の策定及び進行管理を行う。

- 2 推進会議の委員は別表1の職にあるものをもって構成する。
- 3 推進会議に会長及び副会長を置く。
- 4 推進会議の会長は健康福祉部を所管する副市長をもって充て、副会長は健康福祉部長をもって充てる。
- 5 会長は推進会議を代表し、会務を総理する。
- 6 副会長は会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代理する。
- 7 推進会議は会長が招集し、主宰する。

#### (調整会議)

第3条 調整会議は、次に掲げる事項について審議及び調整を行い、推進会議に報告を行う。

- (1) 障害者計画等の原案策定及び進行管理に関すること
  - (2) 障害者計画等策定に関する関係各部の連携の確保、連絡調整に関すること
  - (3) 担当者会議の指導に関すること
  - (4) その他、目的達成に必要と認められる事項に関すること
- 2 調整会議の幹事は別表2に掲げる職にある者をもって充てる。
  - 3 調整会議に代表及び副代表を置く。
  - 4 調整会議の代表は健康福祉部次長をもって充て、副代表は総合政策部総合政策課長をもって充てる。
  - 5 調整会議は代表が招集し、主宰する。

#### (担当者会議)

第4条 担当者会議は、専門的事項及び各部横断的な事項に関し、調査、研究及び検討作業を行い、障害者計画等の素案の検討を行うとともに策定した計画の進行管理を行う。

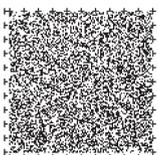
- 2 担当者会議は、別表3に掲げる担当課等の職員をもって構成する。
- 3 担当者会議に代表を置き、障害者福祉課長をもって充てる。
- 4 担当者会議の会議は、議題に応じ、第2項に規定する者の中から代表が指名する者をもって構成する。

#### (関係部局の協力)

第5条 関係各部局は、障害者施策の効果的かつ円滑な推進を図るため、推進会議、調整会議及び担当者会議の任務遂行に積極的に参加、協力するものとする。

#### (庶務)

第6条 推進会議、調整会議及び担当者会議の事務局は、健康福祉部障害者福祉課に置く。



## (その他)

第7条 推進会議、調整会議及び担当者会議は、障害者計画等の策定をもって解散する。

## 附 則

この要綱は、平成18年8月28日から施行する。

## 附 則

この要綱は、平成25年5月13日から施行する。

## 附 則

この要綱は、平成29年7月1日から施行する。

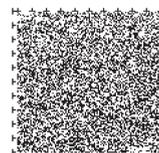
ただし、別表3「子ども未来部こども子育てサポートセンター」については、平成29年10月1日から施行する。

## 附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

## 別表1

会 長	健康福祉部を所管する副市長
副会長	健康福祉部長
委 員	総合政策部長 総務部長 協働推進部長 市民文化部長 保健所長 子ども未来部長 環境部長 農政部長 商工観光労働部長 都市建設部長 田主丸総合支所長 北野総合支所長 城島総合支所長 三潁総合支所長 上下水道部長 教育部長 久留米広域消防本部消防長

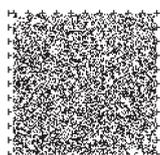


別表2

代 表	健康福祉部次長
副代表	総合政策部総合政策課長
幹 事	総務部次長 協働推進部次長 市民文化部次長 健康福祉部保健所次長 子ども未来部次長 環境部次長 農政部次長 商工観光労働部次長 都市建設部次長 田主丸総合支所次長 北野総合支所次長 城島総合支所次長 三潁総合支所次長 上下水道部次長 教育部次長 久留米広域消防本部次長

別表3

代 表	障害者福祉課長
	総合政策部広報課 総務部人事厚生課 総務部人材育成課 総務部契約課 協働推進部協働推進課 協働推進部地域コミュニティ課 協働推進部消費生活センター 協働推進部人権・同和対策課 協働推進部人権啓発センター 市民文化部生涯学習推進課 市民文化部体育スポーツ課 市民文化部中央図書館 健康福祉部地域福祉課 健康福祉部医療・年金課 健康福祉部長寿支援課 健康福祉部介護保険課 健康福祉部生活支援第2課 健康福祉部保健所保健予防課 健康福祉部保健所健康推進課 健康福祉部保健所地域保健課 子ども未来部子ども政策課 子ども未来部子ども施設事業課 子ども未来部こども子育てハートセンター 子ども未来部幼児教育研究所 農政部農政課 農政部生産流通課 農政部みどりの里づくり推進課 農政部中央卸売市場 商工観光労働部商工政策課 商工観光労働部企業誘致推進課 商工観光労働部労政課 都市建設部防災対策課 都市建設部交通政策課 都市建設部建築指導課 都市建設部住宅政策課 都市建設部道路整備課 教育部学校教育課 教育部教育センター 久留米広域消防本部予防課 久留米広域消防本部情報指令課



## 第8章 用語解説

### ■ あ行 ■

#### ●インクルーシブ教育

障害の有無によらず、誰もが地域の学校で学べる教育のこと。

#### ●Web119

携帯電話（携帯電話・スマートフォン・PHS）など、インターネット接続機能を利用して、119番通報が行えるシステム。平成27年11月10日より、筑後地域消防指令センターにおいて運用されている。

#### ●うつ病

精神障害のひとつ。うつ気分になることが特徴。躁うつ病の概念の中に含まれているが、その中でうつ病だけを示す場合に使われる。症状は、うつ気分のほかに活動に対する意欲が低下する、思考が低下する、自分を責める、眠れないなどがみられる。

#### ●NPO法人

Non-Profit Organization の略称で、日本語では特定非営利活動法人という。1997年に特定非営利活動促進法（NPO法）が成立し、社会貢献のための活発な活動を行うボランティア団体に法人格を付与し、活動しやすい体制・環境を整えようという試みでスタートした。

### ■ か行 ■

#### ●改正障害者総合支援法

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律及び児童福祉法の一部を改正する法律に基づく。障害者が自らの望む地域生活を営むことができるよう、「生活」と「就労」に対する支援の一層の充実や、高齢障害者による介護保険サービスの円滑な利用を促進するための見直しを行うとともに、障害児支援のニーズの多様化にきめ細かく対応するための支援の拡充を図るほか、サービスの質の確保・向上を図るための環境整備等を行うことを趣旨とする。

#### ●基幹相談支援センター

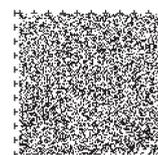
障害者自立支援法（現・障害者総合支援法）の改正により、相談支援体制の強化を目的として平成24年（2012年）4月から設置されることとなった施設。地域における相談支援の中核的な役割を担い、相談支援事業、成年後見制度利用支援事業及び身体障害者・知的障害者・精神障害者等に関わる相談支援を総合的に行うことを目的とする。

#### ●ケアマネジャー

介護保険のサービス利用者の相談に応じ、介護サービス計画を立案する介護支援専門員のこと。利用者の自立を助けるための専門知識と技術をもち、適切な在宅・施設サービスを利用できるよう、市区町村や在宅サービス事業者、介護保険施設などと連絡調整を行う。

#### ●高次脳機能障害

交通事故や病気などによる脳への損傷に基づく後遺症により、記憶、注意、遂行機能、社会的行動などの認知機能（高次脳機能）が障害された状態のこと。



●合理的配慮

障害者権利条約で定義されている概念であり、障害者が他の人同様の人権と基本的自由を享受できるように、物事の本質を変えてしまったり、多大な負担を強いたりしない限りにおいて、配慮や調整を行うこと。

## ■さ行■

●肢体不自由

上肢・下肢及び体幹の機能の障害を指す。なお、知能の障害が原因で運動機能に障害がある場合はこれに含まれない。

●児童福祉法

児童の健全な育成、児童の福祉の保障と積極的増進を基本精神とする総合的法律。同法では、児童福祉の原理について、「すべて国民は児童が心身ともに健やかに生まれ、且つ育成されるよう努め」、また「児童はひとしくその生活を保障され、愛護され」なければならないとされており、この原理を実現するための国・地方公共団体の責任等について定められている。

●社会モデル

障害が、機能障害のみに起因するものではなく、社会における様々な障壁（バリア）と相對することによって生じるとする考え方。

●重症心身障害

重度の肢体不自由と重度の知的障害が重複している障害。

●住宅セーフティネット

高齢者、障害者、外国人、子育て世帯、母子世帯など、独力では住宅を確保することが困難な方々が、それぞれの所得、家族構成、身体の状態等に適した住宅を確保できるような仕組み。

●就労継続支援事業所（A型・B型）

就労継続支援事業所（A型）は、企業等に就労することが困難な障害のある方に対して、雇用契約に基づく生産活動の機会の提供、知識および能力の向上のために必要な訓練などを行うサービス。

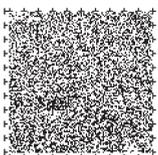
就労継続支援事業所（B型）は、通常の事業所に雇用されることが困難な就労経験のある障害のある方に対し、生産活動などの機会の提供、知識および能力の向上のために必要な訓練などを行うサービス。

●情報アクセシビリティ

年齢や障害の有無に関係なく、誰でも必要とする情報に簡単にたどり着け、利用できること。

●情報バリアフリー

障害者や高齢者を含むすべての人々が、社会のIT化による利益を享受し、情報通信を利用ができるようにすること。



●障害者基本法

障害者の自立及び社会参加の支援等のための施策に関し、基本理念を定め、及び国、地方公共団体等の責務を明らかにするとともに、障害者の自立及び社会参加の支援等のための施策の基本となる事項を定めること等により、障害者の自立及び社会参加の支援等のための施策を総合的かつ計画的に推進し、もって障害者の福祉を増進することを目的として制定された法律。平成 23 年 7 月に改正され、障害者の定義の見直しや合理的配慮、差別禁止等が明記された。

●障害者虐待防止法（障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律）

虐待を受けた障害者に対する保護、養護者に対する支援のための措置等を定めることにより、障害者虐待の防止に関する施策を促進するための法律。平成 23 年 6 月成立。

●障害者権利条約（障害者の権利に関する条約）

障害者の権利及び尊厳を保護し、及び促進するための包括的かつ総合的な国際条約。平成 18 年 12 月に国連で採択され、我が国は平成 19 年 9 月に署名、平成 26 年 1 月批准、同年 2 月発効。

●障害者雇用促進法（障害者の雇用の促進等に関する法律）

障害者の雇用と在宅就労の促進について定めた法律であり、従業員の一定の割合（法定雇用率）を障害者とするよう企業に義務づけている。平成 25 年 4 月の改正により、雇用分野における障害者に対する差別を禁止するための措置及び精神障害者を法定雇用率の算定基礎に加えることなどが盛り込まれた。

●障害者差別解消法（障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律）

障害者基本法の基本理念である差別禁止の概念を具体化する法律であり、障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本的な事項、行政機関等及び事業者における障害を理由とする差別を解消するための措置等を定めている。平成 25 年 6 月成立、平成 28 年 4 月施行。

●障害者総合支援法（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律）

地域社会における共生の実現に向けて障害福祉サービスの充実等障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するため、障害者自立支援法を改正したもの（平成 24 年 6 月成立）。自立支援給付の対象者、内容、手続き等、地域生活支援事業、サービスの整備のための障害福祉計画の作成、費用の負担等について定めた法律であり、障害者の定義に難病を追加し、平成 26 年 4 月 1 日から、重度訪問介護の対象者の拡大、ケアホームのグループホームへの一元化などが実施された。

●障害者優先調達推進法（国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律）

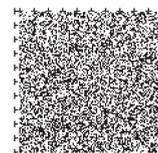
障害者就労施設等の受注の機会を確保するために必要な事項等を定めることにより、障害者就労施設等が供給する物品等に対する受容の推進等を図り、障害者の自立の促進を図ることを目的とした法律。平成 24 年 6 月成立。

●ジョブコーチ

知的障害や精神障害など、円滑なコミュニケーションが困難な障害者の職業生活の安定を図るため、一緒に職場に入り、付き添って仕事や訓練をサポートし、職場内の人間関係の調整などにあたることで、職場環境などへの適応を支援する指導員。

●スクール・カウンセラー

児童・生徒・保護者・教師の相談にのるため、学校に配置される臨床心理士などの専門家。



●成年後見制度

知的障害者、精神障害者などで、主として意思能力が十分でない人の財産が、その人の意思に即して保全活用され、また日常生活において、主体性がよりよく実現されるよう、財産管理や日常生活上の援助をする制度。

●成年後見制度利用促進法

成年後見制度の利用の促進について、その基本理念を定め、国の責務等を明らかにし、基本方針その他の事項を定めるとともに、成年後見制度利用促進会議及び成年後見制度利用促進委員会を設置すること等により、成年後見制度の利用促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進することを目的とした法律。

●セーフコミュニティ

WHO（世界保健機構）セーフコミュニティ協働センターが推進する「けがや事故などは偶然の結果ではなく、予防することができる」という理念に基づいて、予防に重点を置き、地域社会全体で進める安全安心なまちづくりのこと。

久留米市では、平成23年7月、九州では初めての取組開始を宣言し、平成25年12月に認証取得をした。

セーフコミュニティでは、交通安全、高齢者の安全、防災など6つの重点取組分野を定め、様々な統計データやアンケートなどを活用して、現状把握、課題分析を行い、予防策を講じ、その効果を検証し、取組の更なる改善を図っていくこととしている。

●セルフ

セルフとは、Self-Help「自助自立」の造語で、障害者が、自分に合った働き方で社会に貢献し、自立した生活を自らの手で獲得することを目指す活動のことであり、授産施設などでの活動が該当する。「セルフ製品」とはセルフの活動で生産された製品のことで。

## ■た行■

●タウンモビリティ

高齢者や障害・病気・ケガなどでスムーズな移動ができない人たちに、商店街や商業施設が、電動スクーターや車いすを貸し出し、買い物や散策ができるようにする外出支援の取組。街のバリアフリー化、商店街の売上アップなどの経済効果もある。

●WHO（世界保健機構）

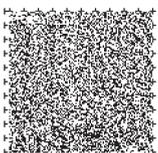
「全ての人々が可能な最高の健康水準に到達すること」を目的として設立された国連の専門機関。

●多目的トイレ

障害者だけでなく、高齢者、妊婦、小さな子どもを連れた人、大きな荷物を持っている人などが利用しやすいよう配慮してつくられたトイレ。

●地域活動支援センター

障害者を対象とする通所施設の一つ。地域の実情に応じ、創作的な活動や生産活動の機会の提供、社会との交流促進等の便宜を供与し、障害者の自立した地域生活を支援する場。センターの運営は、障害者総合支援法上、地域生活支援事業として位置づけられる。



●地域共生社会

社会構造の変化や人々の暮らしの変化を踏まえ、制度・分野ごとの縦割りや、「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えつながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会を目指す社会。

●地域防災計画

地域防災計画は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第42条の規定に基づき、各自治体における災害に対処するための基本的事項を示した計画。

●特別支援教育

学習障害（LD）、注意欠陥・多動性障害（ADHD）、高機能自閉症を含めて障害のある児童生徒の自立や社会参加に向け、その一人ひとりの教育ニーズを把握し、その持っている力を高め、生活や学習上の困難を改善または克服するために、適切な教育や指導を通じて必要な支援を行うもの。従来の障害の程度等に応じて、特別の場で指導を行う「特殊学級」からの転換が図られている。

## ■な行■

●内部障害

身体障害者福祉法に定められた障害の中で、心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう・直腸、小腸、ヒト免疫不全ウイルスによる免疫、肝臓の機能障害の総称。

●難病

原因不明、治療方法未確立、後遺症を残すおそれの多い疾病、経過が慢性にわたり、単に経済的な問題のみならず介護等に著しく人手を要するため、家庭の負担が重く、また精神的にも負担の大きい疾病とされている。パーキンソン病、重症筋無力症等がある。

●ニッポン一億総活躍プラン

一億総活躍社会とは、女性も男性も、高齢者も若者も、障害や難病のある方も、家庭、職場、地域などあらゆる場で誰もが活躍できる、全員参加型の社会のこと。

ニッポン一億総活躍プランは、我が国の経済成長の隘路の根本にある少子高齢化の問題に真正面から取り組むもので、三本の矢の経済政策を一層強化するとともに、子育て支援や社会保障の基盤を強化し、それが経済を強くする新たな経済社会システムづくりに取り組むもの。

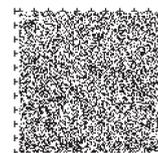
●ノーマライゼーション

障害者や高齢者など社会的に不利を受けやすい人々が、社会の中で他の人々と同じように生活し、活動することが社会の本来あるべき姿であるという考え方。また、それに基づく社会福祉政策。

## ■は行■

●発達障害

「発達障害者支援法」の定義によると、自閉症、アスペルガー症候群、その他の広汎性発達障害、学習障害（LD）、注意欠陥・多動性障害（ADHD）、その他これに類する脳機能の障害であって、その症状が通常低年齢期において発現する障害のこと。



●発達障害者支援法

発達障害を早期に発見し、発達支援を行うことに関する国及び地方公共団体の責務を明らかにした上で、地域における一貫した支援を行うこと、専門家を確保するよう努めること、一貫した支援のための関係者の緊密な連携を確保すること、そして、発達障害への国民の理解を促進することが示されている。

●バリアフリー

障害者等が社会生活をしていく上で妨げとなる障壁（バリア）を除去（フリー）するという意味で、もともと住宅建築用語で登場し、段差等の物理的障壁の除去をいうことが多いが、より広く、障害者の社会参加を困難にしている社会的、制度的、心理的なすべての障壁の除去という意味でも用いられる。

●バリアフリー法

高齢者や障害者が移動しやすいまちづくりを進めるため、駅などを対象とする交通バリアフリー法と、建物を対象とするハートビル法を統合して拡充させたもの。正式名称を高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律という。これまでは、駅やビルなど、いわば“点”のバリアフリー化を進めてきたが、新法では駅から役所まで、駅から病院までというように、高齢者や障害者がよく利用する地域一帯を“面”的に整備するようになる。

●引きこもり

様々な要因によって社会的な参加の場面が狭まり、自宅以外での生活の場が長期にわたって失われている状態のこと。

●福岡県福祉のまちづくり条例

高齢者や障害のある人等が、他の人々と同じように生活できる社会を目指す「ノーマライゼーション」の考え方を基に、社会生活をしていく上での障壁（バリア）となるものを取り除いていくという「バリアフリー」の考え方を基本理念とし、すべての県民が日常生活、社会活動をしていく上でのバリアとなるものを取り除き、社会、文化、経済等あらゆる分野の活動に自らの意思で参加できる、いきいきとした地域社会を築くことを目的とした条例。

●福祉的就労

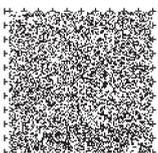
一般企業などでの就労が困難な障害者が、就労継続支援事業所や地域活動支援センターなどで訓練を受けながら働くこと。自立、更生を促進し、生きがいをつくるという意味合いがある。

●福祉避難所

高齢者、障害者、妊産婦、乳幼児、病者等、一般的な避難所では生活に支障を来たす人たちのために、特別な配慮がされた避難所。

●法定雇用率（法定雇用率制度）

身体障害者及び知的障害者について、一般労働者と同じ水準において常用労働者となり得る機会を与えることとし、常用労働者に対する割合（障害者雇用率）を設定し、事業主等に障害者雇用率達成義務を課すことにより、それを保障するもの。平成25年4月現在では、民間企業2.0%、国・地方公共団体等2.3%、都道府県等の教育委員会2.2%。障害者雇用促進法の改正により、平成30年4月から法定雇用率の算定基礎に精神障害者が追加される（精神障害者を雇用義務の対象に追加）。



## ■ま行■

### ●民生委員・児童委員

地域の中から選ばれ、厚生労働大臣の委嘱を受け、無報酬で地域福祉のために活動するボランティア。任期は3年で、社会奉仕の精神、基本的人権の尊重、政党・政治目的への地位利用の禁止を基本姿勢とし、地域住民の立場に立って活動を行う。また、行政とのパイプ役としても役割を果たす。

## ■や行■

### ●ユニバーサルデザイン

すべての人のためのデザインをいう。障害者や高齢者、外国人、男女などそれぞれの違いを越え、すべての人が暮らしやすいよう、まちづくり、ものづくり、環境づくりなどを行っていることとする考え方である。

### ●要約筆記

聴覚障害者に、話の内容をその場で文字にして伝える筆記通訳のこと。話すスピードは書くよりも数倍早く、すべてを書くことは不可能なため、話の内容を要約して伝えるもの。

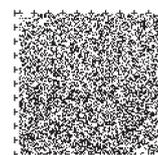
## ■ら行■

### ●療育

障害児に対し、その発達に即して、一定の医療的な行為を行い、かつ保育を実施すること。「療」は医療を、「育」は養育・保育・教育を意味する。

### ●レスパイトケア

障害者の家族に対して、一時的に一定期間、介護から解放し、休息とリフレッシュを提供することによって、日頃の心身の疲れを回復できるようにする援助。



---

## 第3期久留米市障害者計画

平成30年（2018年）3月

発行 久留米市 健康福祉部 障害者福祉課

〒830-8520 福岡県久留米市城南町 15-3

電話：0942-30-9035

FAX：0942-30-9752

e-mail：fukushi@city.kurume.fukuoka.jp

ホームページアドレス：<http://www.city.kurume.fukuoka.jp/>

---

